



龍 郷 町
第 6 期 障 害 福 祉 計 画
第 2 期 子 ども 療 育 計 画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月
鹿児島県 龍郷町

はじめに



本町では、龍郷町障害福祉計画（第5期）・龍郷町子ども療育計画（第1期）を策定し、「健やかで安心して自分らしく豊かに暮らせるまちづくり」を基本目標に、障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、人と人が支え合い安心して暮らすことができる地域であるよう、支え合う共生社会の実現に向けて、様々な取り組みを推進してまいりました。

障害福祉を取り巻く環境は、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化が進行するとともに、その家族介護の高齢化により、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など地域ぐるみの取り組みが求められています。

このような状況に対応し、障害者基本法、障害者総合支援法及び障害者差別解消法など国の方でも障害者福祉に関する、法整備も進められています。

今回の、第6期龍郷町障害福祉計画・第2期龍郷町子ども療育計画は、後継計画として策定し、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間としており、7つの基本理念として、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」「入所等から地域生活への移行等課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障がい児の健やかな育成のための発達支援」「障害福祉人材の確保」「障がい者の社会参加を支える取組」を設定し、その実現に向けた取組を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、様々な困難が見込まれるところです。人と人の距離をお願いする一方で、心と心のつながりはさらに強く、そして必要な人に必要な支援を届け、自助・互助・共助・公助、町民皆さんで繋がり、「誰一人として取り残されない社会」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました皆様へ心より感謝いたします。

令和3年3月

龍郷町長 竹田 泰典

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画の背景.....	1
2 第6期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容.....	2
3 計画の根拠.....	3
4 各種計画との関連.....	4
5 計画の期間.....	4
6 計画の対象者.....	4
7 計画の策定方法.....	5
8 「障がい」の表記について.....	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1 総人口の推移.....	6
2 手帳所持者の状況.....	7
3 障害福祉サービス等の利用状況.....	11
4 アンケート調査結果からみる本町の状況.....	12
5 奄美地区自立支援協議会・子ども部会における主な意見.....	38
第3章 第5期計画等の実施状況	40
1 成果目標の実施状況.....	40
2 活動指標の状況.....	43
第4章 基本的理念等	46
1 基本的理念.....	46
2 龍郷町地域包括ケア体制図.....	48
3 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	50
4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	50
5 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	50
6 事業の全体像.....	51
第5章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標	53
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	53
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	54
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	54
4 障がい児支援の提供体制の整備等.....	56
5 相談支援体制の充実・強化等.....	58

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	59
第6章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み.....	61
1 障害福祉サービス等.....	61
2 地域生活支援事業.....	81
3 障害児通所支援・障害児相談支援等.....	89
4 障害福祉サービス等の主な対象者・サービス内容（再掲）.....	94
5 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項.....	99
6 その他の活動.....	99
第7章 計画の推進.....	100
1 障がい者を支える体制づくり（奄美地区地域自立支援協議会）.....	100
2 計画の推進体制.....	101
3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供.....	102
第1部 資料編.....	104
1 龍郷町障害者基本計画等策定委員会設置要綱.....	104
2 龍郷町障害者基本計画等策定委員会委員名簿.....	105
3 用語解説.....	106

第1章 計画策定の概要

1 計画の背景

(1) 措置制度から支援費制度へ

平成12年6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年4月から、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

(2) 障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた障害福祉サービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化、明確化などが図られました。

障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたため、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきました。

平成22年12月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正が公布され、応能負担（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

(3) 障害者総合支援法の制定

平成25年4月、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として改正施行されました。

同法では、平成25年4月から障がい者の定義に「難病」等を追加し、平成26年4月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法等の改正

平成28年6月、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成30年4月から施行されました。

(5) 第6期障害福祉計画・第2期子ども療育計画の策定

本町では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、障害福祉計画においては、平成19年3月の第1期龍郷町障害福祉計画の策定以来、通算5期にわたって策定してきました。また、障害児福祉計画においては、平成30年3月に第1期龍郷町子ども療育計画を策定しました。これらの計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえた上で、令和3年度から令和5年度末に向けて、障がい者施策の目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「龍郷町 第6期障害福祉計画・第2期子ども療育計画」を策定します。

2 第6期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に係る基本指針について、厚生労働省社会保障審議会障害者部会で議論が行われ、令和2年5月に基本指針の改正が行われました。改正の主な内容は下図のとおりです。

【第6期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容】

1. 基本指針について <ul style="list-style-type: none"> 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度 	
2. 基本指針見直しの主なポイント <ul style="list-style-type: none"> 地域における生活の維持及び継続の推進 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 相談支援体制の充実・強化等 障害福祉人材の確保 福祉施設から一般就労への移行等 発達障害者等支援の一層の充実 障害者の社会参加を支える取組 「地域共生社会」の実現に向けた取組 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 障害福祉サービス等の質の向上 	
3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標) <ul style="list-style-type: none"> ① 施設入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準) (新) 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減) 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準) ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新) 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新) ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新) 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新) ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典：厚生労働省資料

3 計画の根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく本町の「障害福祉計画」であり、

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 5 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

を定めます。

また、「児童福祉法」第33条の20に基づく本町の「障害児福祉計画」であり、

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 その他障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関し必要な事項
- 4 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 5 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

を定め、本町の障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を推進します。

4 各種計画との関連

本計画は、「龍郷町総合振興計画」を上位計画とする個別計画であり、保健福祉分野関連計画や「鹿児島県第6期障害福祉計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。

5 計画の期間

第6期障害福祉計画・第2期子ども療育福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、龍郷町障害者計画との整合を図りながら、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉計画	第5期計画		見直し	第6期計画			第7期計画		
						見直し			
子ども療育計画	第1期計画		見直し	第2期計画			第3期計画		
						見直し			
障害者計画	第3期計画					見直し	第4期計画		

6 計画の対象者

第6期障害福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

また、第2期障害児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

1. 身体に障害のある18歳未満である者
2. 知的障害のある18歳未満である者
3. 精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者のことをいいます。

7 計画の策定方法

（1）龍郷町第6期障害福祉計画・第2期子ども療育計画策定委員会

本計画の成果目標や活動指標等の設定について検討するため、龍郷町第6期障害福祉計画・第2期子ども療育計画策定委員会を開催しました。

（2）障害者手帳所持者アンケート調査

本町在住の障害者手帳所持者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和2年11月にアンケート調査を実施しました。

（3）保護者アンケート調査

本町在住の児童発達支援事業所等利用の保護者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和2年11月にアンケート調査を実施しました。

（4）奄美地区自立支援協議会

令和2年10月に瀬戸内町で開催された第1回定例会においてグループワークを行い、本島内5市町村の計画策定について提言をいただきました。

（5）パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、令和3年2月18日から2月26日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

8 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

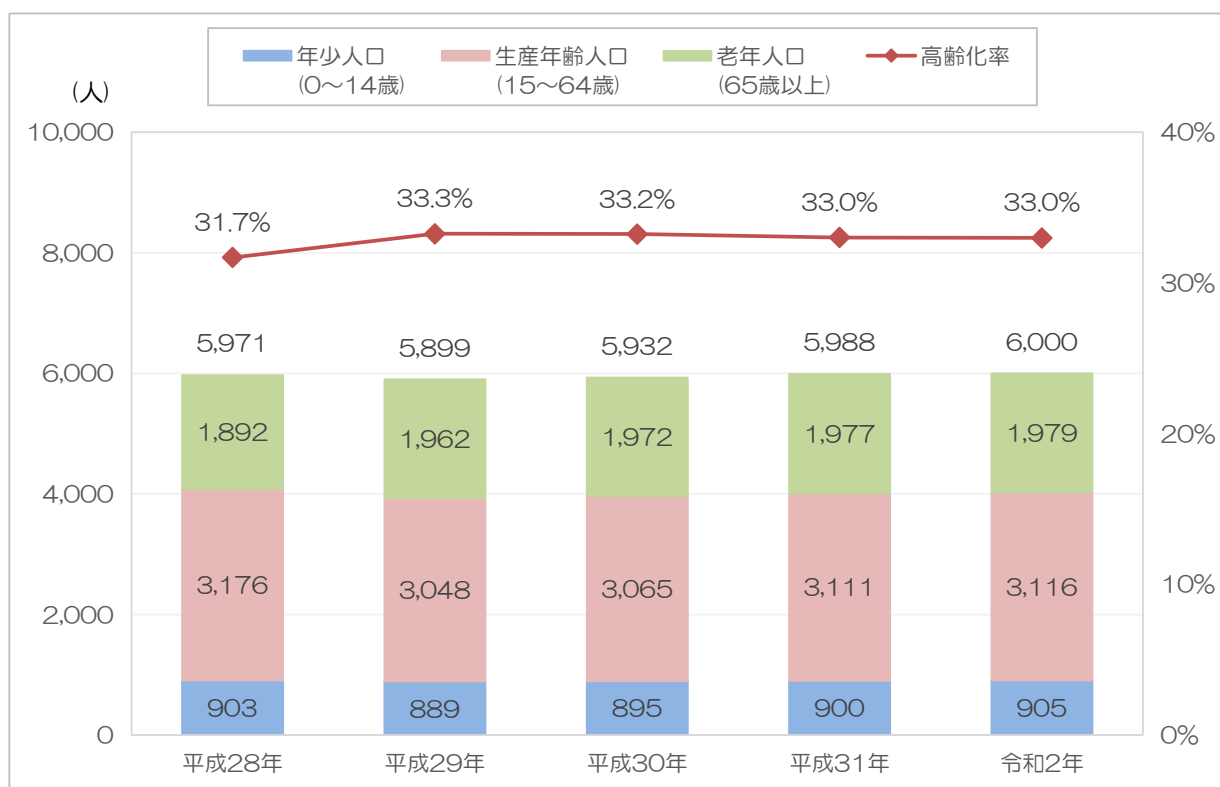
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 総人口の推移

本町の総人口は令和2年4月現在で6,000人となっており、65歳以上の高齢者人口は1,979人、総人口に占める割合は33.0%となっています。

総人口は平成28年と比較して29人増加しています。

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
15歳未満	903	889	895	900	905
15～64歳	3,176	3,048	3,065	3,111	3,116
65歳以上	1,892	1,962	1,972	1,977	1,979
総人口	5,971	5,899	5,932	5,988	6,000
高齢化率	31.7%	33.3%	33.2%	33.0%	33.0%



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

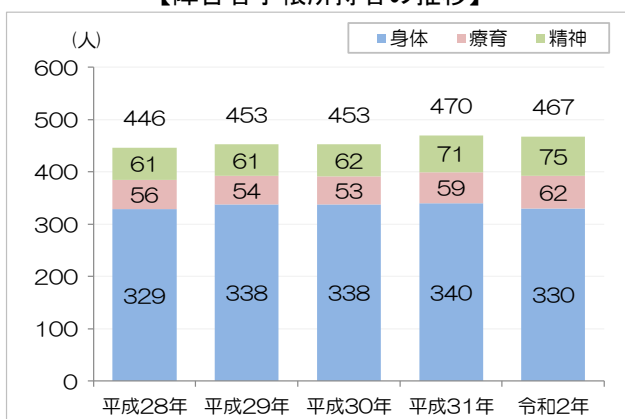
2 手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

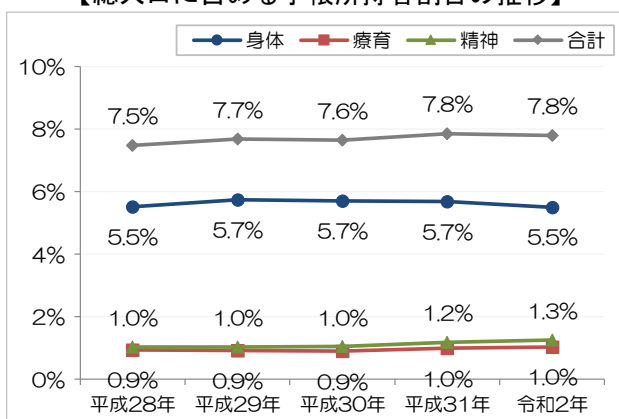
令和2年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者330人、療育手帳所持者62人、精神障害者保健福祉手帳所持者75人となっています。

また、令和2年の総人口に占める手帳所持者の割合は7.8%（うち身体5.5%、療育1.0%、精神1.3%）となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

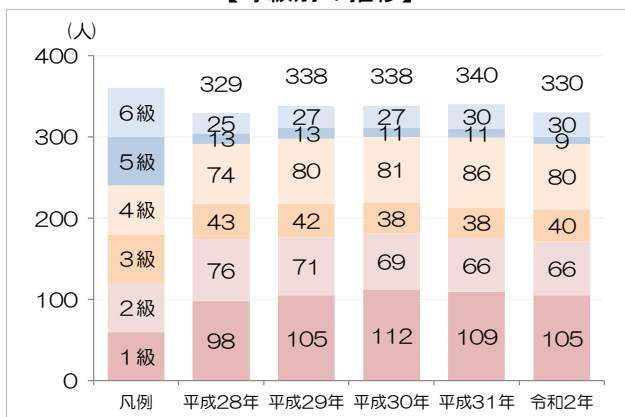
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

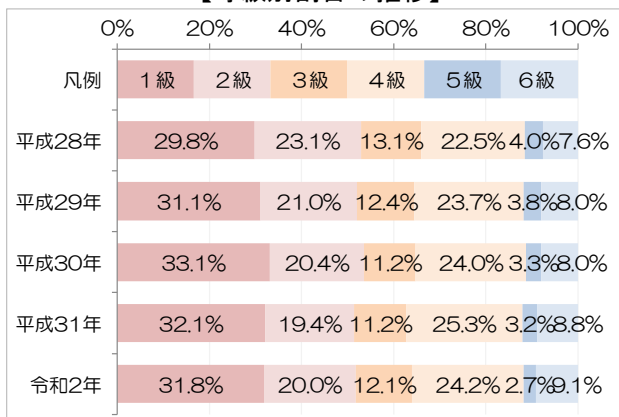
令和2年の身体障害者手帳所持者は330人となっており、平成28年と比較して1人増加しています。

令和2年の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く31.8%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が5割を超えています。

【等級別の推移】



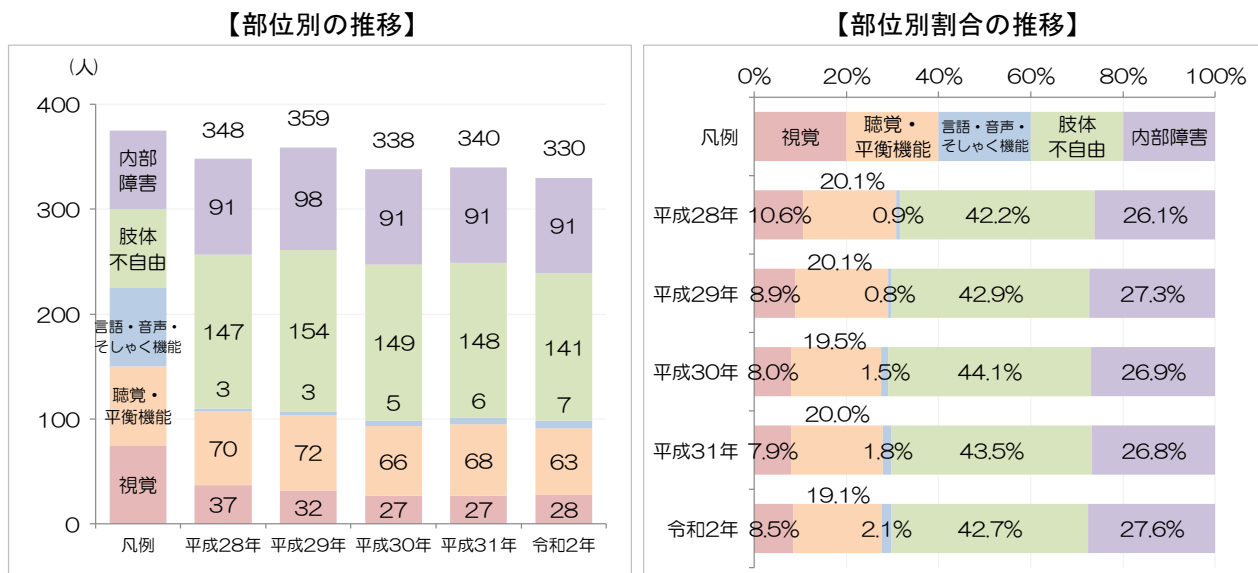
【等級別割合の推移】



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

② 部位別の推移

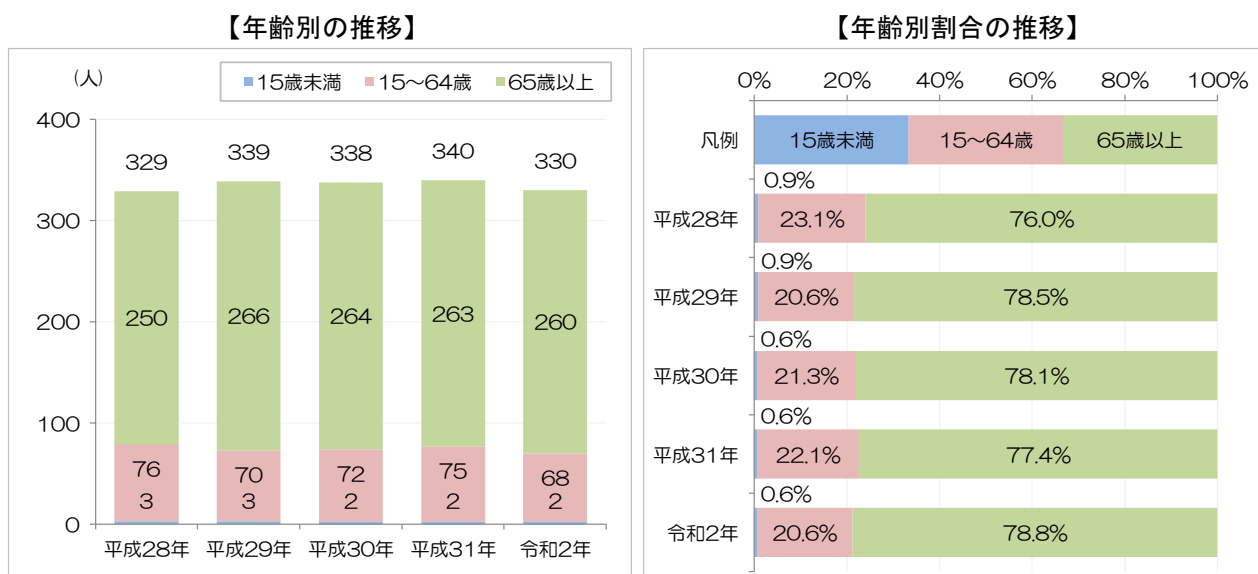
令和2年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が42.7%と最も多く、次いで「内部障害」の27.6%となっています。



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

③ 年齢階層別の推移

令和2年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が約8割（78.8%）となっています。



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

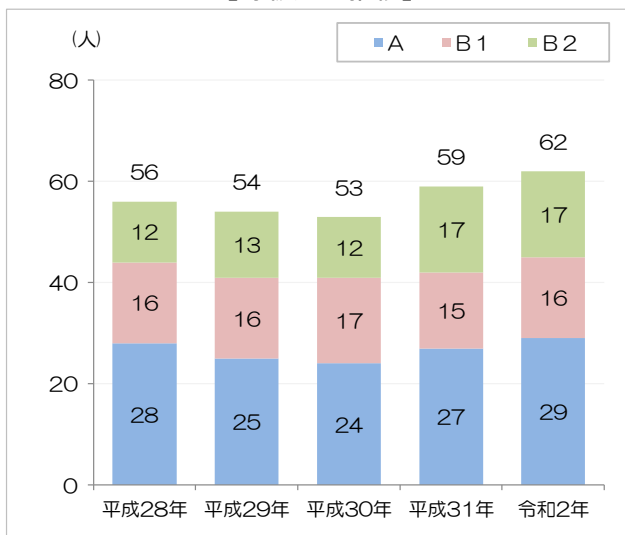
(3) 療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

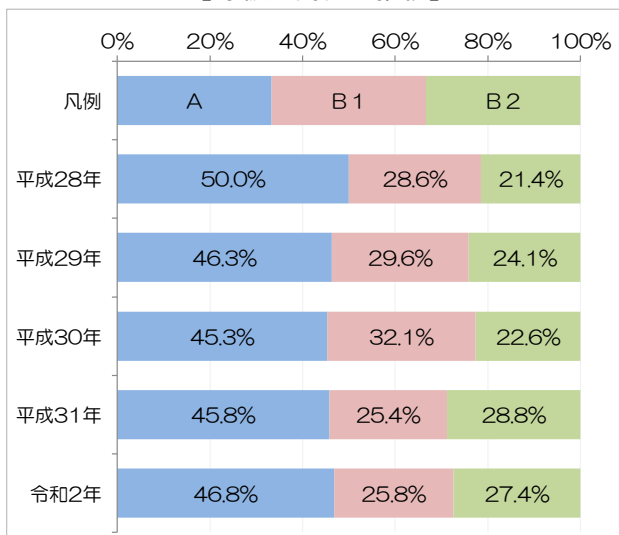
令和2年の療育手帳所持者は62人となっており、平成28年と比較して6人増加しています。

また、令和2年の等級別割合をみると、重度者であるAが46.8%で最も高くなっています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】

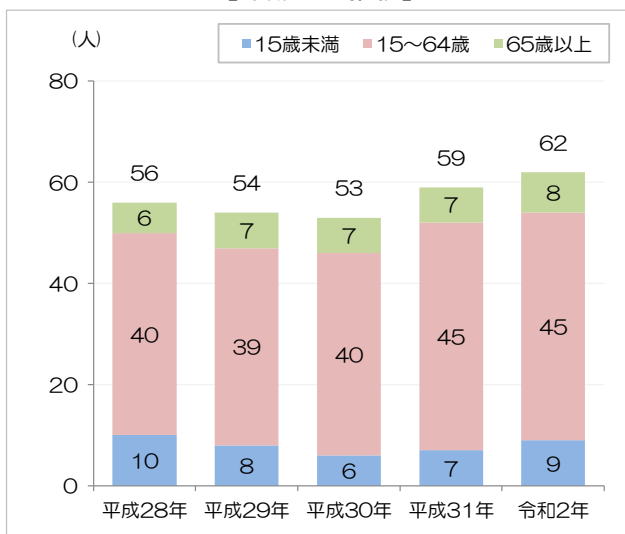


出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

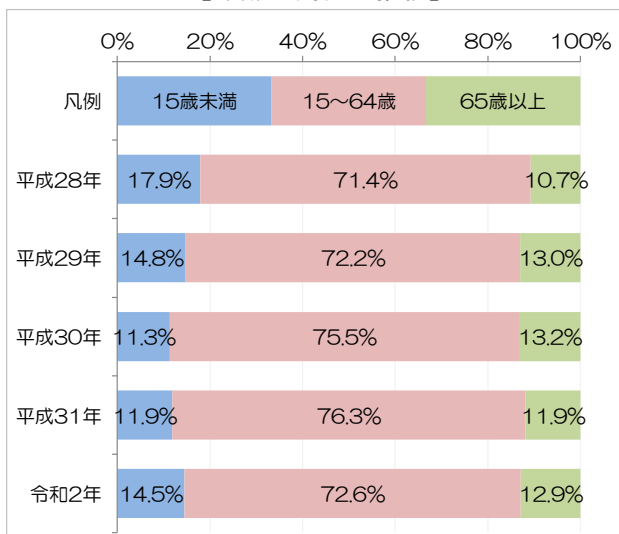
② 年齢階層別の推移

令和2年の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、15歳未満が9人（構成割合14.5%）、15～64歳が45人（構成割合72.6%）、65歳以上が8人（構成割合12.9%）、となっています。

【年齢別の推移】



【年齢別割合の推移】



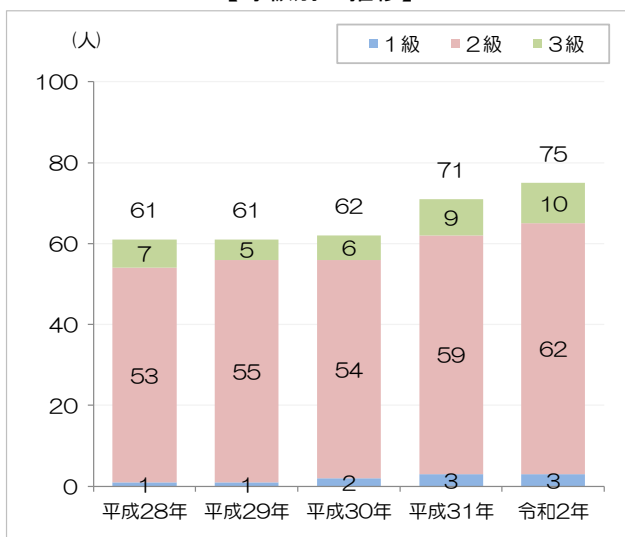
出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

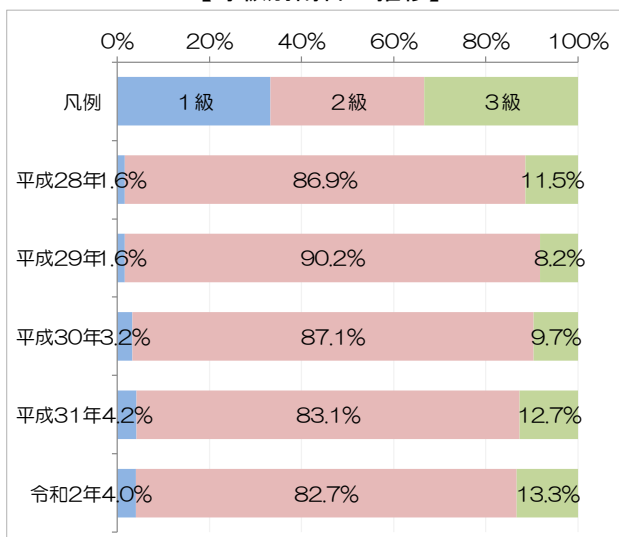
① 等級別の推移

令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者は75人となっており、近年増加傾向で推移しています。また、令和2年の等級別割合をみると、2級が82.7%と最も高くなっています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】

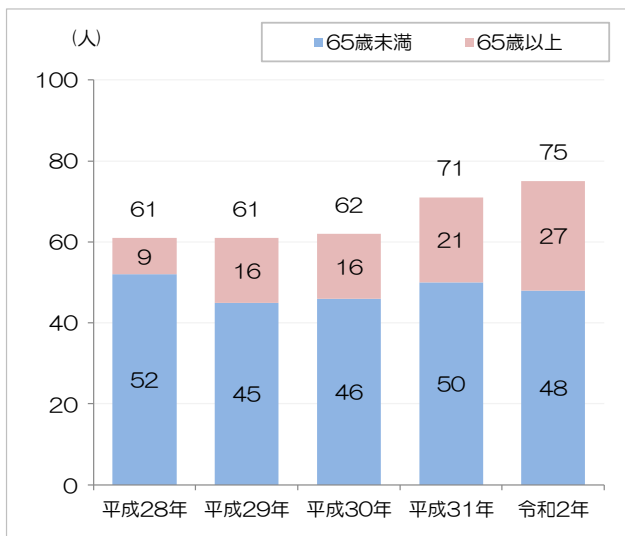


出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

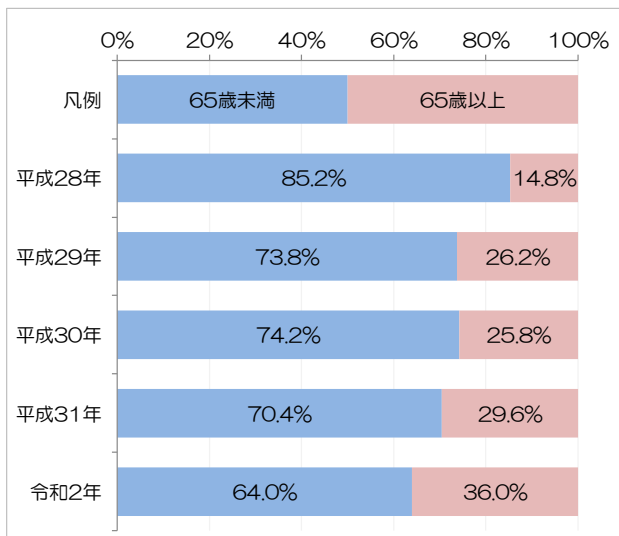
② 年齢階層別の推移

令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳未満が48人（構成割合64.0%）、65歳以上が27人（構成割合36.0%）となっています。

【年齢別の推移】



【年齢別割合の推移】



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

3 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況（利用実人数）

(単位：人)

サービス種別	H28	H29	H30	R1	R2
居宅介護	11	13	14	12	12
重度訪問介護	0	0	0	1	1
同行援護	3	2	2	4	5
生活介護	34	34	32	33	37
自立訓練（機能訓練）	0	1	3	3	0
自立訓練（生活訓練）	10	8	2	3	2
就労移行支援	3	6	2	1	2
就労継続A型	0	1	1	0	0
就労継続B型	41	45	47	57	56
就労定着支援	0	0	0	0	1
療養介護	2	2	2	2	2
施設入所支援	24	23	22	22	24
共同生活援助（グループホーム）	7	7	8	8	8
計画相談支援	77	90	87	96	99

出典：保健福祉課資料

(2) 障害児通所支援等の利用状況（利用実人数）

(単位：人)

サービス種別	H28	H29	H30	R1	R2
児童発達支援	20	22	23	24	30
放課後等デイサービス	12	19	19	23	28
保育所等訪問支援	13	7	15	18	24
児童相談支援	30	34	43	44	52

出典：保健福祉課資料

(3) 自立支援医療の受給状況（受給者人数）

(単位：人)

サービス種別	H28	H29	H30	R1	R2
精神通院	-	115	116	113	114
更生医療	0	4	6	7	7
育成医療	3	3	1	0	1

出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）、精神通院受給者人数はH29よりシステム処理実施のため集計不可

4 アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査の概要

① 手帳所持者アンケート調査

ア) 調査実施時期

令和2年11月に実施しました。

イ) 調査対象者

本町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している町民、本町在住の自立支援医療受給者を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

ウ) 配布数・回答数

障がい種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	226人	122人	54.0%
療育手帳所持者	47人	27人	57.4%
精神障害者保健福祉手帳所持者 自立支援医療受給者	116人	52人	44.8%
合計	389人	201人	51.7%

② 児童発達支援事業所等利用の保護者アンケート調査

ア) 調査実施時期

令和2年11月に実施しました。

イ) 調査対象者

本町在住の児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している保護者の方を調査対象とし、郵送及び事業所を通じて配布・回収を行いました。

ウ) 配布数・回答数

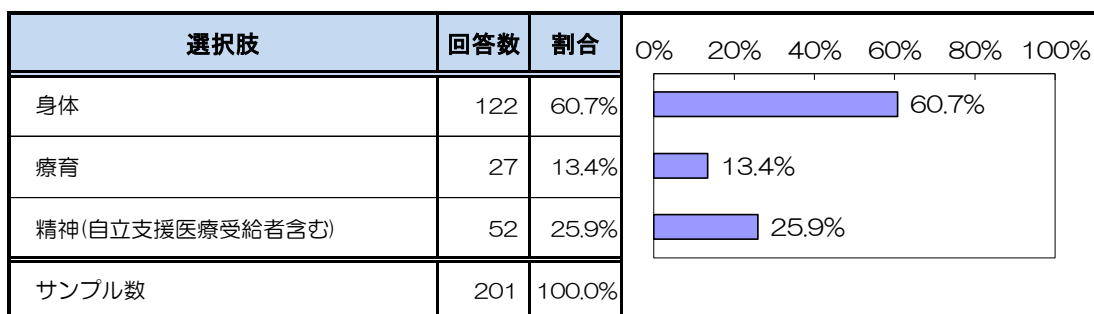
	配布数	有効回答数	有効回答率
児童発達支援等利用保護者調査	46人	36人	78.3%

(2) 手帳所持者調査結果 (抜粋)

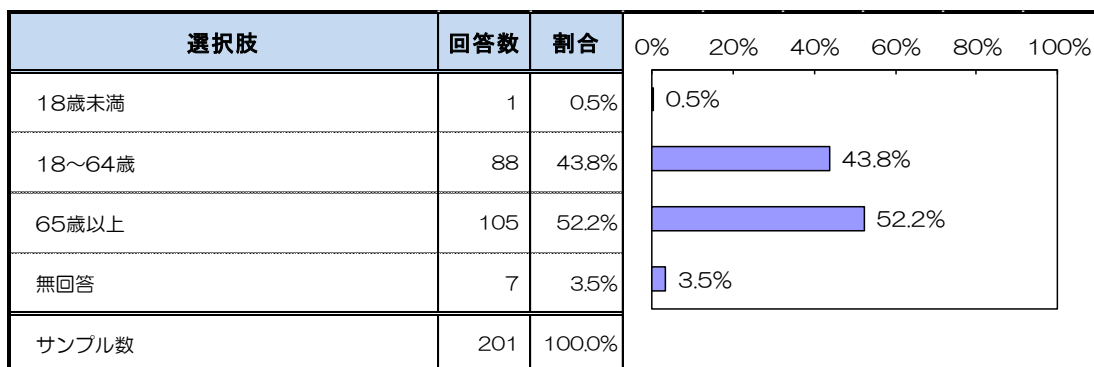
- ※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ※ 2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ※ 以降の調査結果についても同様となります。

① 対象者の属性

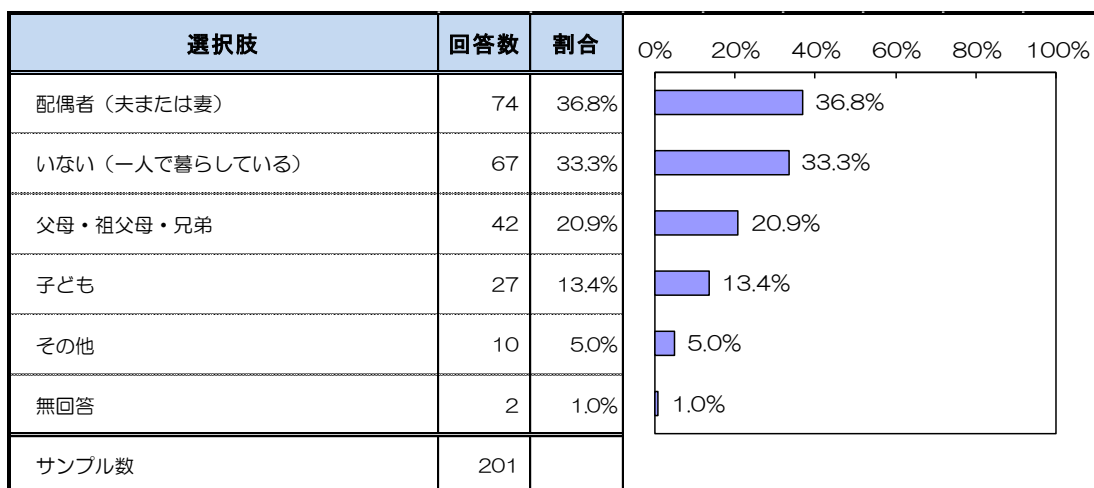
ア) 手帳種別



イ) 年齢 (令和2年10月1日現在)



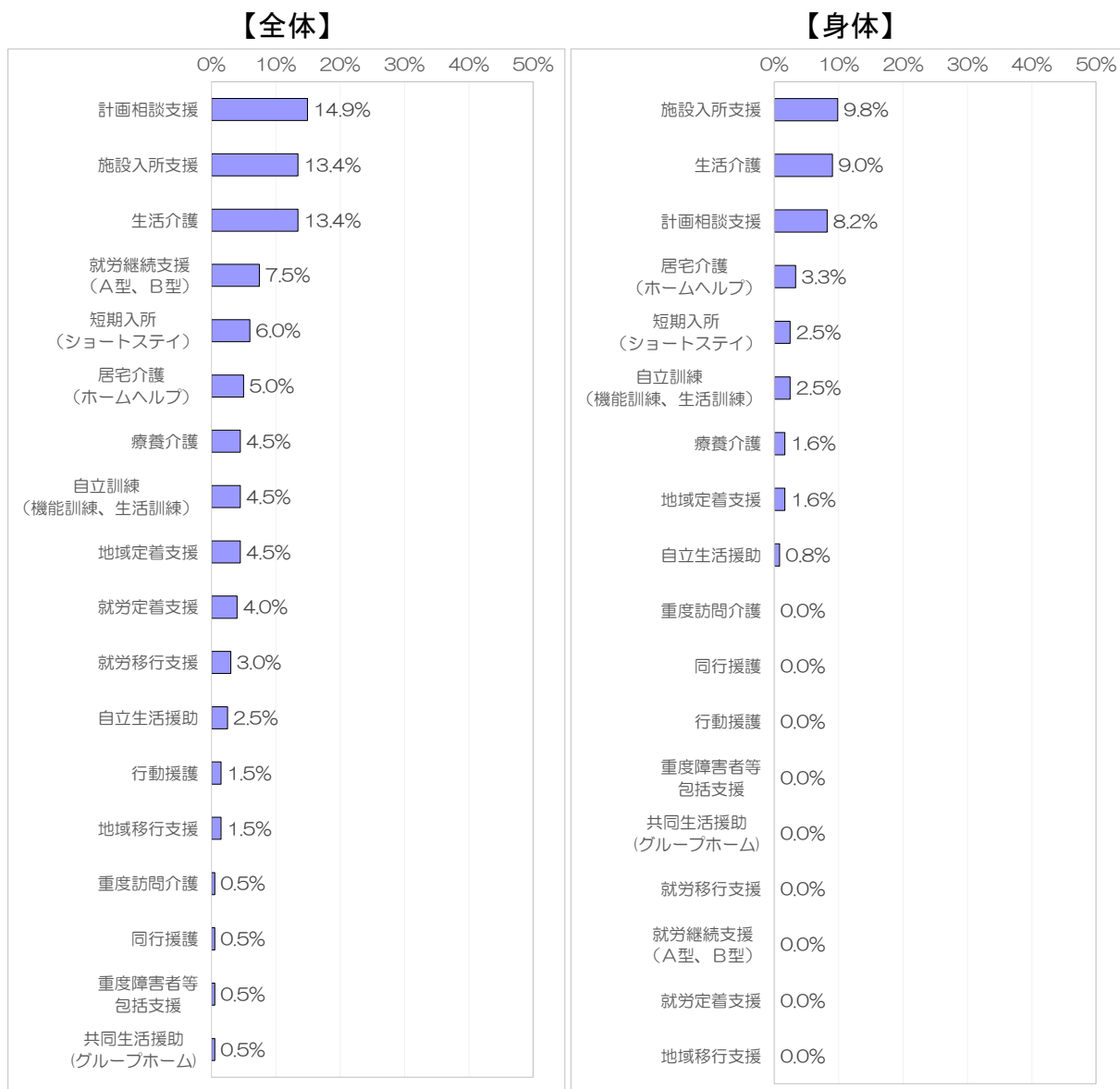
ウ) 同居者 (あてはまるもの全て選択)



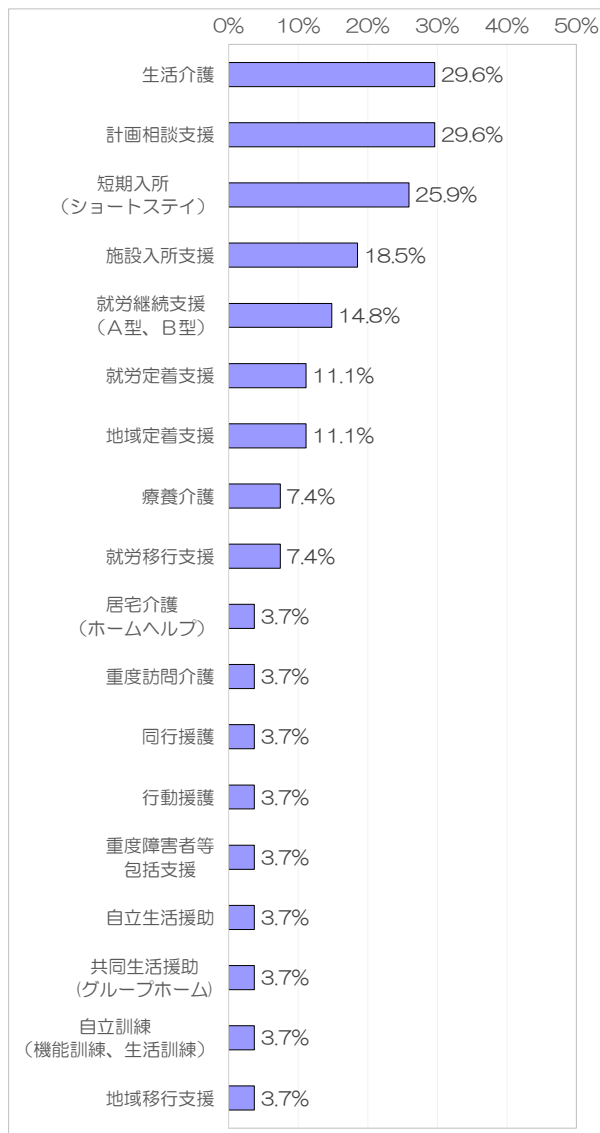
② 現在利用しているサービス

「計画相談支援」が最も多く、次いで「施設入所支援」及び「生活介護」となっています。

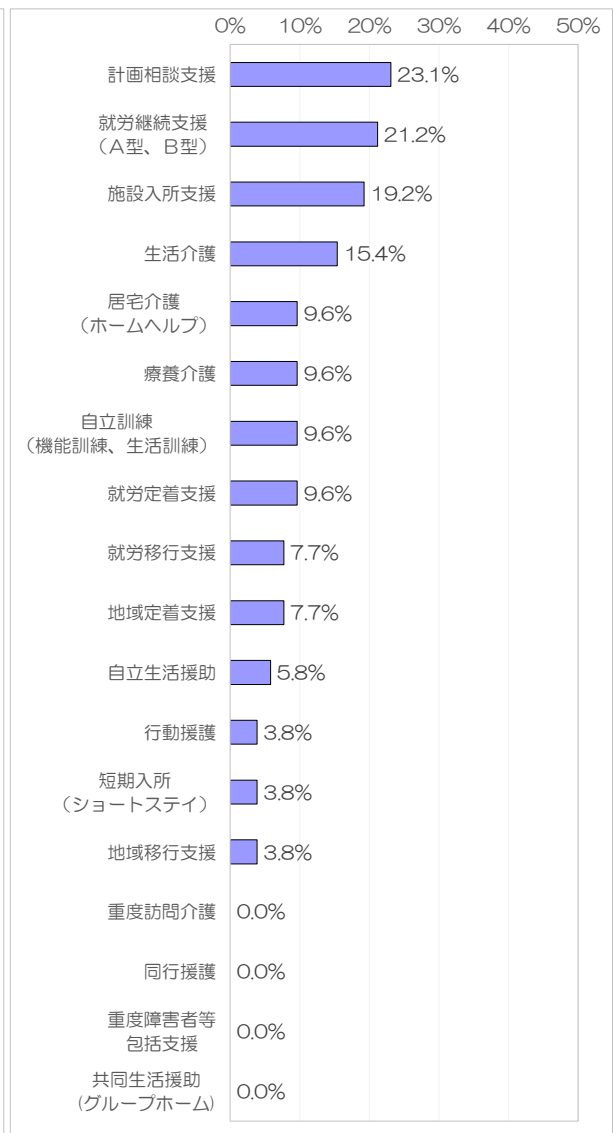
手帳等種別でみると、身体は「施設入所支援」、療育は「生活介護」及び「計画相談支援」、精神は「計画相談支援」が最も多くなっています。



【療育】



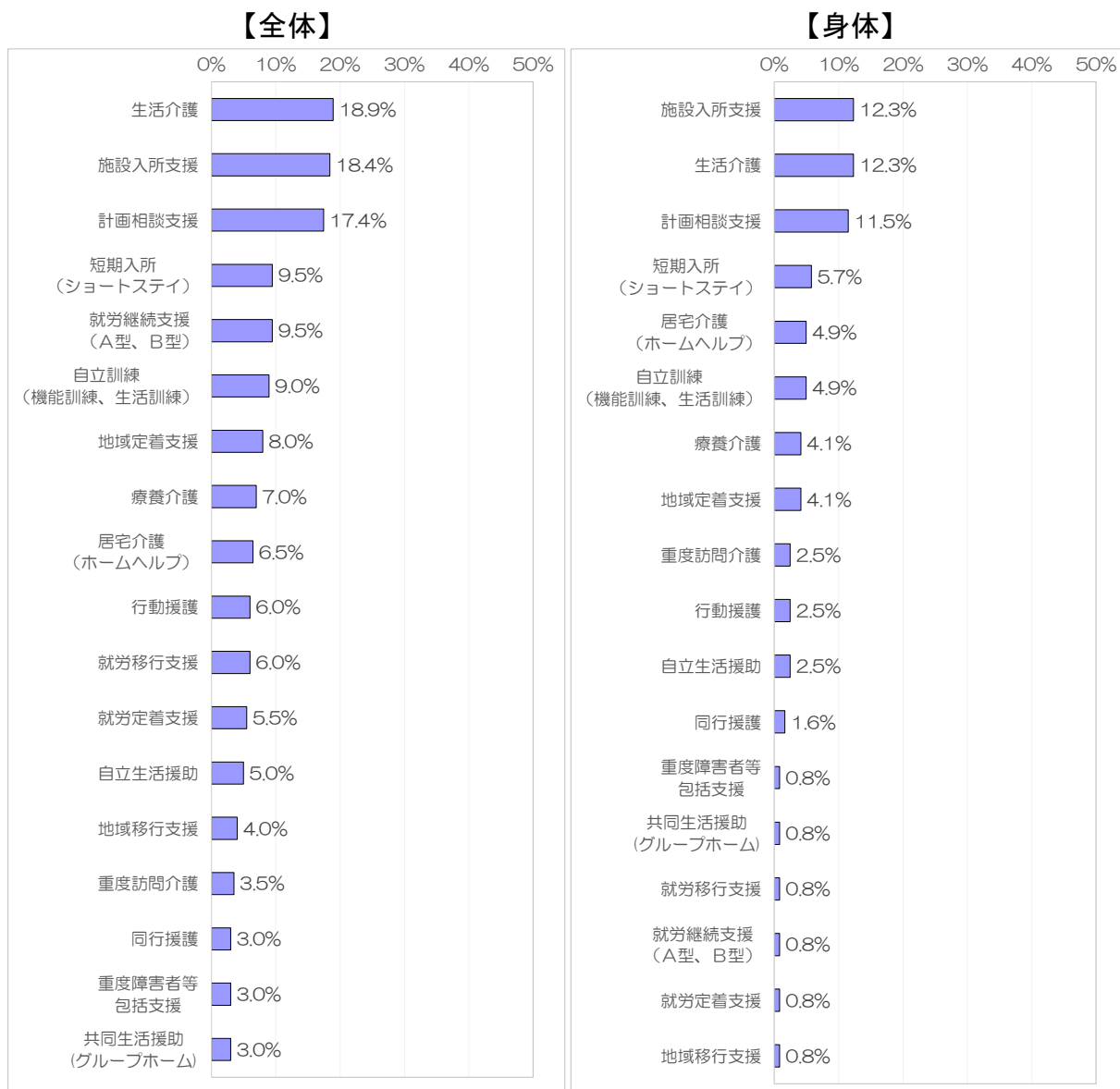
【精神】



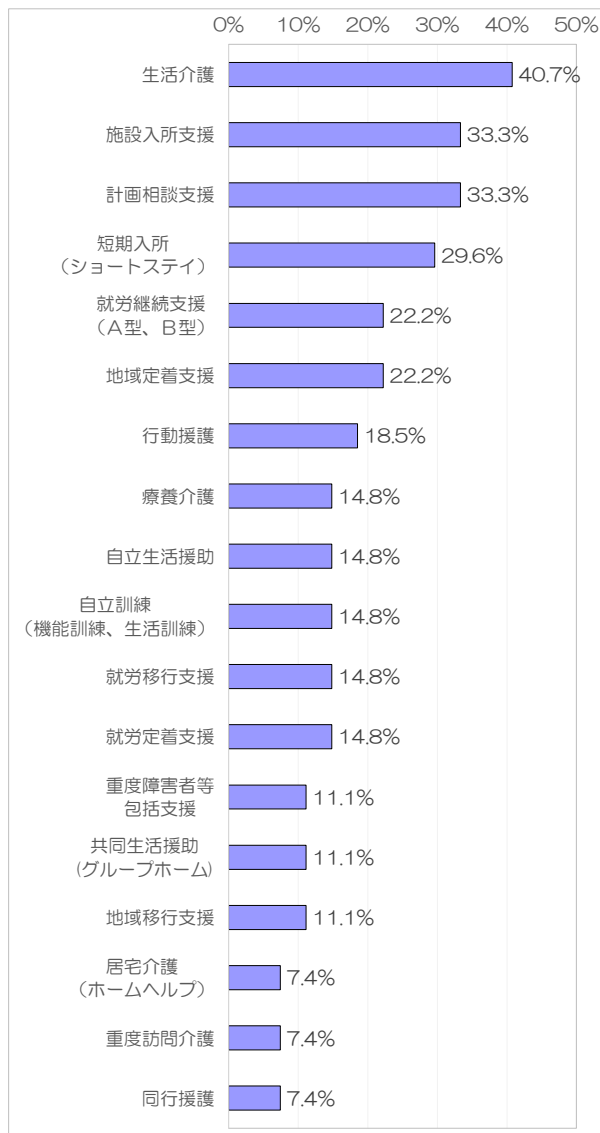
③ 今後3年以内に利用したいサービス

「生活介護」が最も多く、次いで「施設入所支援」、「計画相談支援」となっています。

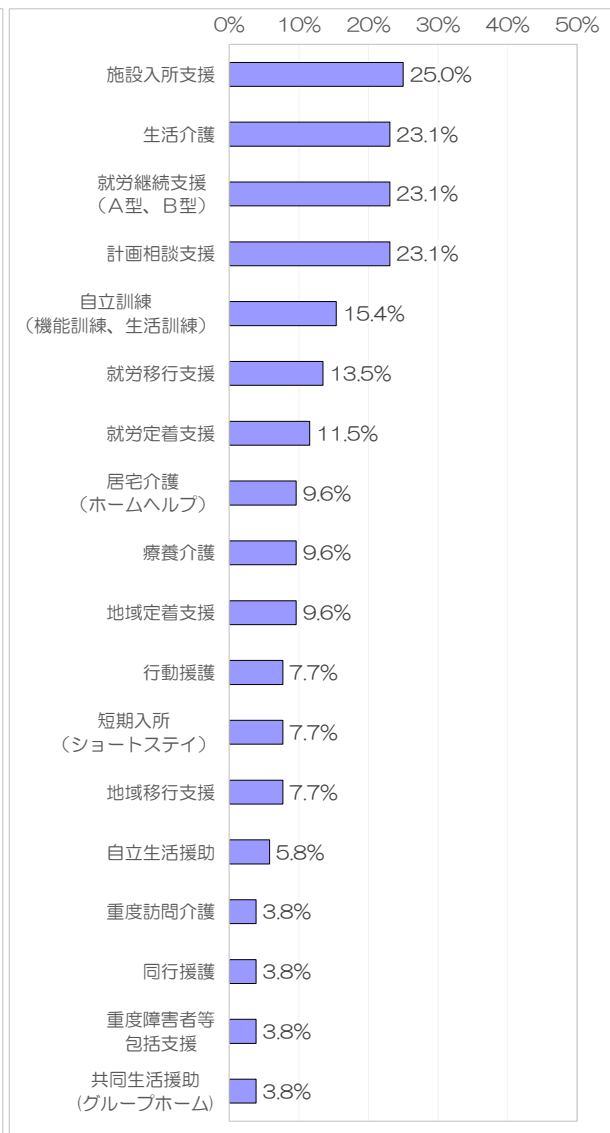
手帳等種別で見ると、身体は「施設入所支援」及び「生活介護」、療育は「生活介護」、精神は「施設入所支援」が最も多くなっています。



【療育】



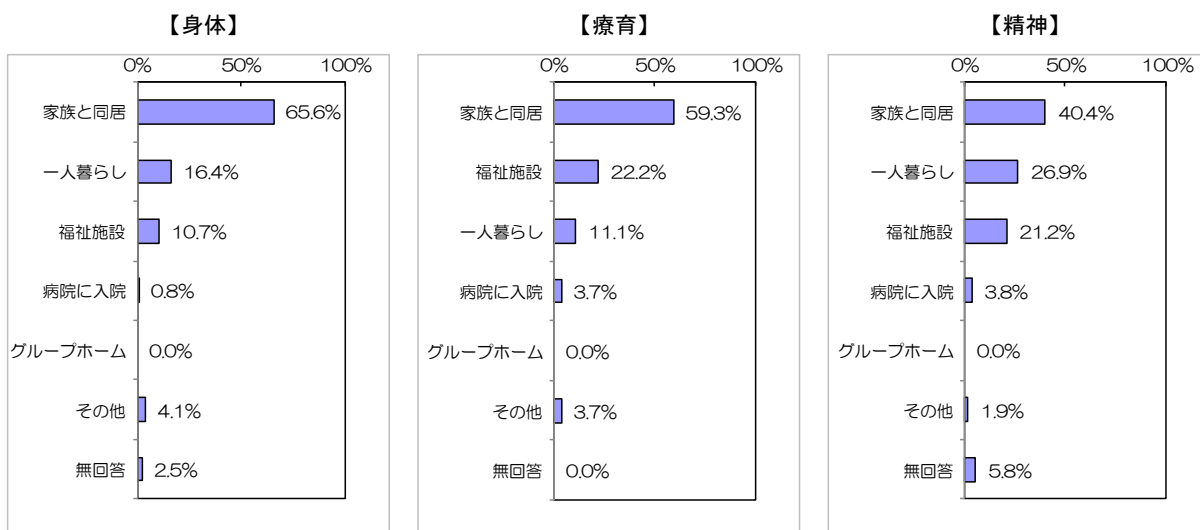
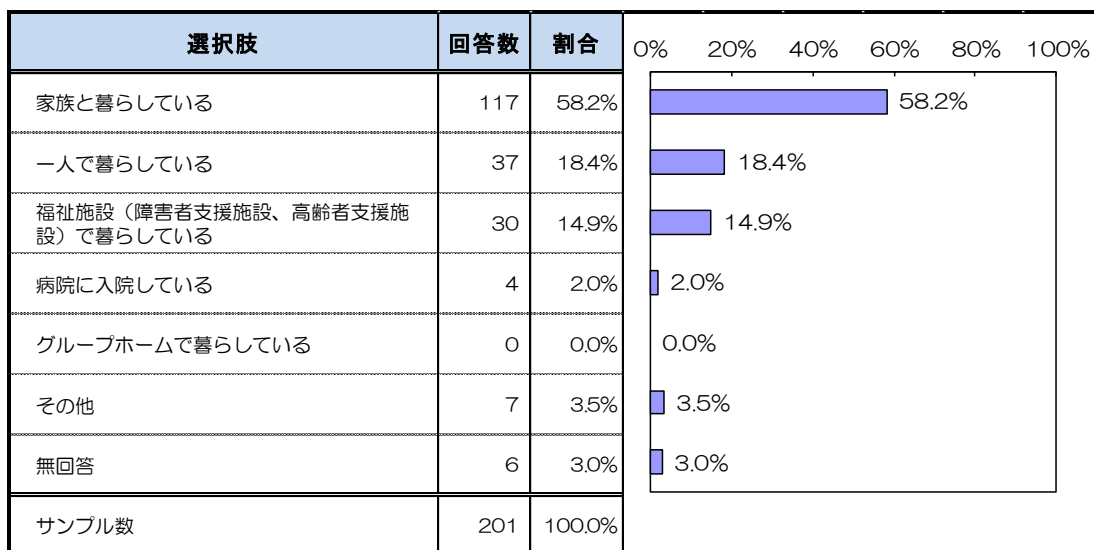
【精神】



④ 現在の暮らし

「家族と暮らしている」(58.2%)、「一人で暮らしている」(18.4%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(14.9%)の順となっています。

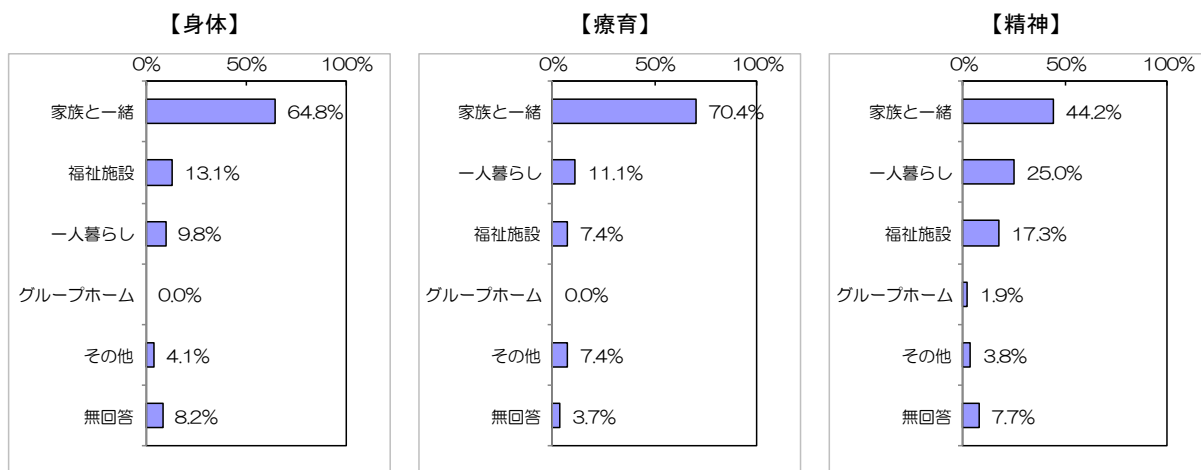
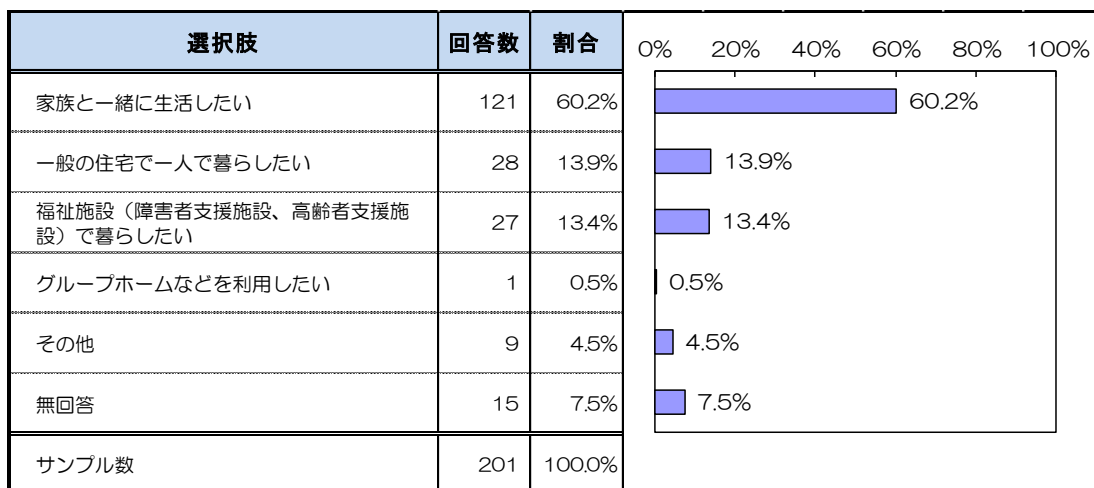
手帳等種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「家族と暮らしている」が最も多くなっています。



⑤ 今後3年以内の暮らしの希望

「家族と一緒に生活したい」(60.2%)、「一般の住宅で一人で暮らしたい」(13.9%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」(13.4%)の順となっています。

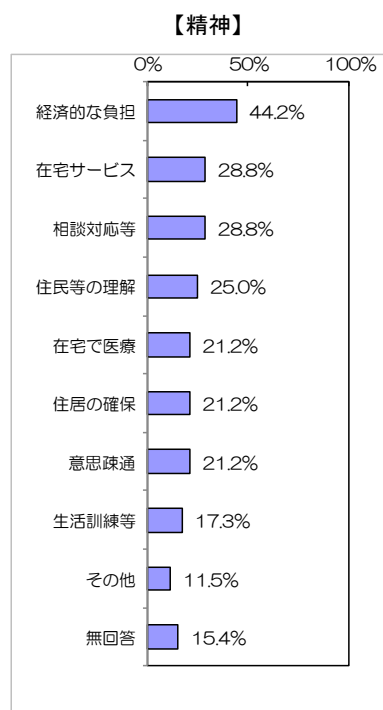
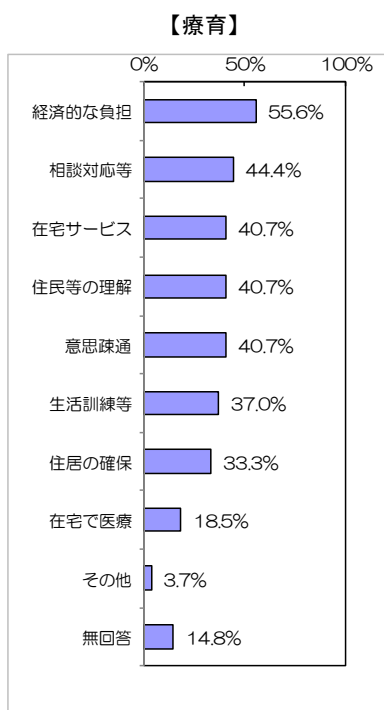
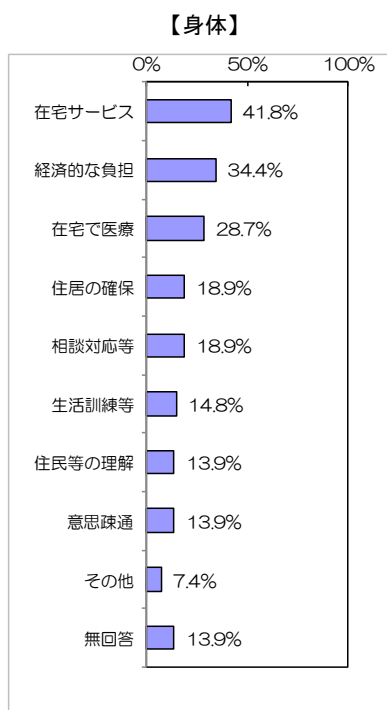
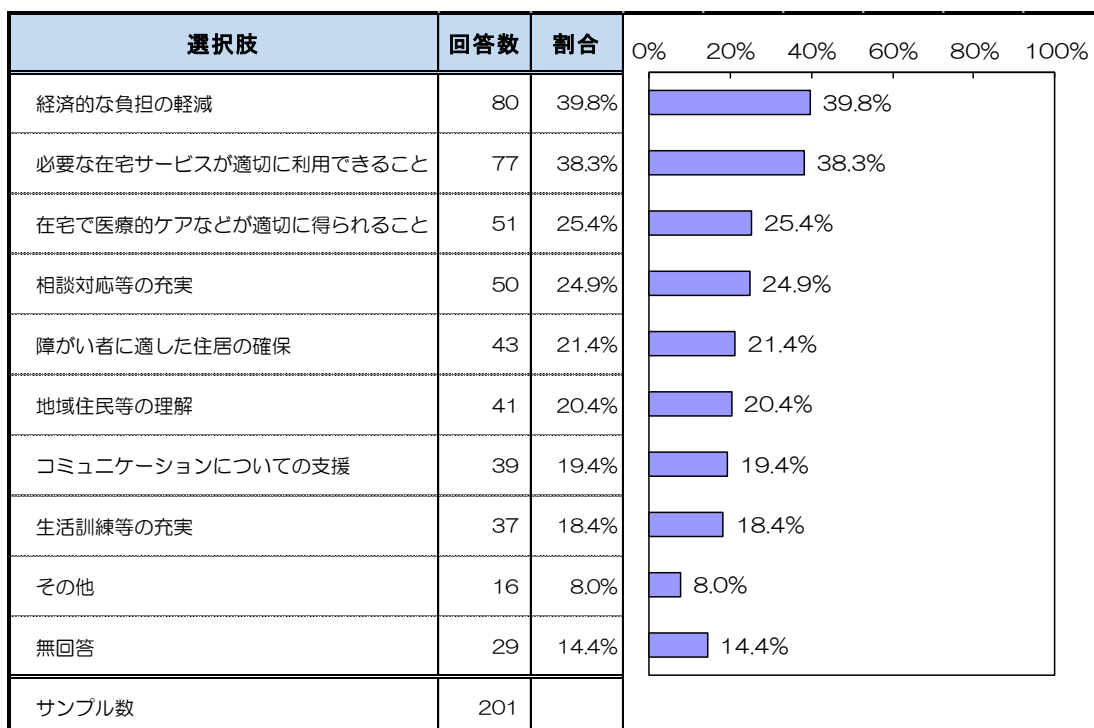
手帳等種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「家族と一緒に生活したい」が最も多くなっています。



⑥ 希望する暮らしを送るために必要な支援（あてはまるもの全て選択）

「経済的な負担の軽減」（39.8%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（38.3%）などとなっています。

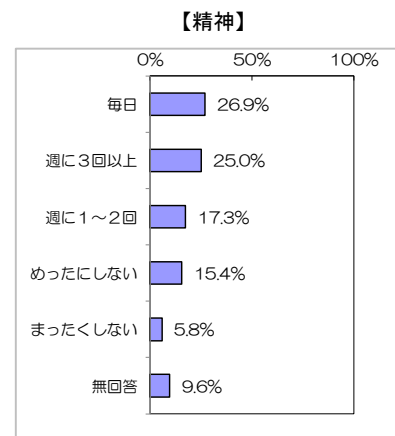
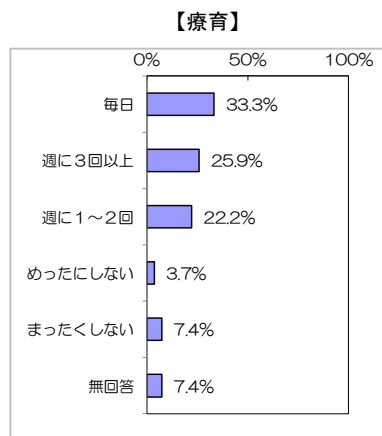
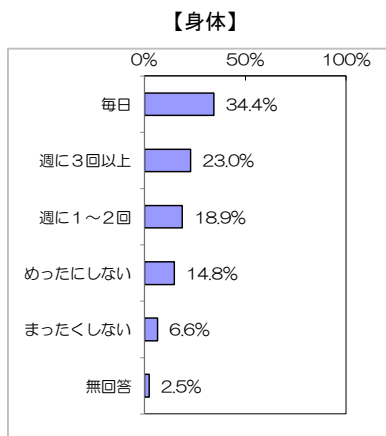
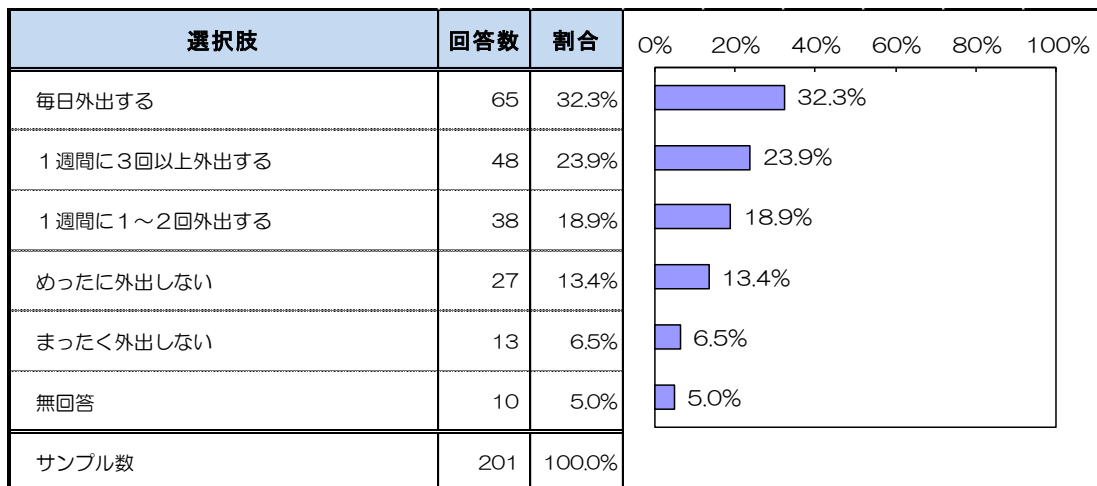
手帳等種別でみると、身体は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、療育及び精神は「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。



⑦ 1週間にどの程度外出するか

「めったに外出しない」(13.4%)、「まったく外出しない」(6.5%)と回答した割合の合計が19.9%となっています。

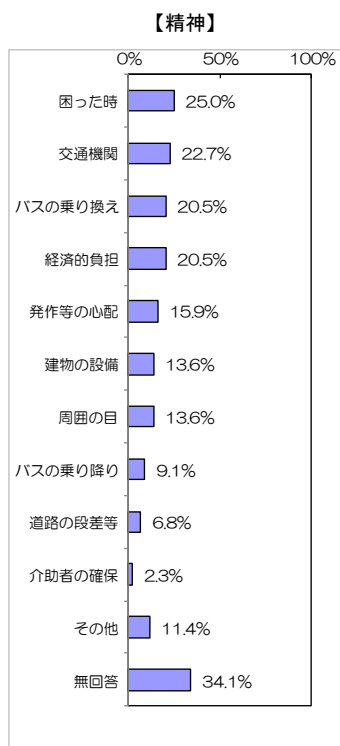
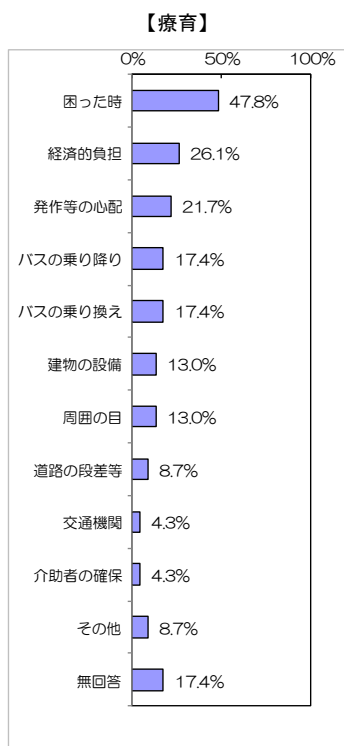
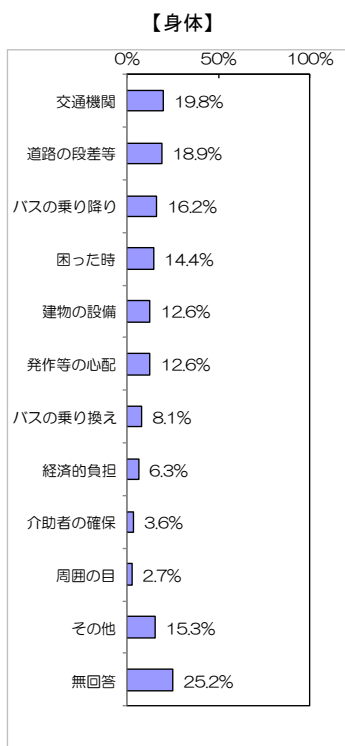
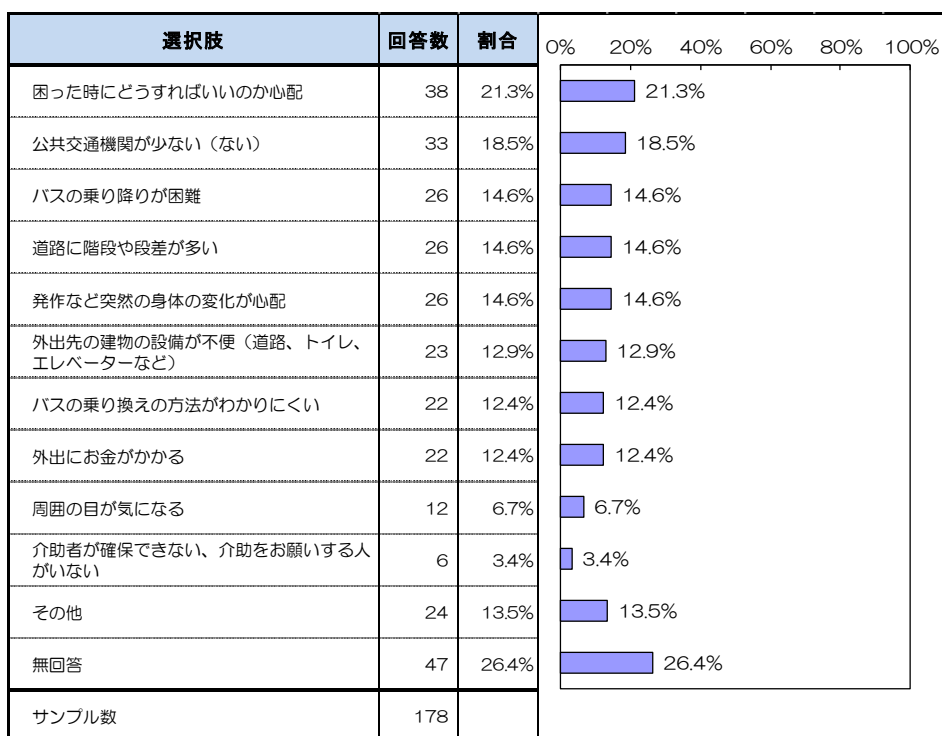
手帳等種別で「めったに外出しない」、「まったく外出しない」と回答した割合の合計をみると、身体が21.4%、療育が11.1%、精神が21.2%となっています。



⑧ 外出する時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「困った時にどうすればいいのか心配」（21.3%）、「公共交通機関が少ない（ない）」（18.5%）などとなっています。

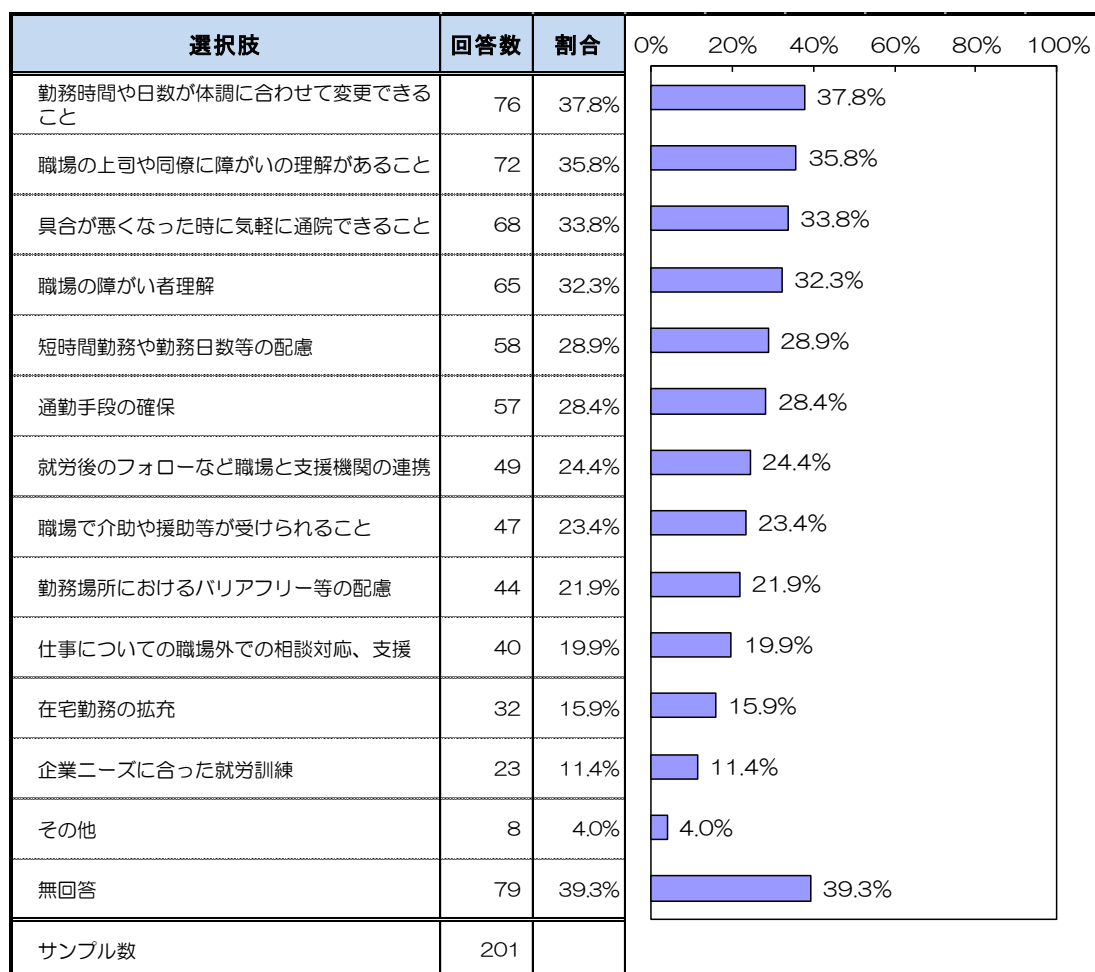
手帳等種別でみると、身体は「公共交通機関が少ない（ない）」、療育及び精神は「困った時にどうすればいいのか心配」が最も多くなっています。

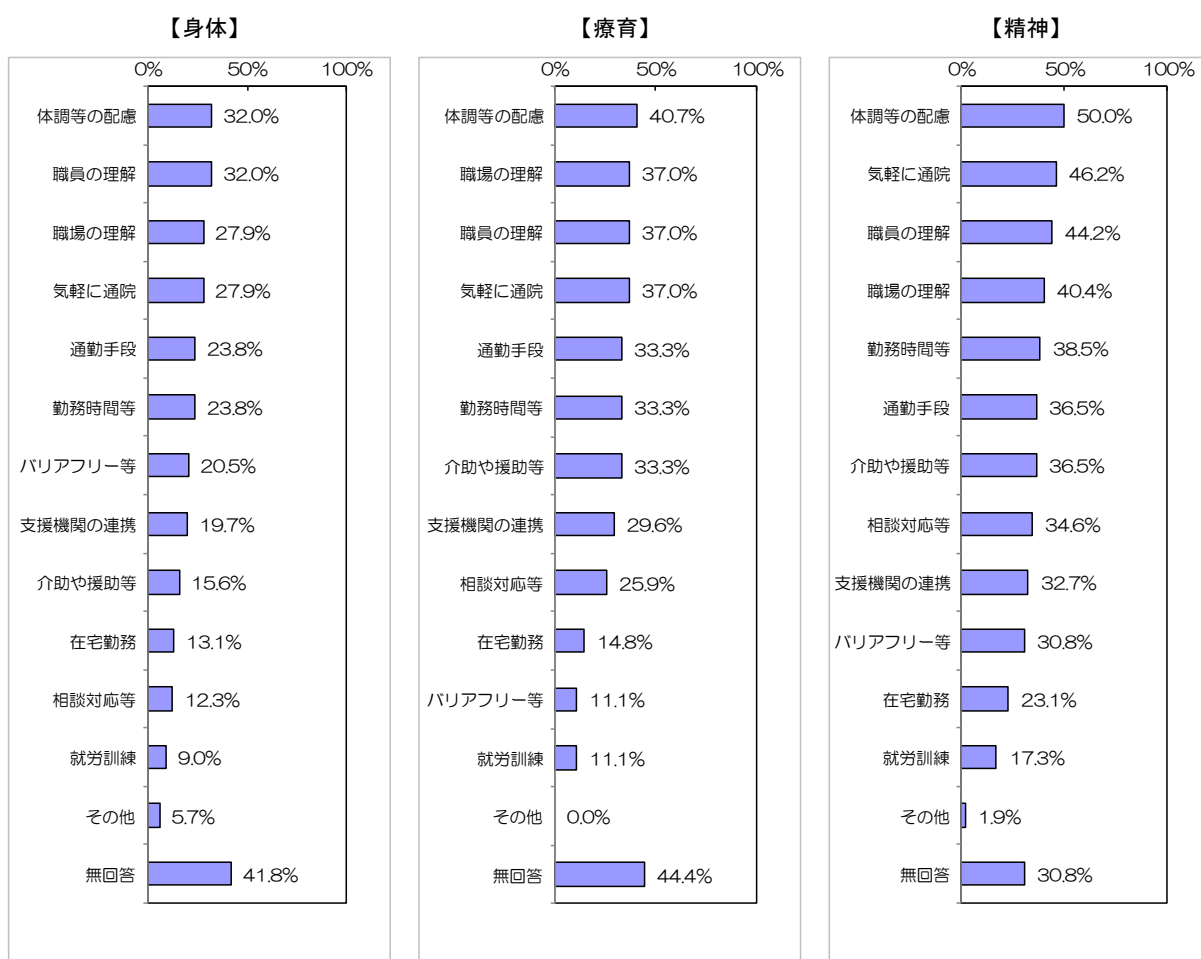


⑨ 障がい者の就労支援として必要なこと（あてはまるもの全て選択）

「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」（37.8%）、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」（35.8%）、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」（33.8%）の順となっています。

手帳等種別でみると、身体は「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」及び「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、療育及び精神は「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が最も多くなっています。

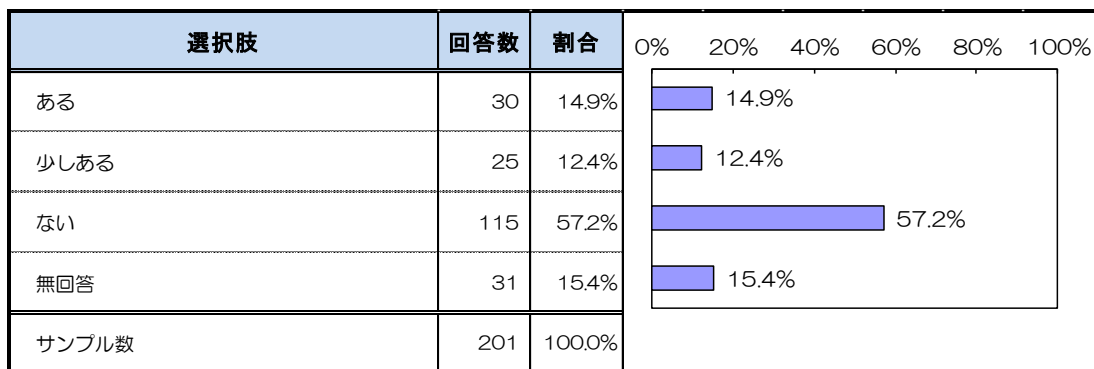


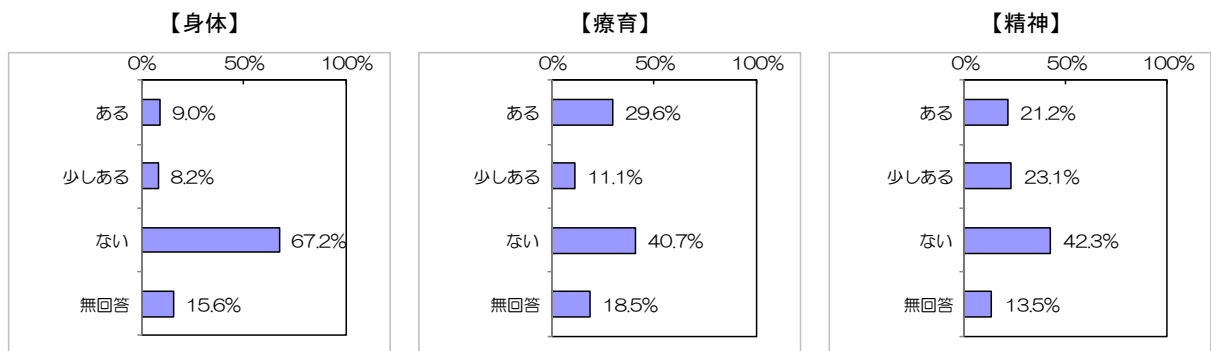


⑩ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

「ある」(14.9%)、「少しある」(12.4%)と回答した割合の合計が27.3%となっています。

手帳等種別で「ある」、「少しある」と回答した割合の合計をみると、身体が17.2%、療育が40.7%、精神が44.3%となっています。

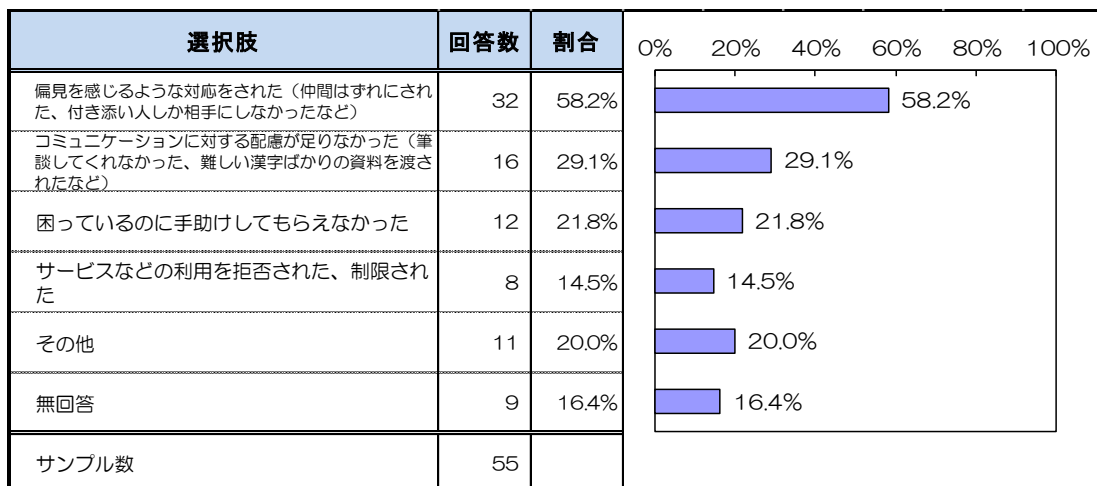


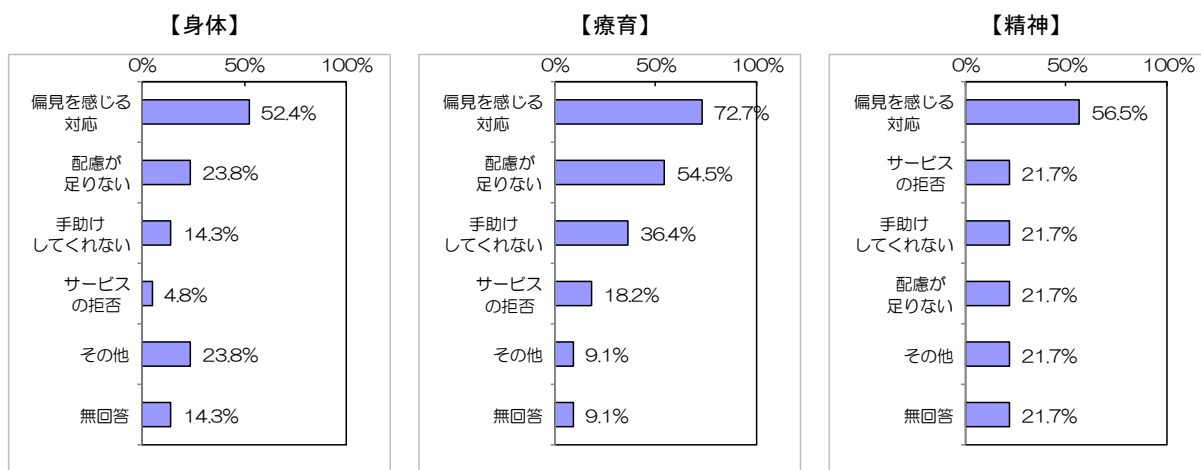


⑪ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした内容（あてはまるもの全て選択）

「偏見を感じるような対応をされた（仲間はずれにされた、付き添い人しか相手にしなかったなど）」（58.2%）、「コミュニケーションに対する配慮が足りなかった（筆談してくれなかった、難しい漢字ばかりの資料を渡されたなど）」（29.1%）、「困っているのに手助けしてもらえなかった」（21.8%）の順となっています。

手帳等種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「偏見を感じるような対応をされた（仲間はずれにされた、付き添い人しか相手にしなかったなど）」が最も多くなっています。



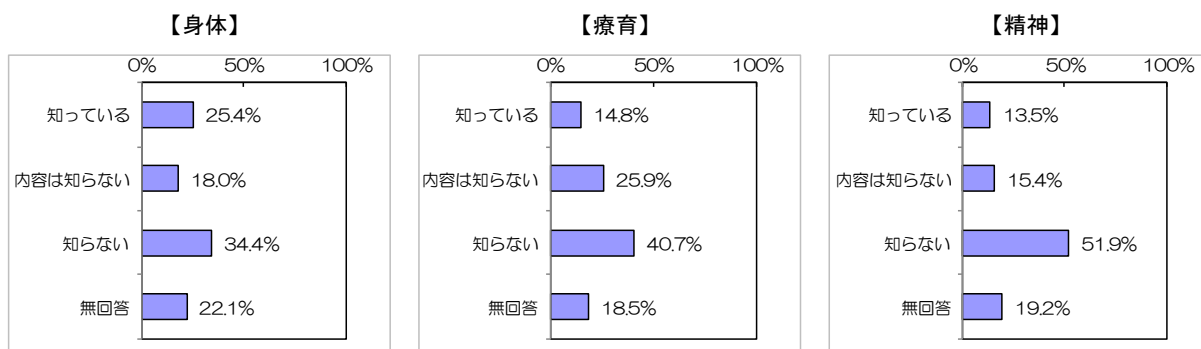


⑫ 成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」が20.9%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が18.4%、「名前も内容も知らない」が39.8%となっています。

手帳等種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

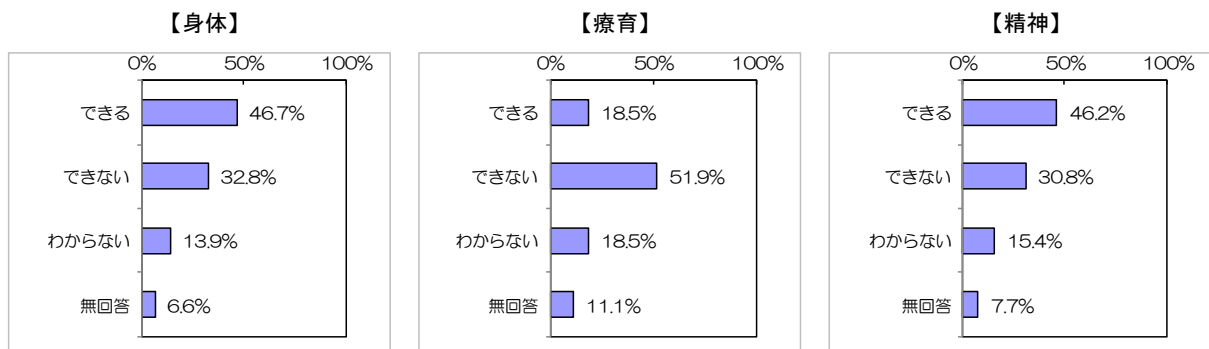
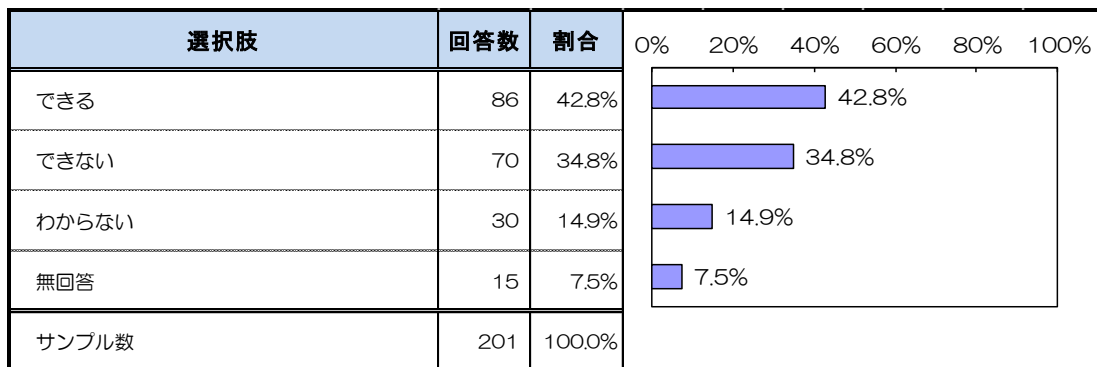
選択肢	回答数	割合
名前も内容も知っている	42	20.9%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	37	18.4%
名前も内容も知らない	80	39.8%
無回答	42	20.9%
サンプル数	201	100.0%



⑬ 災害時に一人で避難できるか

「できる」が42.8%、「できない」が34.8%、「わからない」が14.9%となっています。

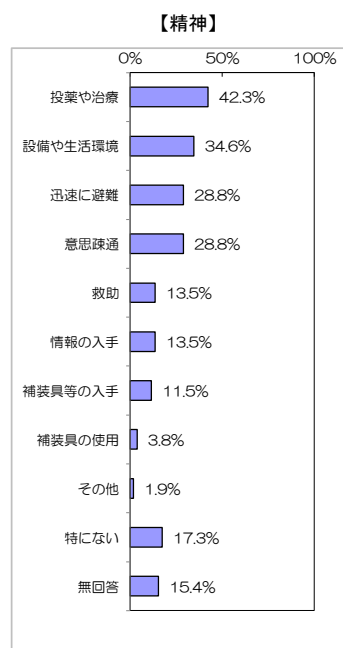
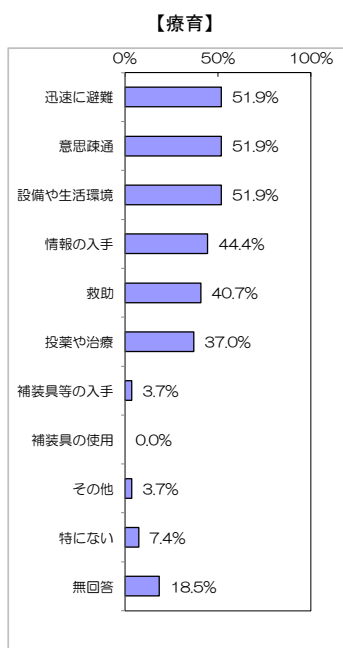
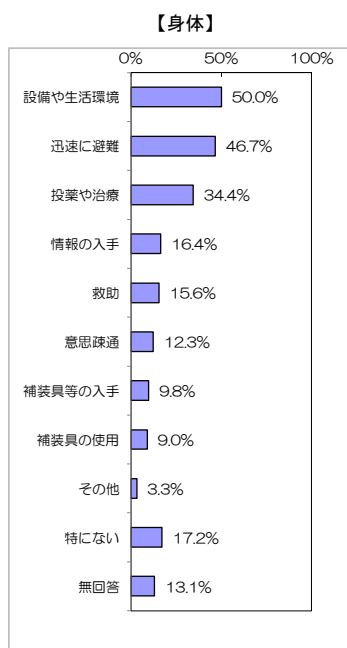
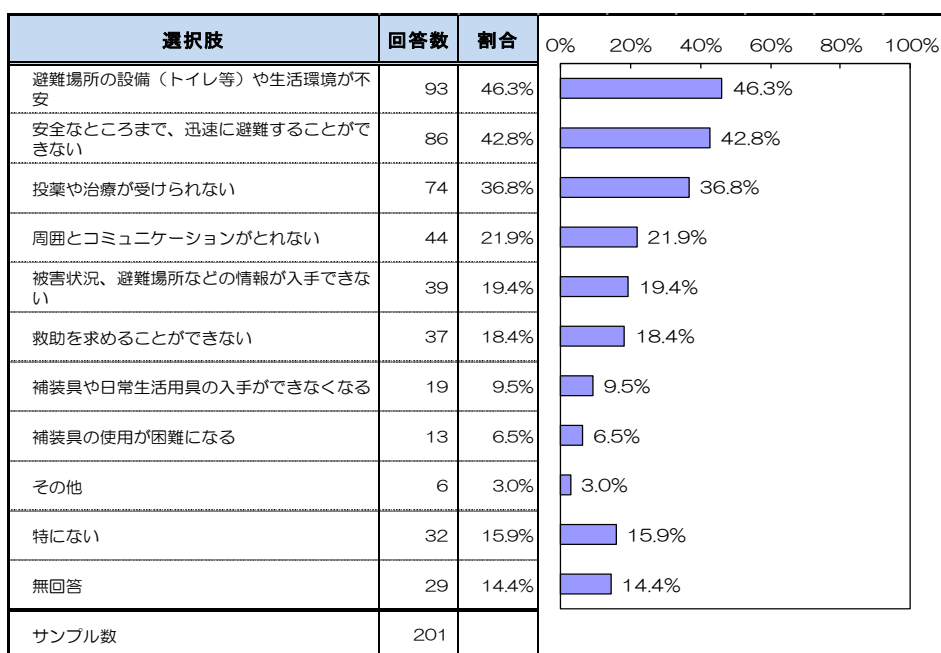
手帳等種別でみると、身体及び精神は「できる」、療育は「できない」が最も多くなっています。



⑭ 災害時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「避難場所の設置（トイレ等）や生活環境が不安」（46.3%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（42.8%）、「投薬や治療が受けられない」（36.8%）の順となっています。

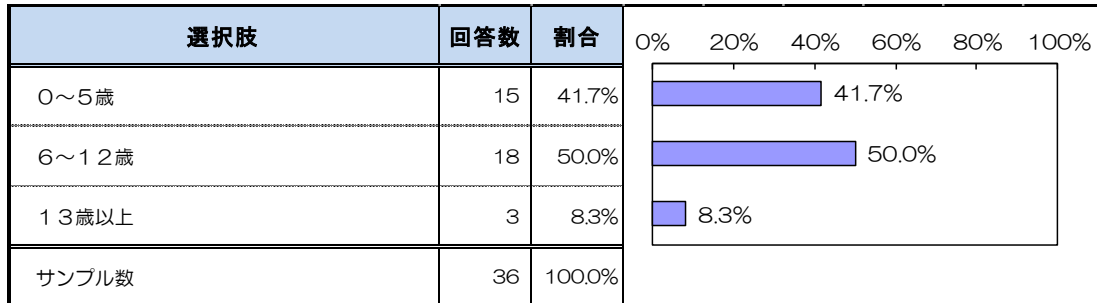
手帳等種別でみると、身体は「避難場所の設置（トイレ等）や生活環境が不安」、療育は「安全なところまで、迅速に避難することができない」「周囲とコミュニケーションがとれない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、精神は「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっています。



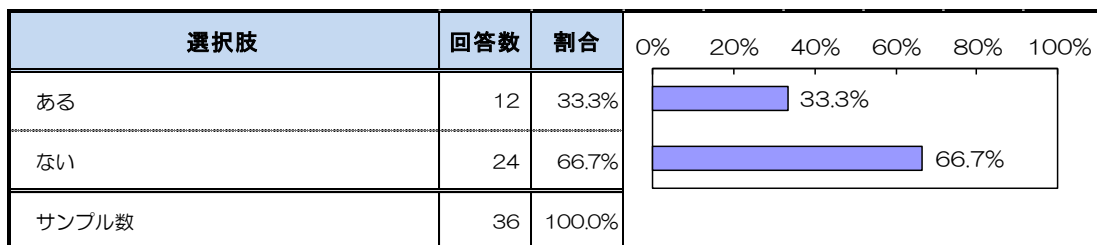
(3) 保護者調査結果 (抜粋)

① お子さんの状況

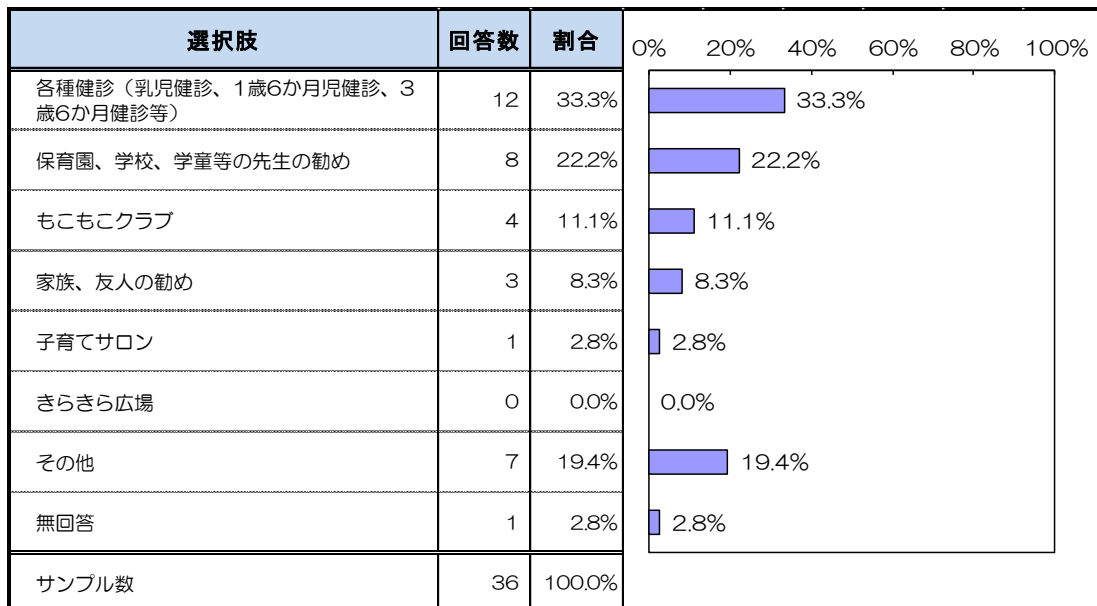
ア) 年齢 (令和2年10月1日現在)



イ) 発達障がい診断の有無



ウ) 福祉サービスを利用したいと思ったきっかけ

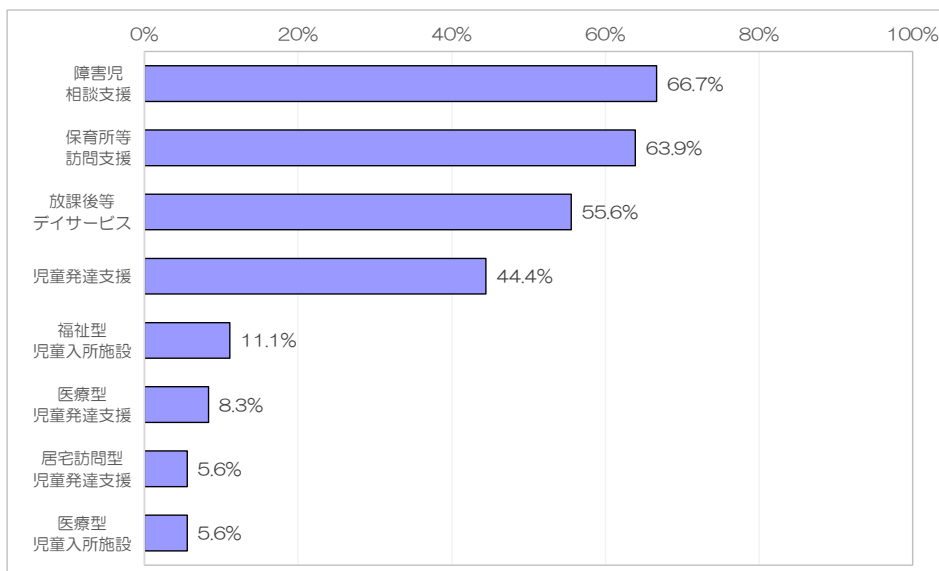


【その他の内訳】

保護者自身の判断 4 件、病院の紹介 2 件、無回答 1 件

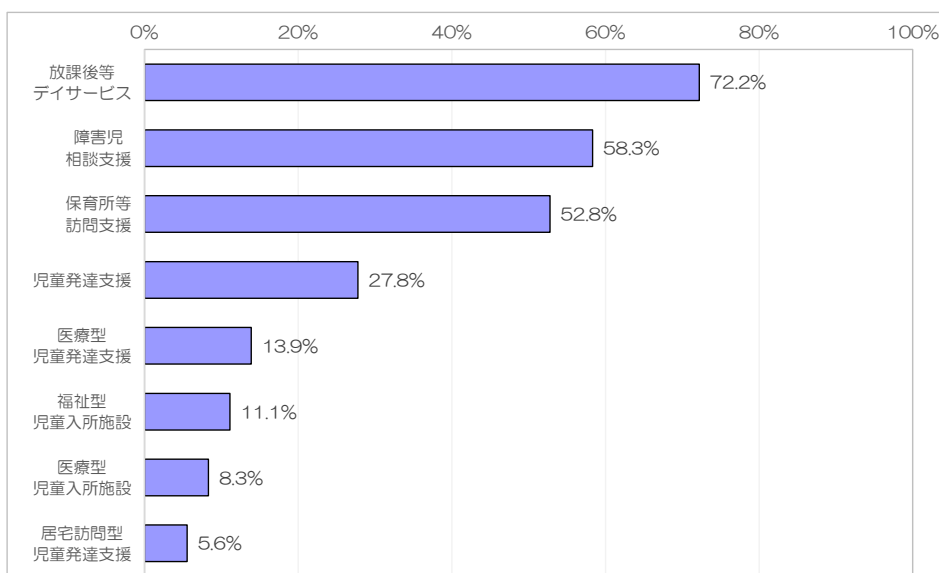
② 現在利用しているサービス

「障害児相談支援」が最も多く、次いで「保育所等訪問支援」、「放課後等デイサービス」となっています。



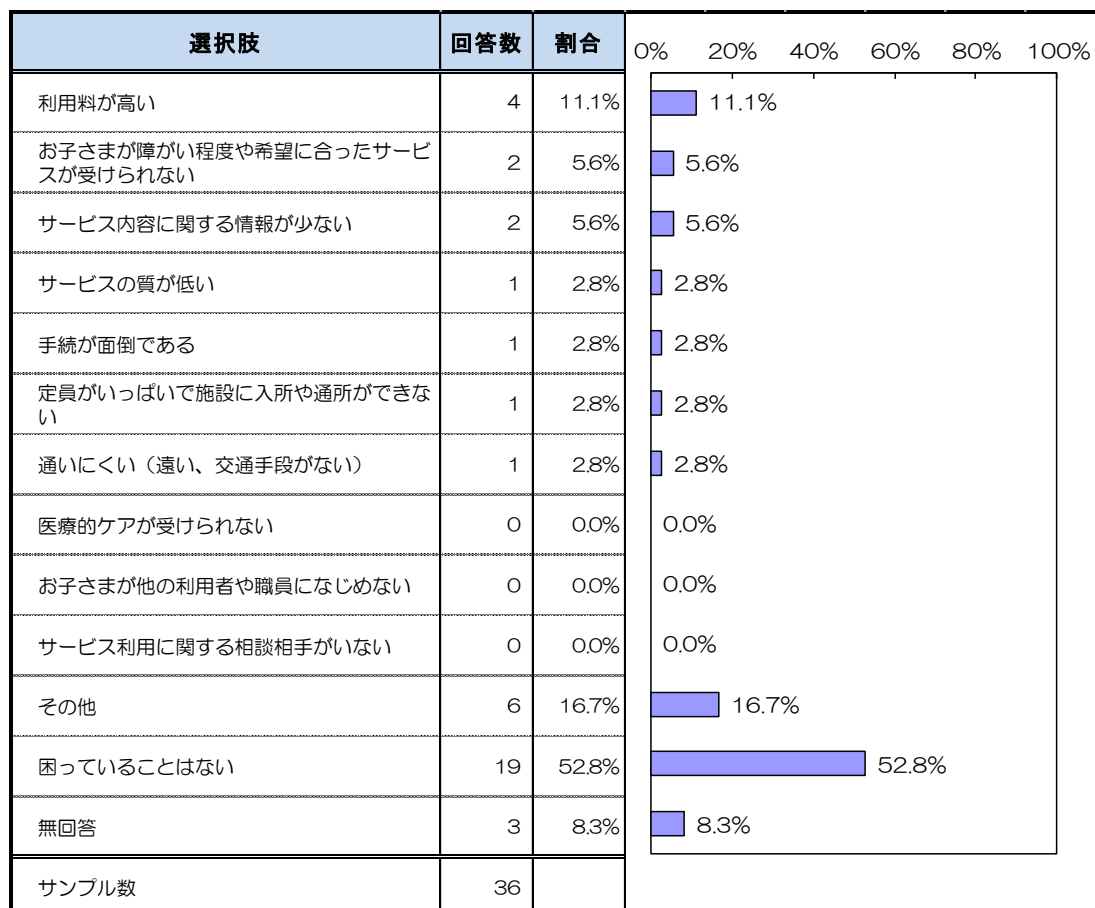
③ 今後利用したいサービス

「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「障害児相談支援」、「保育所等訪問支援」となっています。



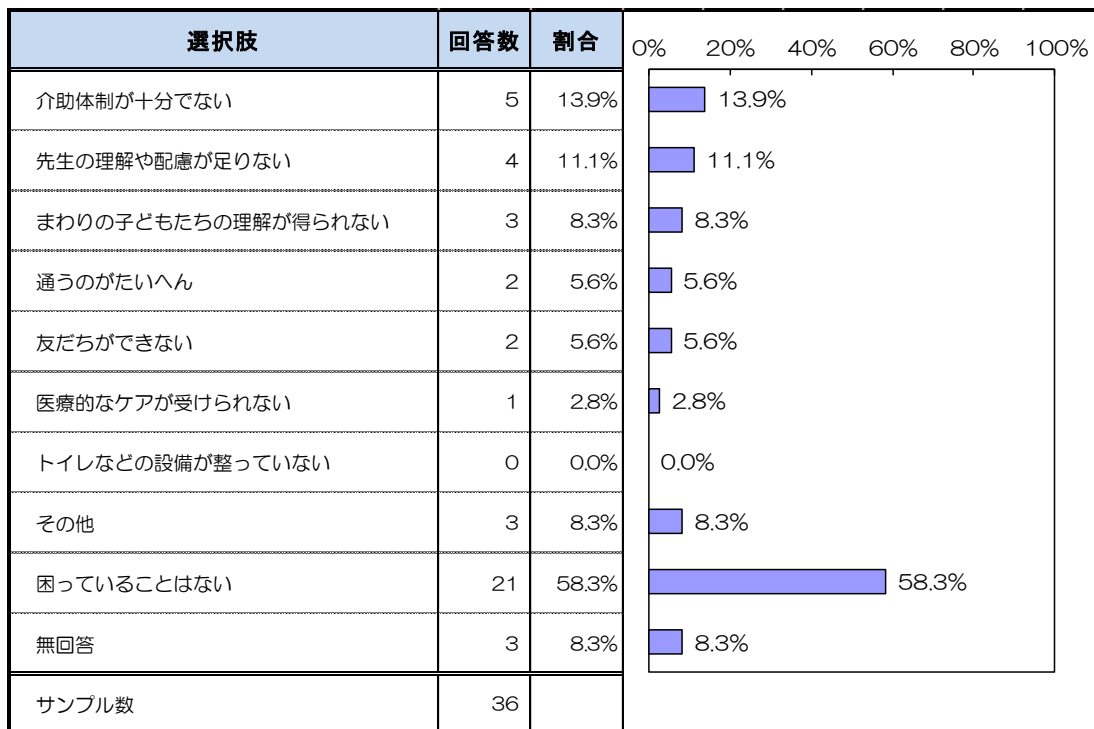
④ 福祉サービスを利用する上での困りごと（あてはまるもの全て選択）

「利用料が高い」（11.1%）、「お子さまが障がい程度や希望に合ったサービスが受けられない」、「サービス内容に関する情報が少ない」（5.6%）などとなっています。



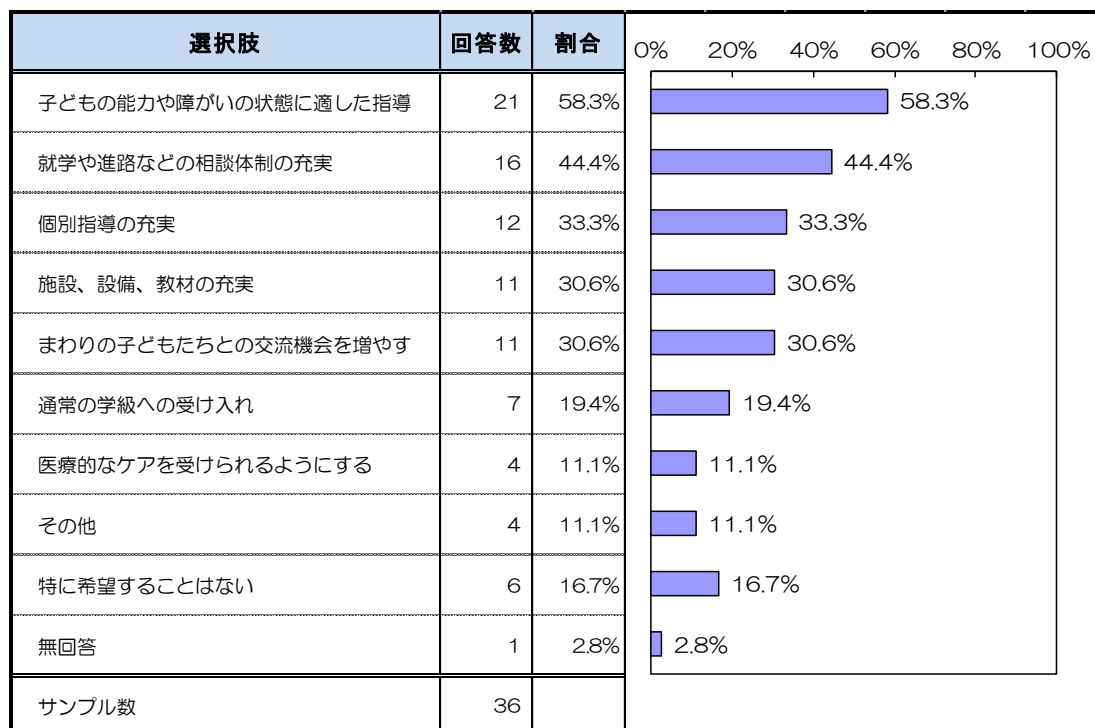
⑤ 保育所や小学校での困りごと（あてはまるもの全て選択）

「介助体制が十分でない」（13.9%）、「先生の理解や配慮が足りない」（11.1%）、「まわりの子どもたちの理解が得られない」（8.3%）などとなっています。



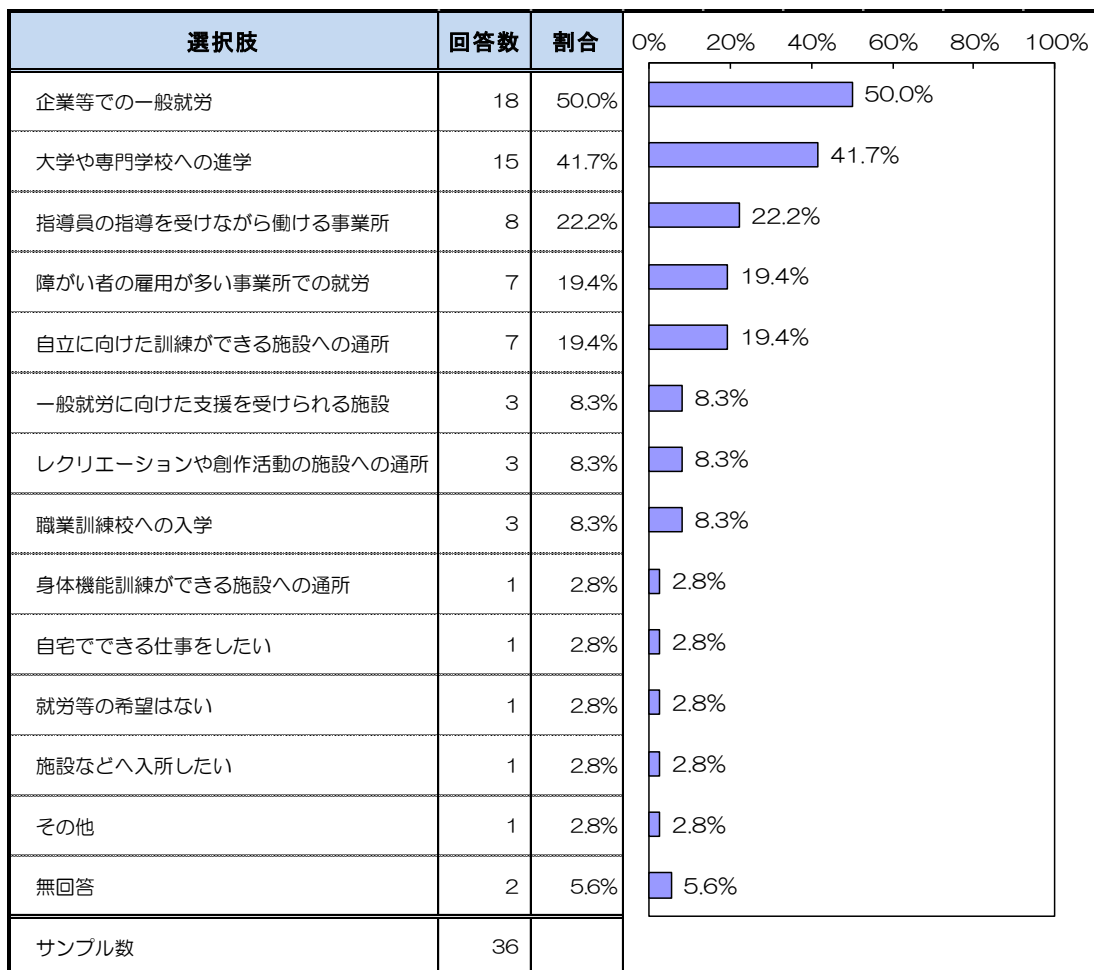
⑥ 保育所や小学校に望むこと（あてはまるもの全て選択）

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」（58.3%）、「就学や進路などの相談体制の充実」（44.4%）、「個別指導の充実」（33.3%）などとなっています。



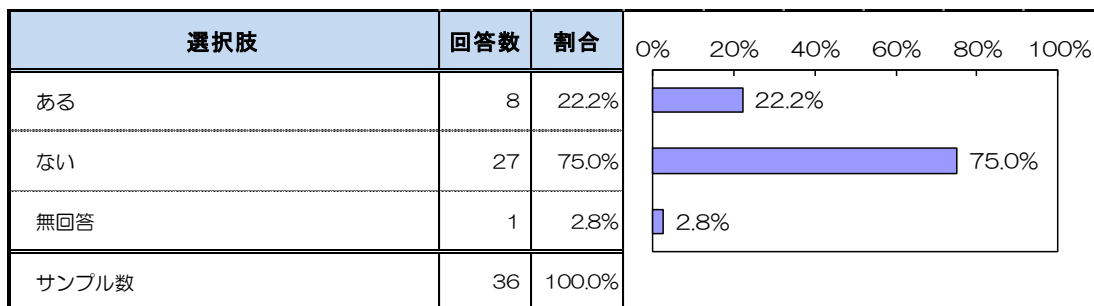
⑦ 希望している子どもの進路

「企業等での一般就労」(50.0%)、「大学や専門学校への進学」(41.7%)、「指導員の指導を受けながら働ける事業所」(22.2%)などとなっています。



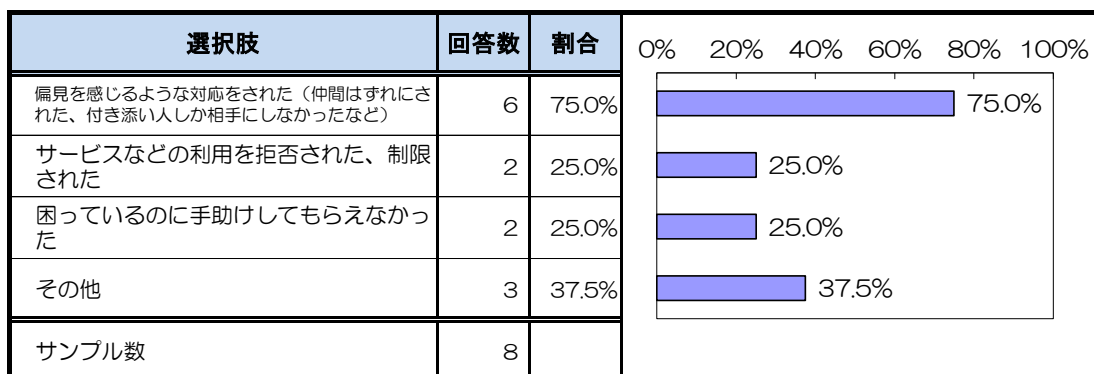
⑧ 障がいを理由に差別された経験の有無

「ある」が22.2%、「ない」が75.0%となっています。



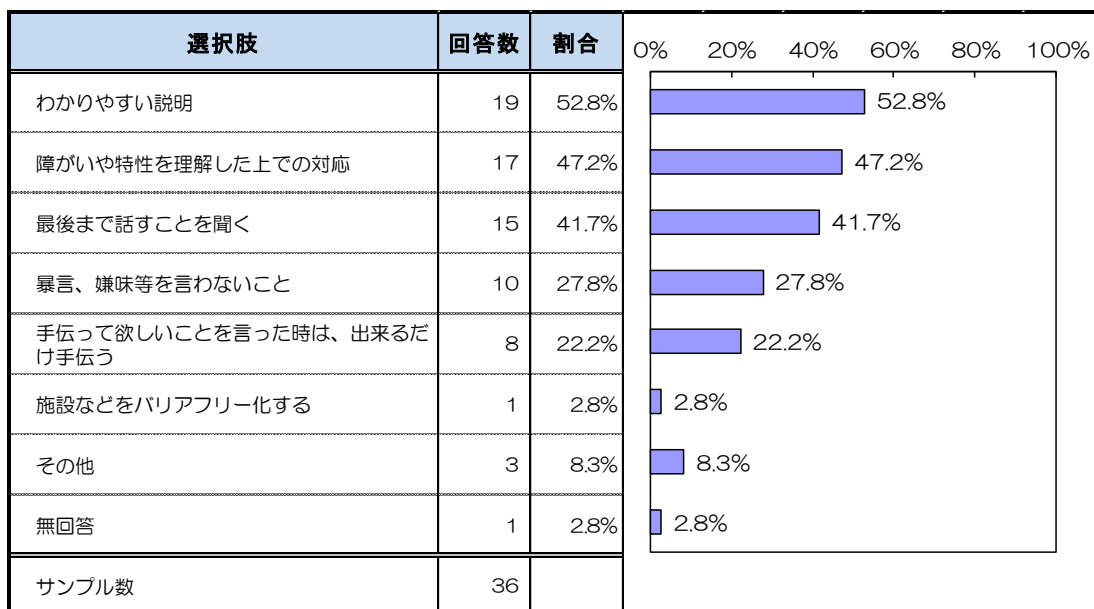
⑨ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした内容（あてはまるもの全て選択）

「偏見を感じるような対応をされた（仲間はずれにされた、付き添い人しか相手にしなかったなど）」（75.0%）、「その他」（37.5%）、「サービスなどの利用を拒否された、制限された」及び「困っているのに手助けしてもらえなかった」（25.0%）の順となっています。



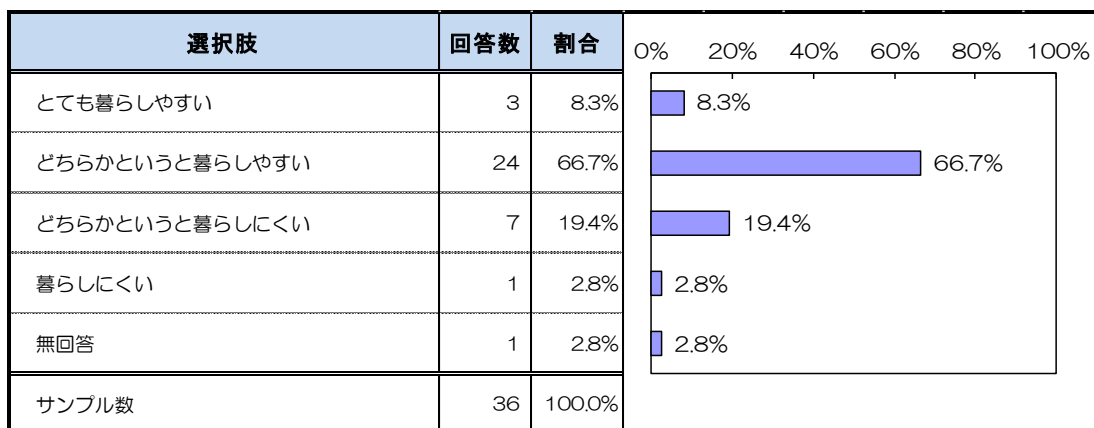
⑩ 役所・保育所・学校・お店での必要な配慮

「わかりやすい説明」(52.8%)、「障がいや特性を理解した上での対応」(47.2%)、「最後まで話すことを聞く」(41.7%) などとなっています。



⑪ 龍郷町は障がい者にとって暮らしやすいまちか

「暮らしにくい」(2.8%)、「どちらかという暮らしにくい」(19.4%) の合計が22.2%となっています。



⑫ 今後必要な取組（あてはまるもの全て選択）

「相談体制の充実」(69.4%)、「保健福祉の専門的な人材育成と資質向上」(58.3%)、「個性を生かした保育・教育内容の充実」(52.8%)などとなっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
相談体制の充実	25	69.4%	69.4%
保健福祉の専門的な人材育成と資質向上	21	58.3%	58.3%
個性を生かした保育・教育内容の充実	19	52.8%	52.8%
差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実	18	50.0%	50.0%
行政からの情報提供の充実	15	41.7%	41.7%
公営住宅、グループホーム等生活の場の確保	12	33.3%	33.3%
職業訓練の充実や働く場所の確保	11	30.6%	30.6%
トイレなど利用しやすい公共施設の整備やバリアフリーに対応した施設への改善	11	30.6%	30.6%
保健・医療・福祉の在宅サービスの充実	10	27.8%	27.8%
リハビリ・訓練などの通所施設の整備	10	27.8%	27.8%
交通機関の充実	10	27.8%	27.8%
サービス利用手続きの簡素化	9	25.0%	25.0%
医師や専門職員による訪問指導の充実	9	25.0%	25.0%
災害時の避難誘導体制の整備	9	25.0%	25.0%
参加しやすいサークル、文化活動等の充実	8	22.2%	22.2%
重度の人のための入所施設の整備	7	19.4%	19.4%
仲間が集まることができる場の確保	6	16.7%	16.7%
ボランティア活動の育成	3	8.3%	8.3%
道路・建物などの整備・改善	2	5.6%	5.6%
住民同士がふれあう機会や場の充実	1	2.8%	2.8%
その他	1	2.8%	2.8%
無回答	1	2.8%	2.8%
サンプル数	36		

5 奄美地区自立支援協議会・子ども部会における主な意見

奄美地区自立支援協議会・子ども部会における主な意見は以下のとおりです。

(1) 早期療育及び障がい児保育の充実

- ・発達等に支援が必要な方や母子ともに支援が必要な方は、検診で参加者の1～2割程度となっている。
- ・事業所が定員いっぱいですぐに通所出来ないなど、ニーズをまだまだ解消できていない状況がある。

児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制拡充を検討する必要があります。

- ・受け皿の問題や保育所との並行通園の問題。子ども療育計画の中のインクルーシブ教育とも関わるが、臨機応変な養育支援体制が必要。

必要性に応じた柔軟な養育支援体制の構築を図る必要があります。

- ・最近では医療的ケアが必要なお子さんも増加。自己注射、定期的に服薬、鼻からチューブや酸素を入れているなどケアが必要な子どもの行き場が課題。(保育園、幼稚園の受入れ体制)

医療的ケア児の保育機関への受入れを推進する必要があります。

- ・島内に療育センター等の診断機関がないという問題がある。
- ・診断する医師や心理士などがいないことが問題。
- ・必要としている全員が受診し診断を受けることができないのが問題。
- ・発達検査について、保健所では心理発達検査は年4回行っているが年長クラスの子どもの受診が多い。就学相談で別日に検査することはできないか。
- ・年中時に実施した検査のデータの情報を提供したらよいのではという意見もあるが、就学前まで一度も検査を受診したことがない子どももいて課題は残る。

必要に応じた発達検査受診体制の整備及び人材を確保する必要があります。

(2) インクルーシブ教育の推進

- 学校の先生の障がい理解・共有が課題。
- 相談支援専門員や療育のスタッフに学校に出向いて、障がいがある子どもとの関りを説明してほしい。先生方にサポートの仕方などを伝えてほしい。
- 保育所等訪問の制度があることを知らない先生が多い。保護者から提案してもらおうと、学校としては受け入れやすい。
- 学校のPTAで障がいに関する話をしてよいかどうか。

学校への外部機関との連携推進を図るための取組を行う必要があります。

- 医療的ケア児について、就学時、養護学校でなければならないのか、特別支援学級で受け入れることは可能かなどの検討が必要。

医療的ケア児を受け入れる学校の体制整備及び人材確保を図る必要があります。

(3) 指導者の専門性の向上

- 特別支援教育に対する先生方の意識を高める必要がある。
- 保育や教育の現場では発達検査結果の数字に左右される傾向が強いため、検査の目的についての理解や共有の仕方の検討が必要。

支援者が障がい理解を深めるための研修を充実させる必要があります。

(4) 障がいのある子どもを取りまく関係者のネットワークの充実

- 療育につながっていない就学児の母親などから関係機関へ相談があった時、学校の先生から療育施設の説明は受けているようであるが、実際に療育機関への相談や支援までつながっていないという話を聞いたことがある。

地域の障がい理解拡大及び相談機関の更なる周知を図る必要があります。

- 教育支援委員会や療育機関に発達検査の結果が反映されていない。
- 個人情報の取扱いについて、支援計画を作成するにあたって必要な情報であるため、関係機関でデータの共有を行うことができるようにしてほしい。
- 発達検査と、発達検査が重複しないような情報共有が必要。

地域の障がい理解拡大及び相談機関の更なる周知を図る必要があります。

第3章 第5期計画等の実施状況

第5期障害福祉計画において定めた5つの成果目標及び各活動指標の実施状況と達成に向けた取組、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

※ 令和2年実績は11月現在の実績となっています。以降も同様です。

1 成果目標の実施状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「地域生活移行者」、「施設入所者の削減」のいずれも目標達成が困難な状況となっています。

「地域生活移行者」については、認定調査や計画相談等の機会を捉えて施設入所者の地域移行の可能性や意向の把握に努めましたが、令和2年度実績は0人となっています。

「施設入所者の削減」については、入所者の高齢化が主な要因で増減なしとなっています。

目標	実績
【地域生活移行者】 令和2年度末に、平成28年度末時点の施設入所者（22人）のうち2人が地域生活へ移行する。	0人 目標対比▲2人
【施設入所者の削減】 令和2年度末に、平成28年度末時点の施設入所者（22人）を1人削減し、21人とする。	±0人 目標対比+1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

奄美圏域において、協議の場を共同設置しています。

目標	実績
【協議の場の設置】 令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を、本町を含む奄美圏域にて共同設置する。	設置済み

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までの整備には至りませんでした。引き続き圏域での整備に向けた協議を継続します。

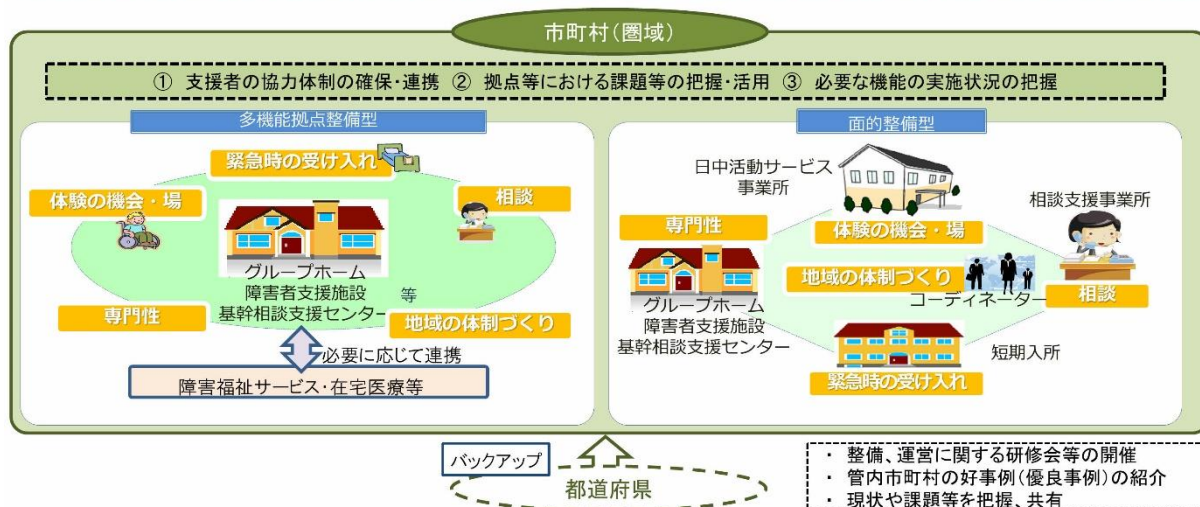
目標	実績
<p>【地域生活支援拠点等の整備】 令和2年度末までに1つを本町単独若しくは奄美圏域に整備する。</p>	<p>令和5年度までに圏域で整備予定</p>

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



出典：厚生労働省資料

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

「一般就労移行者」は令和2年度11月現在実績なしとなっており、目標達成が困難な状況となっています。一般就労移行希望者に対する支援を関係機関と連携しながら行い、より多くの方が一般就労に移行できるように努めます。

「就労移行支援事業の利用者数」は令和2年度11月現在1人となっています。一般就労へつながるサービスであることから、本人のニーズを踏まえながらサービス利用者の拡充を図ります。

目標	実績
【一般就労移行者】 令和2年度中の一般就労への移行者を1人とする。	0人 目標対比▲1人
【就労移行支援事業の利用者数】 令和2年度における就労移行支援事業の利用者を2人とする。	1人 目標対比▲1人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

「児童発達支援センターの設置」については町単独で設置済みとなっています。

また、「保育所等訪問支援の利用体制構築」についても町単独で支援体制構築済みとなっています。

目標	実績
【児童発達支援センターの設置】 令和2年度末までに、少なくとも1か所以上を設置する。	町単独で設置済み
【保育所等訪問支援の利用体制構築】 保育所等訪問支援体制の構築を図る。	町単独で支援体制構築済み

② 医療的ニーズへの対応

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備」については奄美圏域で未整備となっています。

「関係機関等が連携を図るための協議の場」についても奄美圏域で設置済みとなっています。

目標	実績
【重症心身障がい児を支援する事業所の整備】 令和2年度までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを整備する。	未整備 令和5年度までに整備予定
【協議の場の設置】 平成30年度までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	圏域で設置済み

2 活動指標の状況

活動指標は、その進捗状況について定期的に状況確認を行うべき指標として定めているもので、(1) 障害福祉サービス、(2) 障害児通所支援・障害児相談支援事業の実施状況は以下のとおりです。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

種類		平成30年度	令和1年度	令和2年度
居宅介護	計画	14人	15人	16人
重度訪問介護		446時間	478時間	510時間
行動援護	実績	17人	18人	19人
重度障害者等包括支援		402時間	380時間	927時間
同行援護				

② 日中活動系サービス

種類		平成 30 年度		令和 1 年度		令和 2 年度	
生活介護	計画	31 人	624 人日	32 人	645 人日	33 人	665 人日
	実績	28 人	539 人日	31 人	590 人日	37 人	688 人日
自立訓練（機能訓練）	計画	1 人	3 人日	1 人	3 人日	1 人	3 人日
	実績	2 人	13 人日	1 人	6 人日	0 人	0 人日
自立訓練（生活訓練）	計画	4 人	64 人日	5 人	80 人日	6 人	96 人日
	実績	2 人	45 人日	3 人	45 人日	1 人	8 人日
就労移行支援	計画	2 人	36 人日	2 人	36 人日	2 人	36 人日
	実績	1 人	3 人日	1 人	16 人日	1 人	21 人日
就労継続支援（A型）	計画	1 人	23 人日	1 人	23 人日	1 人	23 人日
	実績	1 人	3 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
就労継続支援（B型）	計画	35 人	615 人日	36 人	633 人日	37 人	650 人日
	実績	39 人	698 人日	50 人	872 人日	51 人	812 人日
就労定着支援	計画	0 人		0 人		1 人	
	実績	0 人		0 人		1 人	
療養介護	計画	2 人		2 人		2 人	
	実績	2 人		2 人		2 人	
短期入所（福祉型）	計画	8 人	87 人日	9 人	98 人日	10 人	109 人日
	実績	6 人	80 人日	8 人	93 人日	8 人	135 人日
短期入所（医療型）	計画	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
	実績	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日

③ 居住系サービス

種類		平成 30 年度		令和 1 年度		令和 2 年度	
自立生活援助	計画	0 人		0 人		1 人	
	実績	0 人		0 人		0 人	
共同生活援助	計画	6 人		6 人		7 人	
	実績	6 人		8 人		7 人	
施設入所支援	計画	21 人		21 人		21 人	
	実績	20 人		21 人		22 人	

④ 相談支援

種類		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画相談支援	計画	27 人	29 人	31 人
	実績	23 人	30 人	32 人
地域移行支援	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

(2) 障害児通所支援・障害児相談支援事業

種類		平成 30 年度		令和 1 年度		令和 2 年度	
児童発達支援	計画	20 人	220 人日	25 人	275 人日	30 人	330 人日
	実績	14 人	132 人日	18 人	180 人日	19 人	201 人日
医療型児童発達支援	計画	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
	実績	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
放課後等デイサービス	計画	27 人	222 人日	29 人	239 人日	31 人	255 人日
	実績	18 人	191 人日	21 人	176 人日	31 人	266 人日
保育所等訪問支援	計画	12 人	12 人日	13 人	13 人日	14 人	14 人日
	実績	2 人	3 人日	3 人	3 人日	5 人	5 人日
居宅型児童発達支援	計画	1 人	1 人日	1 人	1 人日	1 人	1 人日
	実績	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
障害児相談支援	計画	21 人		22 人		24 人	
	実績	11 人		11 人		14 人	
コーディネーターの 配置人数	計画	1 人		1 人		1 人	
	実績	1 人		1 人		4 人	

第4章 基本的理念等

1 基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期子ども療育計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの^{*}均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

^{*}均てん化：障害福祉サービス等の地域格差をなくし、全国どこでも等しくサービスを受けられるようにすること

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

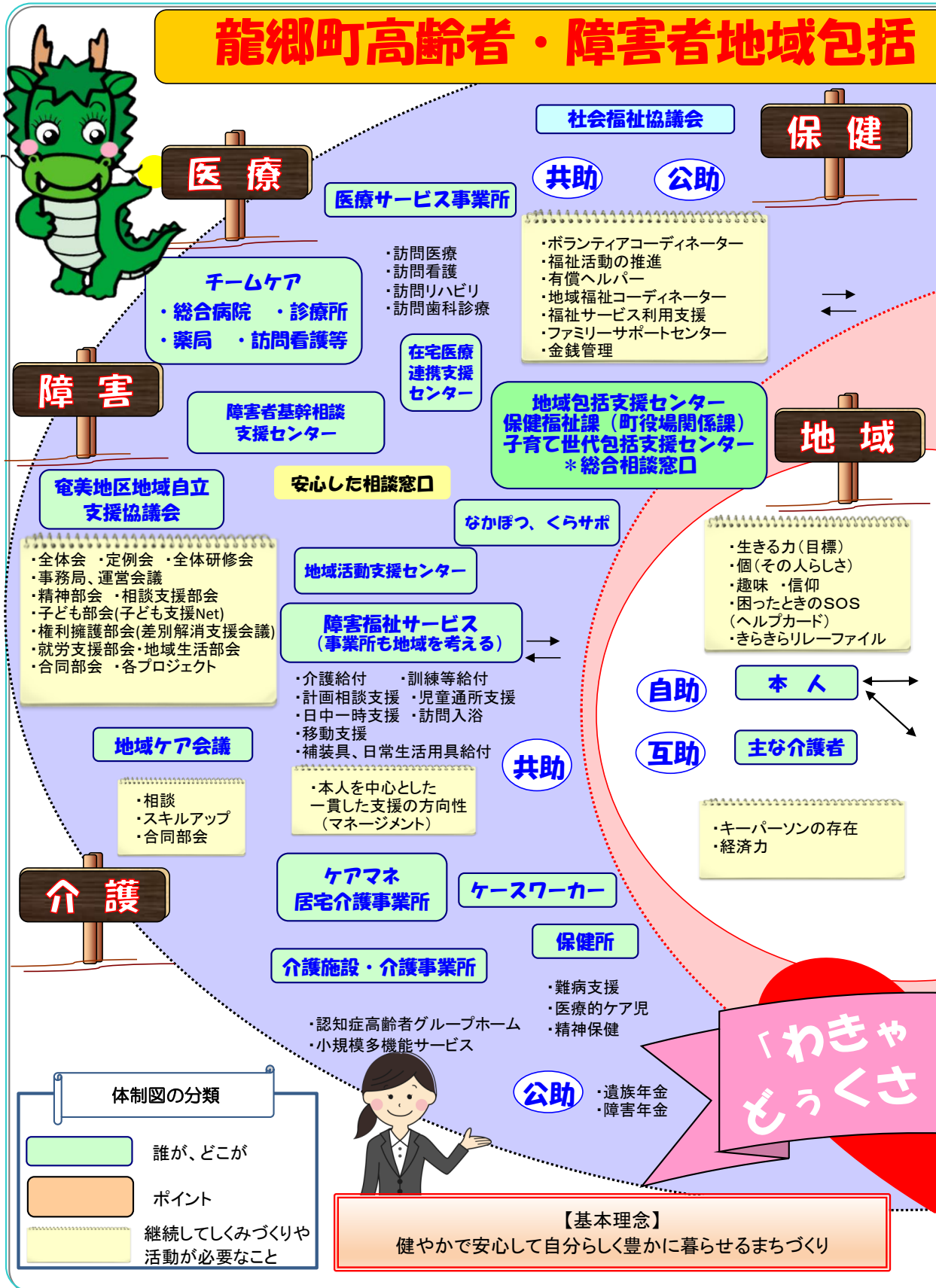
(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 龍郷町地域包括ケア体制図



ケア体制

- 福祉サービス**
- ・高齢者無料バス
 - ・宅配給食サービス
 - ・介護人手当
 - ・元気度アップポイント
- ・有償ヘルパー
- ・定期家庭訪問
 - ・権利擁護事業
 - ・でいでいクラブ
 - ・楽しく体操
 - ・健康教室
 - ・各種健診
- ・家族会支援
- ・総合相談
 - ・各種介護予防教室
 - ・地域サロン(どうさ会)
 - ・てくてく体操
 - ・育児教室
 - ・栄養教室
- ・じゃがいも会
- ・男性料理教室

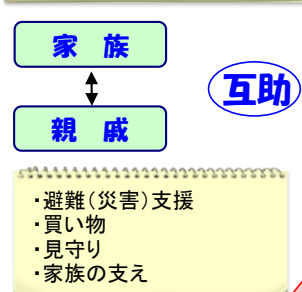
自助・互助・共助・公助の役割分担により、地域包括を支える

※地域包括ケア研究会報告書による定義

- 自助** 自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること
自分たちでできること
- 互助** インフォーマルな互助扶助、例えば近隣の助け合いやボランティア等
お互いのできること
- 共助** 社会保険のような制度化された相互扶助
↓
システム化された支え合い
制度化された支え合い
- 公助** 自助、互助、共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の需給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等
生活保障の制度

素地をつくる
・地域支えあい・見守り・自分たちのこととして！・支えあいマップづくり

- ・経済的支援・家族の結びつき
- ・精神的支え・役割分担
- ・見通し(介護の)・達成感
- ・本人と介護者の支え
- ・介護者へのねぎらい



自助 互助

地域住民

<介護力>
・適切な支援

- 近くの商店(拠り所)**
買い物、話し相手、方言
- 地域の専門家**
区長、民生委員、世話焼きさん、食生活改善推進員、認知症サポーター健診声かけ隊、障害者・知的障害者相談員、地域の専門職(看護師・介護職員、母子保健推進員、介護経験者)

<組織力>
スキルアップとネットワーク

- ボランティア**
- ・児童ボランティア
 - ・元気度アップグループポイント
 - ・登録ボランティア

“災害時支援”
<地域力>
・地域社会への働きかけ
・支援の連続性(継続性)

- ・趣味の仲間
- ・近所のお茶のみ場
- ・障害者同士の集いの場

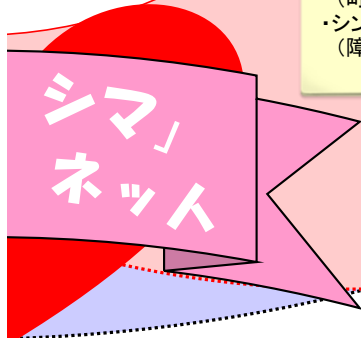
- ・介護フェア(町民フェア)
- ・シンポジウム(障害当事者の発表の場)

地域に顔を出す働く人
巡回している金融機関職員
ガス・水道・電気料金徴収員
新聞配達・農業協同組合
浄化槽業者等

1ターンの窓口

交番

消防



この図は、町民・保健・医療介護福祉の関係者から声を出してもらい、今、本町にある資源や、今後必要な取り組みを「わきゃシマ」どうさネットとしてまとめあげたものです。

3 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「子ども療育計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

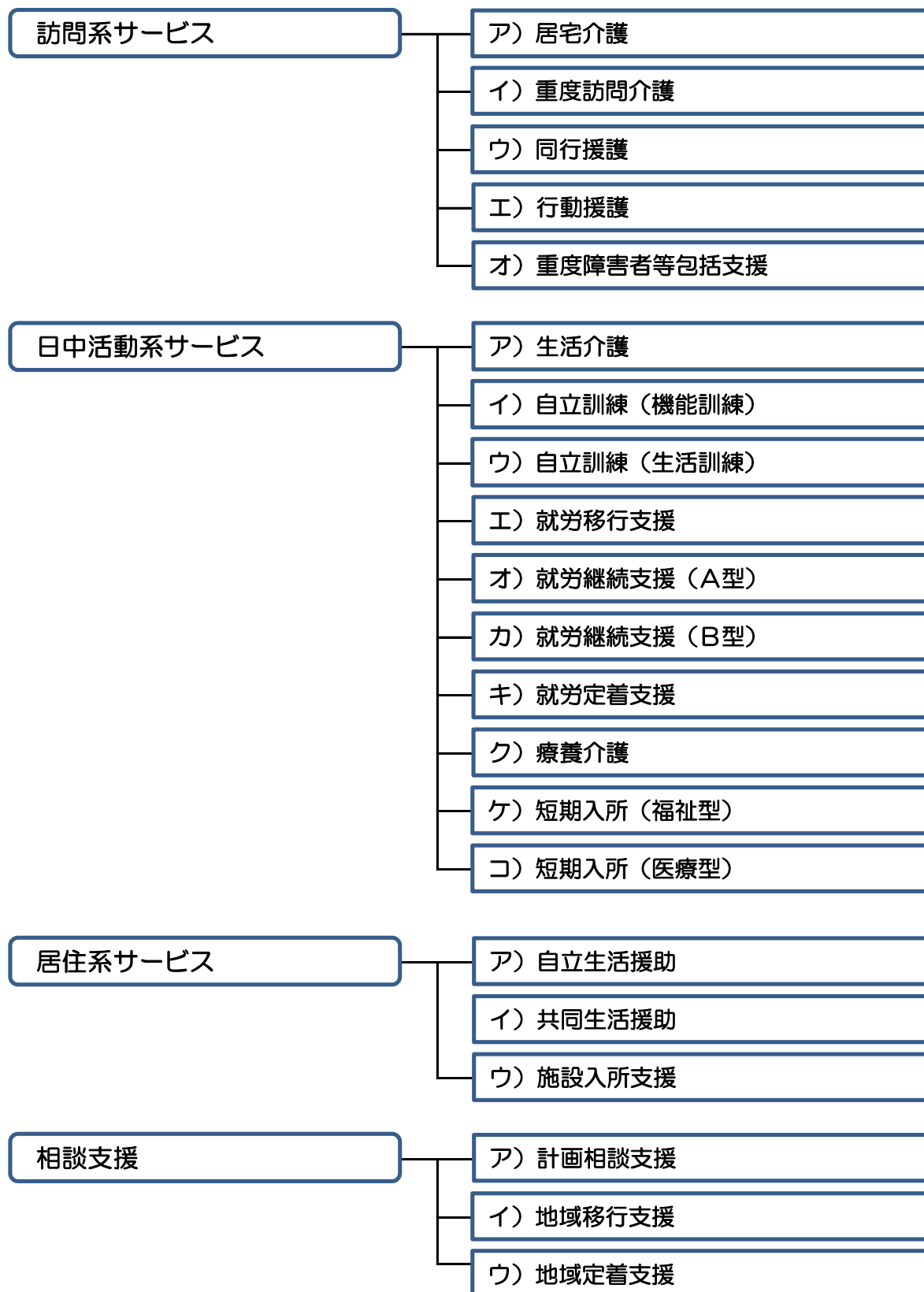
5 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

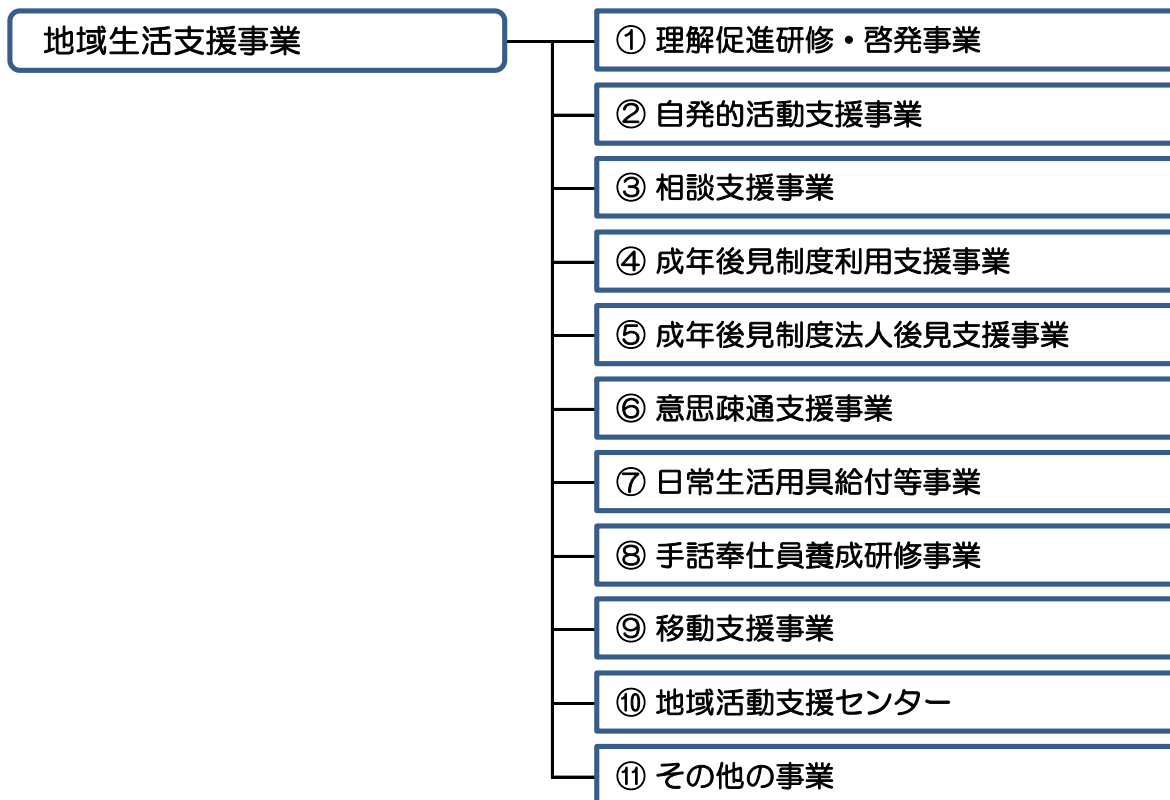
- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

6 事業の全体像

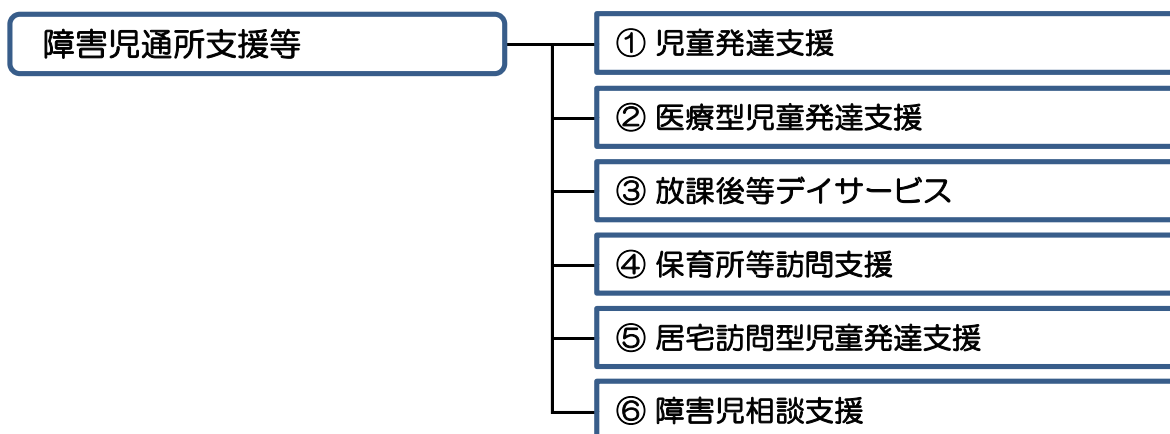
(1) 自立支援給付（障害者総合支援法）



(2) 地域生活支援事業（障害者総合支援法）



(3) 障害児通所支援・障害児相談支援（児童福祉法）



第5章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和1年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針

令和1年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和1年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、6%以上（2人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数の目標設定を1人とします。

また、国の基本指針に基づいて、施設入所者の1.6%以上（1人以上）を削減すべき本計画では、本町の実情を考慮し、削減数の目標設定を1人とします。

項目	人数	考え方
施設入所者	22人	令和1年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	1人 4.5%	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者	21人	令和5年度末の施設入所者
削減見込み	1人 4.5%	

【第5期・第1期計画実績を踏まえた6期・2期での取組】

施設入所の利用ニーズは高く現在も待機者がいる状況。重度化・高齢化による対応を含め、日中サービス支援型指定共同生活援助等の設置を入所施設サービス管理責任者情報交換会(年2回開催)でも検討し圏域にて協議します。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に町又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

国の基本指針
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方			
令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所圏域整備します。また、年1回以上運用状況を検証及び検討します。			
令和5年度末の整備箇所数	整備形態	整備目標年度	1年間の運用状況検証・検討の回数
1か所整備予定	圏域整備	令和5年度	5回

【第5期・第1期計画実績を踏まえた第6期・第2期での取組】

圏域にて面的整備型の設置を目指し協議を重ねましたが、身体・療育・精神・難病等すべての障がい者に対応した体制が整わず整備には至りませんでした。令和3年度以降も目標達成に向け引き続き整備に向けた協議を続けます。

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労に移行する人の目標値を設定します。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者数の目標値を設定します。さらに、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を7割以上、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とすることを基本とします。

国の基本指針

令和5年度中に一般就労への移行者数を令和1年度実績の1.27倍以上にするとともに、令和5年度の就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者数の目標値を設定します。また、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を7割以上、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とすることを基本指針とします。

町の目標設定の考え方

国の基本指針に基づくと、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和1年度実績の1.27倍以上（1人）、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を7割以上、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上となりますが、本町の実情を考慮し、一般就労への移行者数を2人、また、この目標値を達成するため、令和5年度の就労移行支援事業利用者を1人、就労継続支援A型事業利用者を1人、就労継続支援B型事業利用者を53人と設定します。

さらに、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を100%として設定します。なお、本町には就労定着支援事業所は整備されていないことから、就労定着率については設定しません。

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	0人	令和1年度実績
目標年度の一般就労移行者	1人	令和5年度一般就労移行者
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	1人	令和5年度
目標年度の就労継続支援A型事業の利用者数	1人	令和5年度
目標年度の就労継続支援B型事業の利用者数	53人	令和5年度
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	100%	令和5年度

【第5期・第1期計画実績を踏まえた第6期・第2期での取組】

「一般就労移行者」は平成30年度0名、令和1年度1名、令和2年度0名となっており、目標達成が困難な状況となっています。一般就労移行希望者に対する支援を就労支援部会(年3回開催)、あまみ障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所と連携し、より多くの方が一般就労に移行できるよう本島内の一般就労事業所への理解促進を含め推進していきます。また、通勤における課題を解決するため一般就労後のバス代助成も圏域内で協議しています。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを町に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方		
本町では既に町単独で児童発達支援センターを設置しています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制も町単独で既に確保しています。		
令和5年度末の児童発達支援センター整備箇所数	児童発達支援センター設置形態	令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制確保
1か所整備済み	町単独設置	町単独で確保済み

【第5期・第1期計画実績を踏まえた第6期・第2期での取組】

中核機関として各障がいに対応できる専門的機能強化、また他の児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問事業所との連携図ります。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町又は圏域に1か所以上確保することを基本とします。

国の基本指針
重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本指針とします。

① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

町の目標設定の考え方	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を令和5年度までに圏域で1か所確保予定。	
令和5年度末の整備箇所数	確保形態
未整備、令和5年度までに1か所整備予定	圏域確保

② 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

町の目標設定の考え方	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを令和5年度までに圏域で1か所確保予定。	
令和5年度末の整備箇所数	確保形態
未整備、令和5年度までに1か所整備予定	圏域確保

【第5期・第1期計画実績を踏まえた第6期・第2期での取組】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては奄美圏域において整備には至っておりません。あまみ療育ネットワーク、子ども支援Net、子ども部会、母子保健広域連携会議と連携しニーズに合わせ目標達成に向けた圏域での協議を継続して行います。

(3) 医療的ケア児のための協議の場の設置等

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、圏域及び市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

国の基本指針
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本指針とします。

① 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

町の目標設定の考え方	
関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域で設置済みです。	
令和5年度末の設置見込み	設置形態
設置済み	圏域設置

② コーディネーターの配置

町の目標設定の考え方	
医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域で設置済みです。	
令和5年度末の配置見込み	設置形態
配置済み	圏域設置

【第5期・第1期計画実績を踏まえた第6期・第2期での取組】

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置については奄美圏域にて母子保健広域連携会議を開催し、県母子保健事業の中でも支援調整会議を実施しています。また、名瀬保健所と連携し対象家族・児童への訪問を今後も継続して実施します。

コーディネーターにおいても、相談支援専門員を含めた他機関との連携を図れるよう体制を強化します。

5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

国の基本指針
<p>相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本指針とします。</p> <p>これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討します。</p>

町の目標設定の考え方	
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を圏域で確保済みです。	
令和5年度末の構築見込み	確保形態
構築済み	圏域確保

【第6期・第2期での取組】

保健福祉課窓口での案内、広報たつごう、ホームページ等への掲載により、奄美圏域にて設置している基幹相談支援センター(ぴあリンク奄美)への相談件数は年々増加しています。困難事例も多くケースによっては継続的かつきめ細やかな対応を求められるため、充実・強化の側面からも専門的人員の配置増も検討し、今後も中核機関として地域課題解決に取り組みます。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組(障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有)に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本指針とします。

① サービスの質の向上を図るための体制の構築

町の目標設定の考え方
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。
令和5年度末の構築見込み
圏域で構築予定

【第6期・第2期での取組】

計画案作成時の細やかなアセスメント、個別支援計画に基づいた支援を徹底するため、自立支援協議会内の各部会においても情報共有の場である「合同部会」の開催回数を増やし、連携して質の向上を図るための体制を構築します。

② サービス等の質を向上させるための取組

町の目標設定の考え方				
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための下記取組を実施します。				
令和5年度末の各種研修への職員の参加	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果		指導監査結果の関係市町村との共有	
	令和5年度末の共有体制	令和5年度末の事業所等との共有の実施	令和5年度末の共有体制	令和5年度末の関係自治体との共有の実施
1人	体制有	1回	体制有	1回

【第6期・第2期での取組】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、審査支払等補助システム(導入済み)を活用し各部会においてアンケートの実施、5市町村共通のQ&Aの作成を実施します。指導監査結果においては相談支援事業所の監査を適正に行い監査項目や結果についても、5市町村(奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町)で共有する体制を整えます。

第6章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象とした障がい児通所支援等事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

※ サービス利用量の数値は「利用延べ人数」÷「12か月」で算出

1 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【主な対象者】

障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人

【サービス内容】

ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

【主な対象者】

重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人

【サービス内容】

重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

③ 行動援護

【主な対象者】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人（障害支援区分3以上）

【サービス内容】

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

④ 同行援護

【主な対象者】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者

【サービス内容】

移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆、代読含む）や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

【主な対象者】

常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人

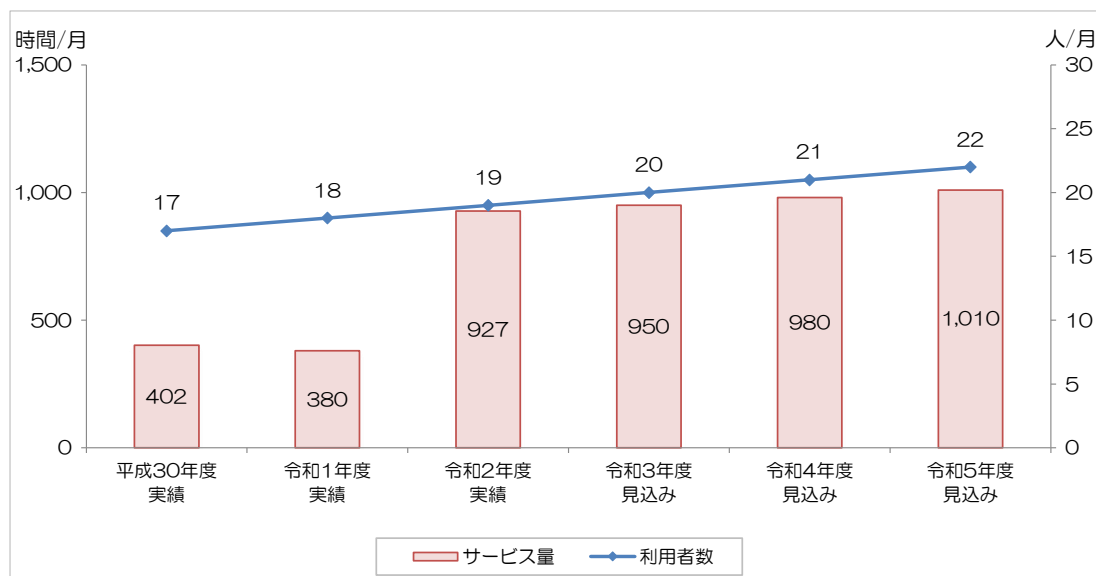
【サービス内容】

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【訪問系サービス利用実績・見込量】

第5期までの利用実績や障がい者の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定します。以降のサービスについても同様に見込んでいます。

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	17	18	19	20	21	22
サービス量	時間/月	402	380	927	950	980	1,010



【今後の方向性】

サービス利用量は増加傾向です。区分に応じた利用量ではないため、国庫負担基準単価を大幅に超えています。個々のニーズをモニタリングで把握しながら、本人や家族の状況の変化に対応した支給決定を検討し、効果的に自立につながる支援を継続する事や重度訪問介護等利用促進事業により、サービスが必要とされる方への利用促進を行います。

【奄美地区自立支援協議会での意見】

- 居宅サービスの早急な整備(地域移行が出来る体制)、ヘルパーの人材不足の課題、人材育成が必要。
- 町内に同行援護事業所が無く、視覚障害者の方の外出が難しい。訪問してくれる事業所が少ない状況、在宅生活の困難が予想される。
- 同じ支給量でも住む場所によっては、サービスの充実度が異なる。へき地によっては差が出てしまう現状がある。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【主な対象者】

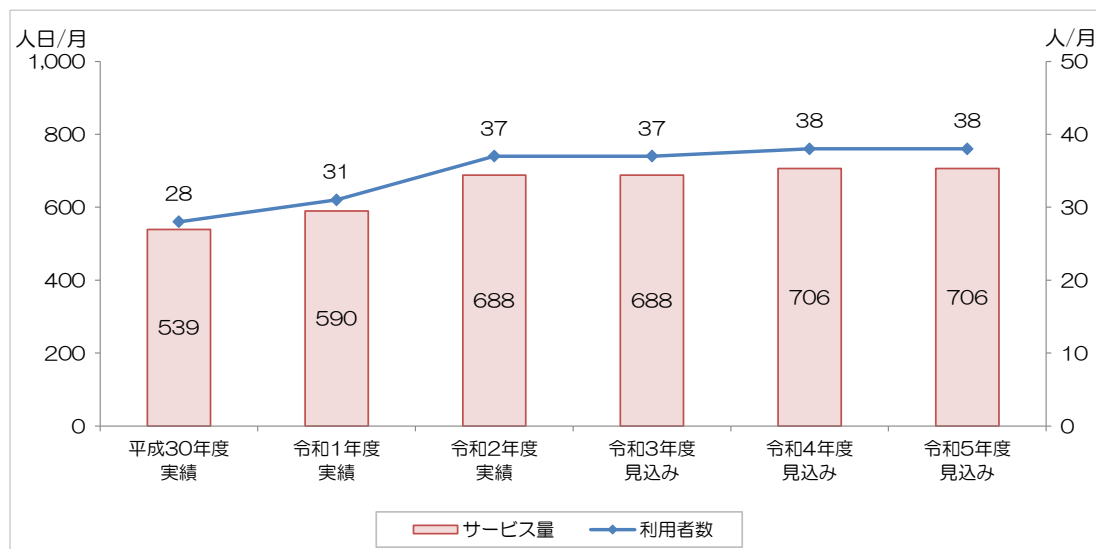
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人

【サービス内容】

地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	28	31	37	37	38	38
サービス量	人日/月	539	590	688	688	706	706



【今後の方向性】

利用者数は新規事業所の開設に伴い増加傾向です。比較的若い世代の利用率は高いですが、家族で支援出来る間は頑張りたいという方も多く、親亡き後の支援の在り方も含め家族の意見を尊重しつつ、サービス利用につなげます。

② 自立訓練（機能訓練）

【主な対象者】

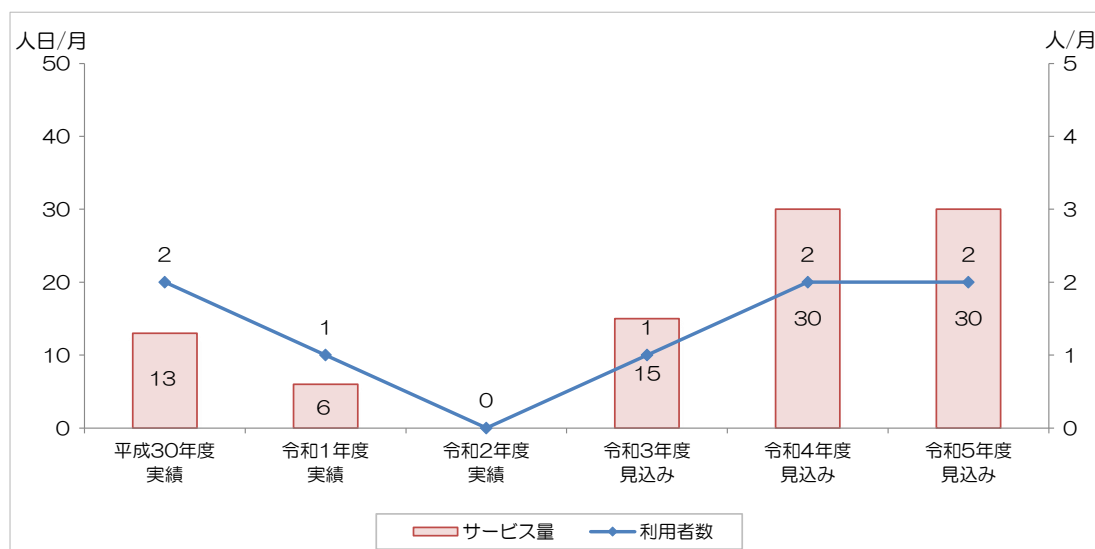
地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、又は難病を患っている人

【サービス内容】

身体障がいのある人、又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。（標準利用期間 24 か月。長期に渡って病院に入院、施設に入所していた場合は最長 36 か月）

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	2	1	0	1	2	2
サービス量	人日/月	13	6	0	15	30	30



【今後の方向性】

標準利用期間が設定されているサービスであり、今後も大幅な利用者増はないと見込まれます。通所による訓練が原則ですが、個別支援計画の進捗状況に応じて、在宅への訪問による訓練を受ける事ができるため、通所が困難な利用者への適切な支援を提供します。

③ 自立訓練（生活訓練）

【主な対象者】

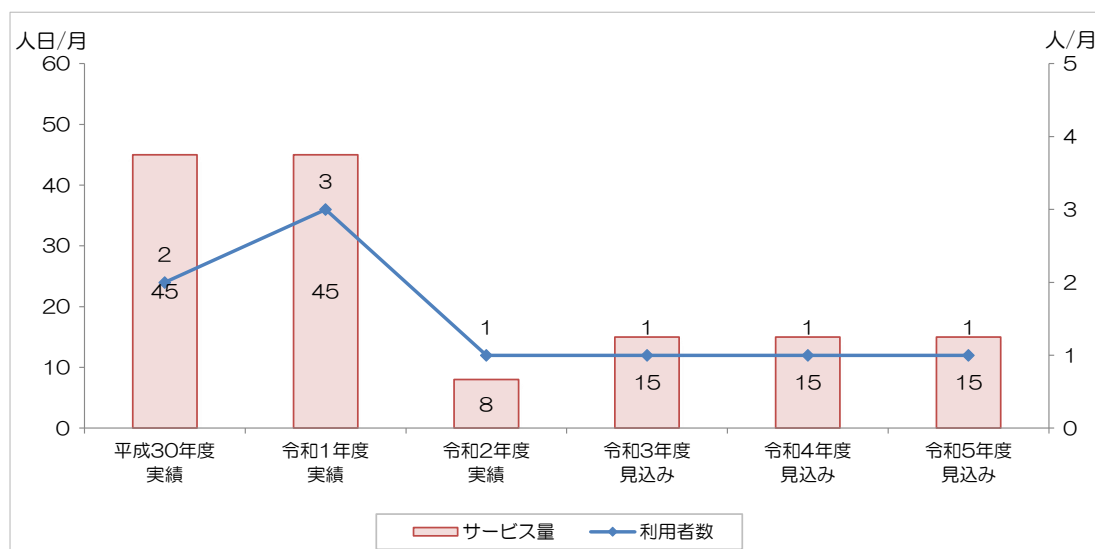
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

【サービス内容】

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。（標準利用期間 18 か月。頸椎損傷による四肢麻痺等の場合は最長 36 か月）

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	2	3	1	1	1	1
サービス量	人日/月	45	45	8	15	15	15



【今後の方向性】

標準利用期間が設定されているサービスであり、今後も大幅な利用者増はないと見込まれます。

④ 就労移行支援

【主な対象者】

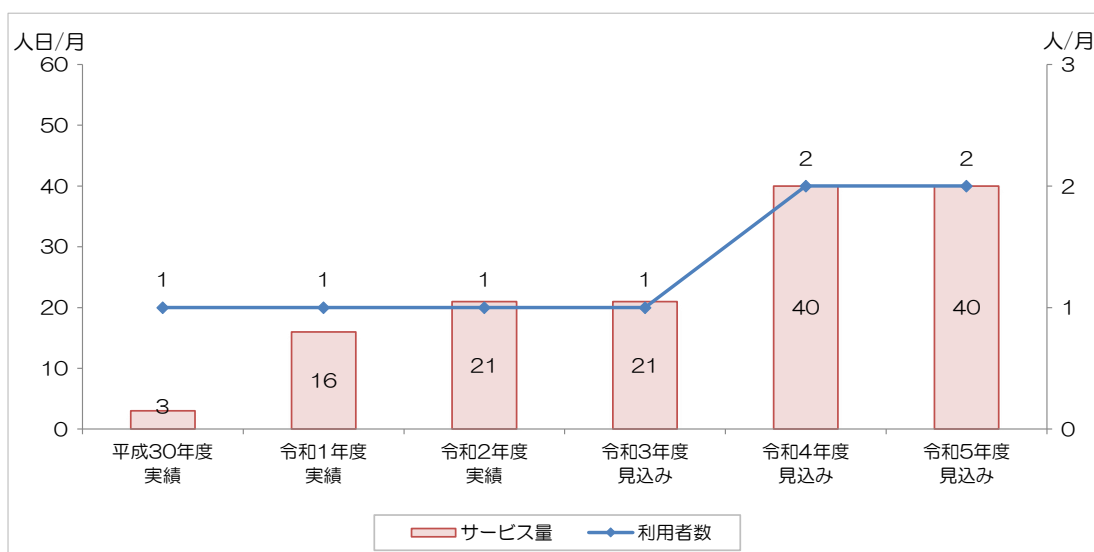
就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人

【サービス内容】

就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。(標準利用期間原則24か月)

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	2	2
サービス量	人日/月	3	16	21	21	40	40



【今後の方向性】

標準利用期間が設定されているサービスであり、今後も大幅な利用者増はないと見込まれます。一般就労に繋がる支援を実施するサービスであるため、具体的な個別支援計画を作成しているかの精査が必要となります。

⑤ 就労継続支援 A 型

【主な対象者】

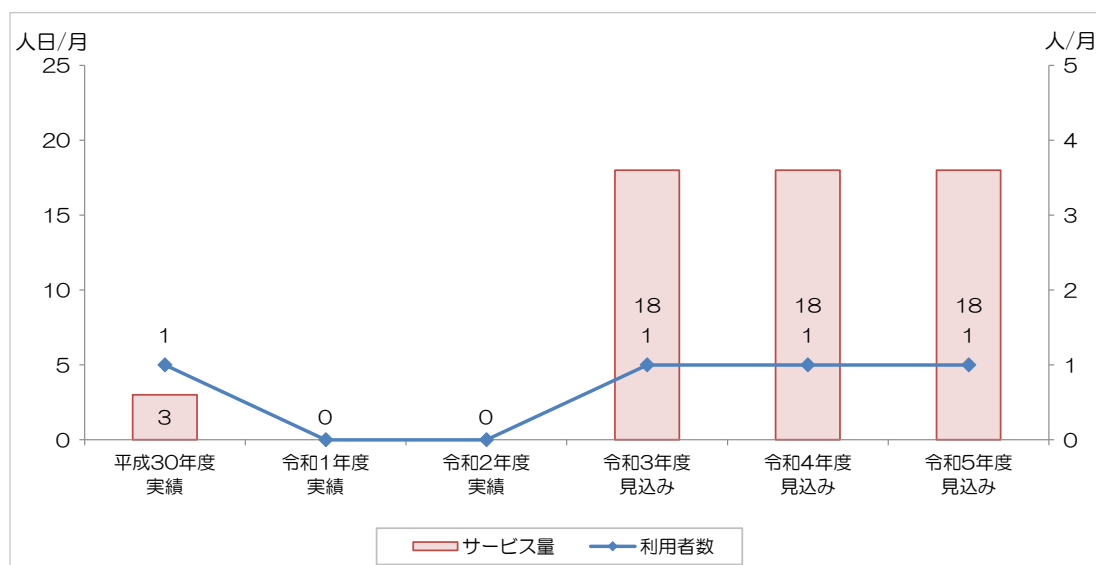
企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人

【サービス内容】

企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	1	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	3	0	0	18	18	18



【今後の方向性】

雇用契約に基づく就労が可能である者に対する支援のため、より質の高いサービス提供と利用者が安定して通所できる体制づくりが求められます。近年実績はありませんが、圏域にて新規事業所も開設しているため利用促進を行います。

⑥ 就労継続支援B型

【主な対象者】

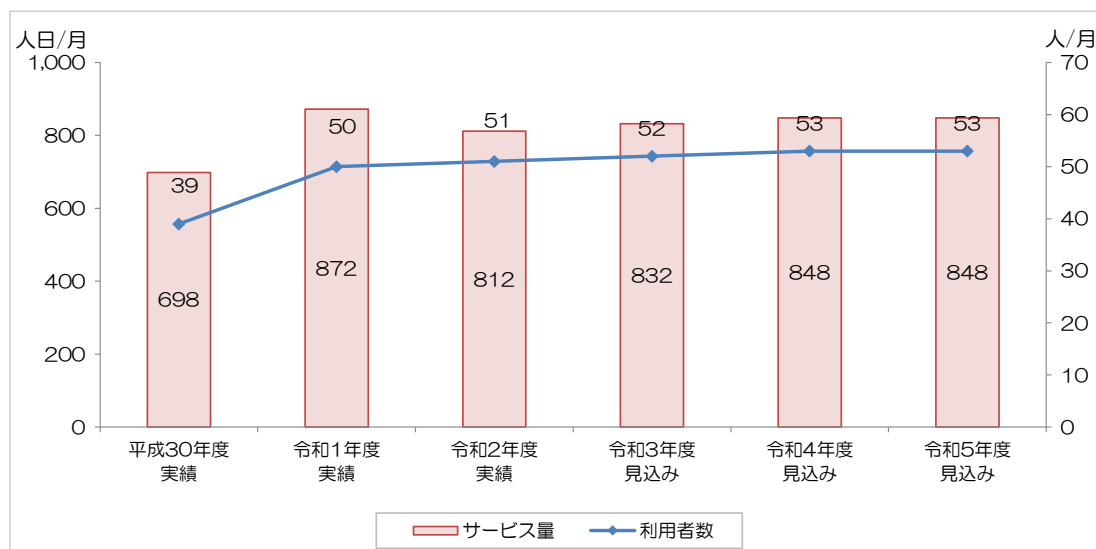
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人

【サービス内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	39	50	51	52	53	53
サービス量	人日/月	698	872	812	832	848	848



【今後の方向性】

新規事業所の開設等により利用ニーズは年々増加しています。課題として利用者の心身の状況により、生活リズムを整えるための通所の場として利用する事も少なからずあるため、個別支援計画における短期・長期目標とサービス利用計画との整合性を精査し、就労に向けた支援につながるよう働きかけます。

⑦ 就労定着支援

【主な対象者】

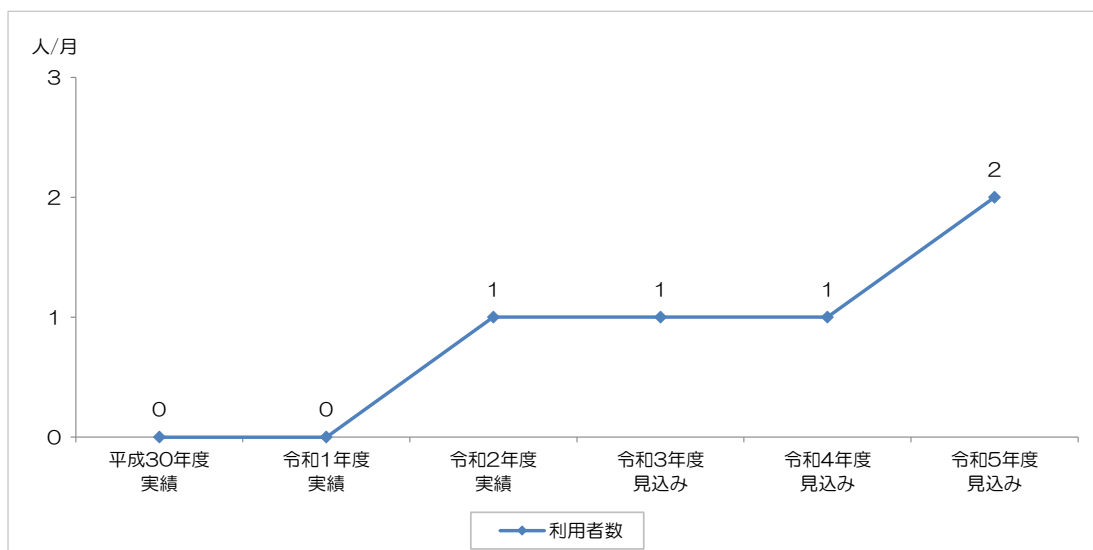
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

【サービス内容】

一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	2



【今後の方向性】

令和1年度一般就労につながった利用者が就労後6か月を経過したため、令和2年度利用実績1名となっています。一般就労につながった後に利用できるサービスのため、一般就労へ移行できるよう支援します。

⑧ 療養介護

【主な対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人

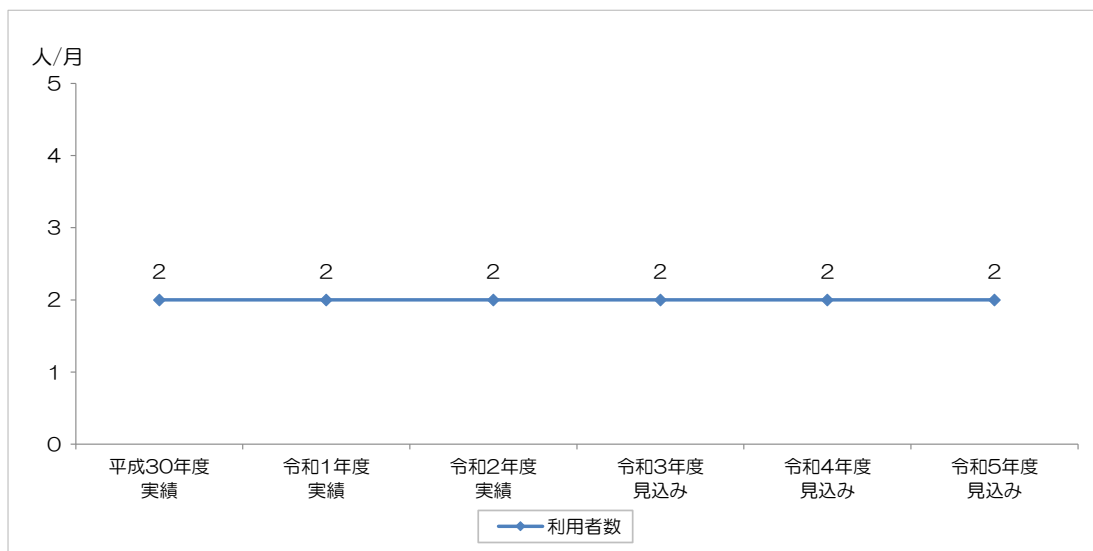
- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人
- ・筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人

【サービス内容】

病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	2	2	2	2	2	2



【今後の方向性】

本島内に療養介護のサービス施設はなく、直近の10年間において増減はありません。

⑨ 短期入所（福祉型）

【主な対象者】

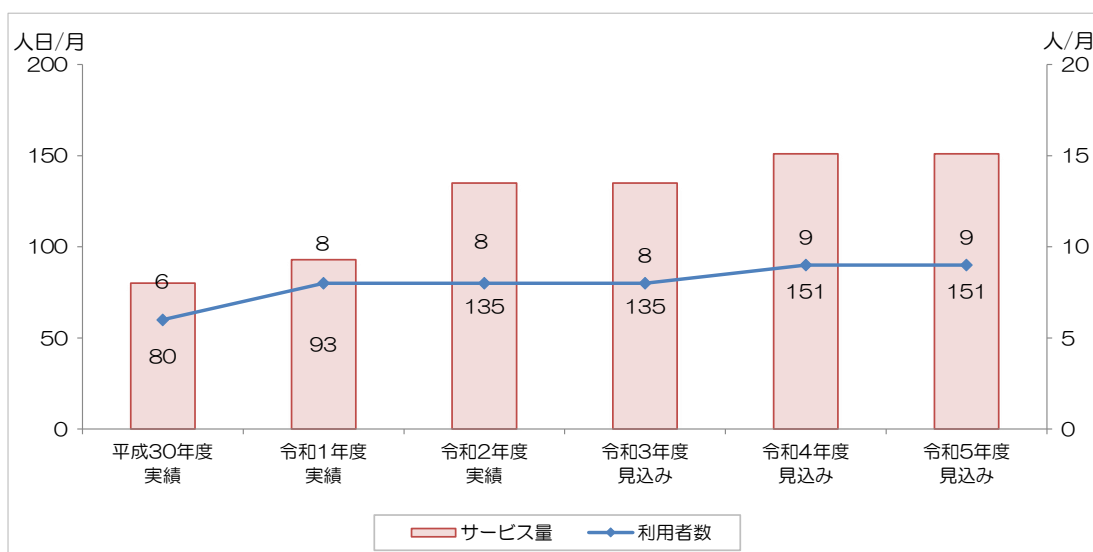
障害支援区分が区分1以上の人又は障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童

【サービス内容】

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	6	8	8	8	9	9
サービス量	人日/月	80	93	135	135	151	151



【今後の方向性】

介護者の高齢化等により利用ニーズは増加傾向です。そのため家族が病気の場合の緊急的な利用や、家族と離れて過ごすための体験の場としての利用が難しい状況です。日中に利用ができる地域生活支援事業での日中一時支援等の利用を含め介護者も安心して過ごせる環境づくりが必要です。

⑩ 短期入所（医療型）

【主な対象者】

遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等

【サービス内容】

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本島内に医療型のサービス施設はなく、これまでに利用実績はありません。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【主な対象者】

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等

【サービス内容】

定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本島内に指定事業所がなく実績はありません。

② 共同生活援助

【主な対象者】

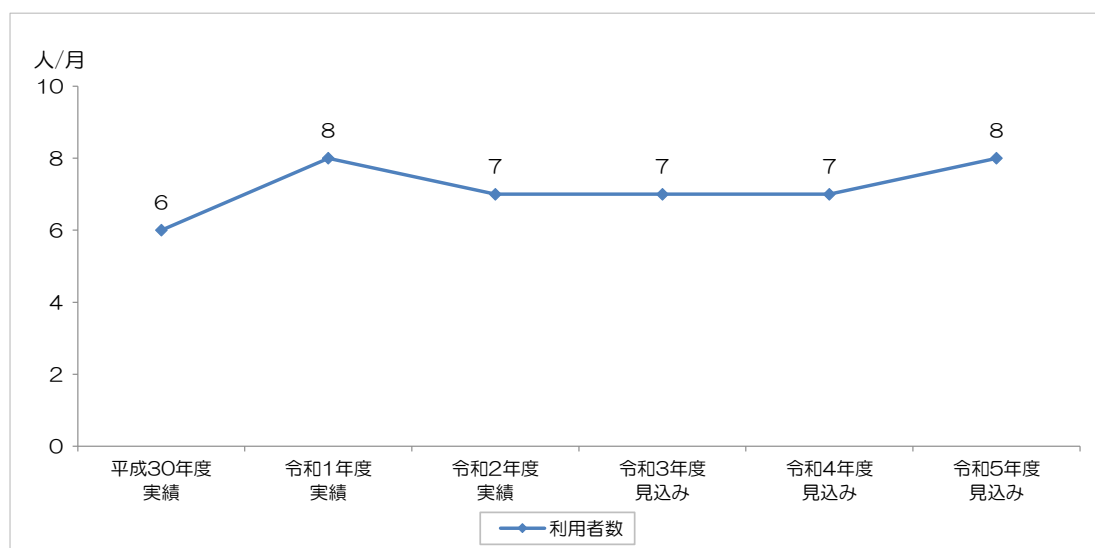
障がい者（身体障がいのある人にとっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）

【サービス内容】

障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	6	8	7	7	7	8



【今後の方向性】

本島内での利用ニーズは増加傾向にありますが、利用施設が不足しているため利用者の希望に沿った見込みを設定できません。現在町内の待機人数は2名（アンケート結果ではグループホームなどを利用したいと回答した方が1名）のため町内での開設を検討する事も難しい状況です。地域移行の推進により、施設入所からの移行に対応できる重い障がいのある人でも入居できるグループホームの開設については今後検討が必要となると思われますが、その際には地域の理解や地域に溶け込んだ環境での建設が求められます。

- ・地域移行に必要なグループホーム不足（奄美地区自立支援協議会からの意見）
- ・福祉施設が豊富な龍郷町においてグループホームがない（龍郷町みらい会議からの意見）

③ 施設入所支援

【主な対象者】

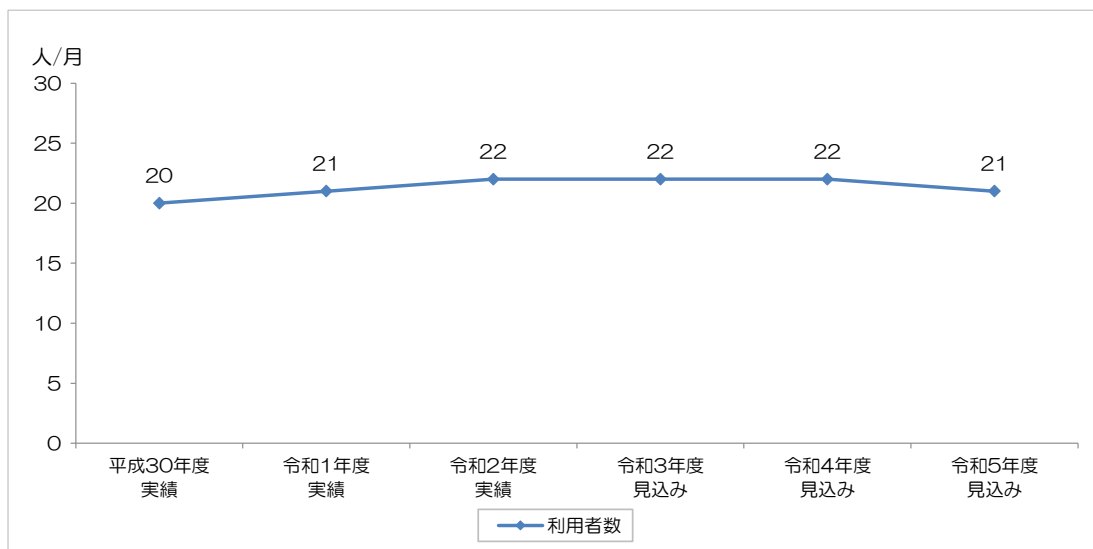
生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）又は自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

【サービス内容】

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	20	21	22	22	22	21



【今後の方向性】

地域移行を推進する国の方針に沿って令和5年度には1名減を見込みますが、本人や家族のニーズ(待機者2名)があるため、入所を必要としている場合は新たな利用を見込む必要があります。本人や家族の意向を含め適切に地域に移行できるよう支援は継続していきます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

【主な対象者】

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者又は障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者

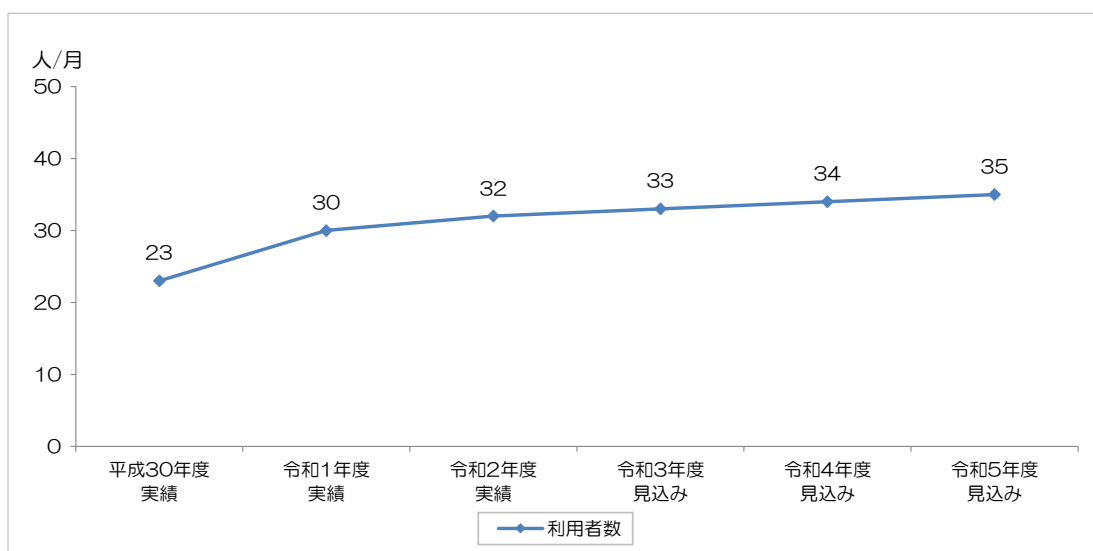
【サービス内容】

サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。

継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	23	30	32	33	34	35



【今後の方向性】

サービス利用者増加の見込みに応じて見込み量も増加で設定しています。

指定特定相談支援事業所は、町内で4か所に増加しており、全ての事業所が相談支援部会へ積極的に参加しています。また、相談支援部会での情報共有、事例検討会実施や5市町村共通のQ&Aを作成することにより人材育成を含め、引き続きサービス等利用計画の質の向上に努めます。

② 地域移行支援

【主な対象者】

障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者

【サービス内容】

住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本島内において指定一般相談支援事業所の設置がないため、令和3年度以降の見込みは0人/月とします。

③ 地域定着支援

【主な対象者】

居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者

【サービス内容】

対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本島内において指定一般相談支援事業所の設置がないため、令和3年度以降の見込みは0人/月とします。

(5) 地域生活支援拠点の設置等

【実績・見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	か所	0	0	0	1	1	1
検証・検討の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

【今後の方向性】

圏域にて面的整備型の設置を目指し協議を重ねましたが、身体・療育・精神・難病等すべての障がい者に対応した体制が整わず整備には至りませんでした。令和3年度以降も目標達成に向け引き続き整備に向けた協議を続けます。

(6) 発達障がい者等に対する支援

【実績・見込み】

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0

【今後の方向性】

ペアレントプログラムは令和2年度より実施しています。令和3年度以降も引き続き前向きな気持ちで子育てに向き合うための支援を継続します。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込み】

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/年	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	人/年	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人/年	4	4	5
精神障がい者の自立生活援助	人/年	0	0	0

【今後の方向性】

奄美圏域において、精神障害者地域移行・定着推進会議を開催し協議の場として設置済みとなっています。今後も精神部会(毎月開催)において地域包括ケアシステムに特化した専門的な協議を継続して開催し連携を図ります。また、精神部会と地域包括ケア会議を合同開催し「クライシスプラン」の有効活用と、精神障がい者が地域で安定した生活を送れる体制を強化します。

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組－地域の相談支援体制の強化

【見込み】

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言	件/年	4	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(事例検討会)	件/年	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組実施(相談支援部会)	回/年	6	6	6

【今後の方向性】

地域の相談支援体制の強化として、町内の指定特定相談支援事業所 4 か所に年 1 回程度訪問し、課題の検討や情報共有を図ります。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員とも連携を図り、暮らしやすいまちづくりの推進や様々な課題について都度協議し問題解決に取り組めます。

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【見込み】

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	回/年	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回/年	1	1	1

【今後の方向性】

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施」については、計画案作成時の細やかなアセスメント、個別支援計画に基づいた支援を徹底するため、自立支援協議会内の各部会においても情報共有の場である「合同部会」の開催回数を増やし、連携して質の向上を図るための体制を構築します。

「指導監査結果の関係市町村との共有」については、令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、審査支払等補助システム(導入済み)を活用し各部会においてアンケートの実施、5 市町村共通の Q & A の作成を実施します。指導監査結果においては相談支援事業所の監査を適正に行い監査項目や結果についても、5 市町村(奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町)で共有する体制を整えます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

相談支援事業、意思疎通支援事業等の事業で、利用者の利用状態等を勘案して事業を推進します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【理解促進研修・啓発事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	有	有	有	有	有	有

【主な取組】

① 奄美地区自立支援協議会研修会

年度	内容
平成30年度	「“自分らしく生きる”～障がいと生きるすべての人々の可能性を信じて～」
令和1年度	「対人サービスにおける権利擁護～障がいのある人の地域生活を考える」(奄美地区自立支援協議会・鹿児島県相談支援ネットワーク会議共催)
令和2年度	「障がいのある人の地域生活の実現」

② 障がい理解の出前授業(奄美地区自立支援協議会主催)

令和1年度：田検小学校

令和2年度：龍郷小学校

③ 龍郷町民生委員・児童委員定例会

令和1年度：「心のバリアフリー教室」

令和2年度：「精神障がい者を含めた地域住民との接し方」

④ 龍郷町役場職員研修

令和2年度：「心のバリアフリー教室」

【奄美地区自立支援協議会研修会の様子】



【障がい理解の出前授業の様子】



(2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【自発的活動支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	無

事業としての実績はありませんが、地域福祉推進委員(世話焼さん)のボランティア活動や支えあいマップづくりを通して共生社会における地域支援の強化を推進しています。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

【障がい者相談支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	か所	2	2	2	2	2	2

2事業所との委託契約で、専門職員の配置により身体・療育・精神・難病等の全ての障がい者の支援を行える体制を整えています。

【基幹相談支援センター 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	-	有	有	有	有	有	有

5市町村共同で平成25年度に設置し、相談機能の強化に努めています。また、奄美地区障害者虐待防止センターの役割を担っており、障がい者虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、地域における関係機関等との協力・支援体制の整備を進めています。

② 相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【相談支援機能強化事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	有	有	有	有	有	有

③ 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【住居入居等支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	無

事業としての実績はありませんが、地域生活支援部会において様々な機関が連携し支援できる体制を構築しています。また、宅建協会も含めたプロジェクトチームを作りガイドブックを参考に一人暮らしのマナー、金銭管理の学習の機会、居住支援を行っています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

【成年後見制度利用支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人/年	0	1	1	1	1	1

成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、申立等の支援を積極的に実施します。課題として、町内には入所施設が多く、他市町村で支給決定を受けている施設利用者への支援を行わなければならないため、入所施設事業所に対して入所前に後見人の申立を行うよう周知に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【成年後見制度法人後見支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	有	有	有

実績はありませんが、今後は地域包括支援センターと連携し安定的に事業を実施できる体制の構築に向けて協議を継続します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	件/年	0	0	0	0	1	1

鹿児島県身体障害者福祉協会との委託契約をしていますが、近年の実績はありません。奄美市に設置する中途難聴者当事者団体の周知活動の推進により要約筆記等の必要性は今後増加すると考えられるため、町民への普及・啓発活動につとめます。

【手話通訳者設置事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置者数	人/年	0	0	0	0	0	0

手話通訳者の人材確保が困難であるため事業実績はこれまでにありません。

(7) 日常生活用具給付事業

特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。

【日常生活用具給付事業 実績と見込み】

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	2	2	2	2	2
排せつ管理支援用具	件/年	55	67	60	72	72	72
居宅生活動作補助用具	件/年	0	1	0	1	1	1

給付状況はほぼ同水準で推移していますが、排せつ管理支援用具は増加の見込みで設定しています。用具の品目においては利用者のニーズを考慮し見直しを図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【手話奉仕員養成研修事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	人/年	0	0	0	0	0	0

町単独での開催は利用ニーズを考えると困難であるため、奄美市にて開催する研修会参加への周知を図ります。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難がある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

【移動支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	4	4	2	3	3	3
延べ利用時間	時間/月	27	7	4	9	9	9

ガイドラインの設置により、利用実績は減少傾向にありますが、必要な方への利用については推進していきます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

① 地域活動支援センター事業Ⅰ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

【地域活動支援センター事業Ⅰ型 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	4	6	3	6	6	6

1 事業所との委託契約で、精神障がい者に特化した支援の体制を整えています。地域における引きこもりの支援を含め地域に出向いた支援の体制強化を図ります。

【奄美地区自立支援協議会からの意見】

引きこもりの方への早期対応、実態把握

(11) その他の地域生活支援事業

① 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

【日中一時支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	2	2	2	2	2	2
実利用者数	人/年	11	11	11	12	12	12

放課後等デイサービスが普及しましたが、卒業以降の過ごし方としてのニーズもあり利用実績は同水準で推移しています。家族支援の一環として相談支援専門員に対しても利用促進を促すよう周知を図ります。

② 訪問入浴サービス

家庭で入浴することが困難な重度の身体障がい者に、入浴サービスを行うことにより、入浴が困難な人の健康増進や衛生の保持並びに家族の負担軽減を図ります。

【訪問入浴サービス事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/年	0	1	1	1	1	1

龍郷町社会福祉協議会への委託契約をしています。近年の実績はほぼない状況ですが、慢性的なヘルパー不足が課題となっています。

3 障害児通所支援・障害児相談支援等

(1) 児童発達支援

【主な対象者】

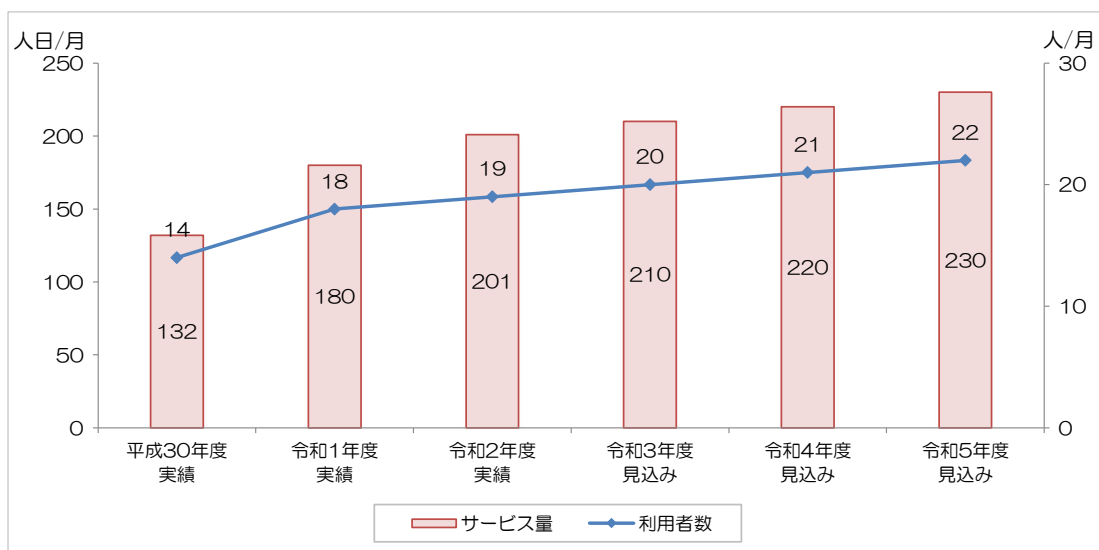
発達に不安のある幼児、児童

【サービス内容】

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	14	18	19	20	21	22
サービス量	人日/月	132	180	201	210	220	230



【今後の方向性】

町内での新規事業所開設に伴い利用実績は大幅に増加しています。今後も子育て世代包括支援センター、保育園とも連携を図り、早期療育につながるよう支援を継続します。

(2) 医療型児童発達支援

【主な対象者】

発達に不安があり、医療的支援が必要な幼児、児童

【サービス内容】

医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本島内に指定事業所が無いいため実績はありません。

(3) 放課後等デイサービス

【主な対象者】

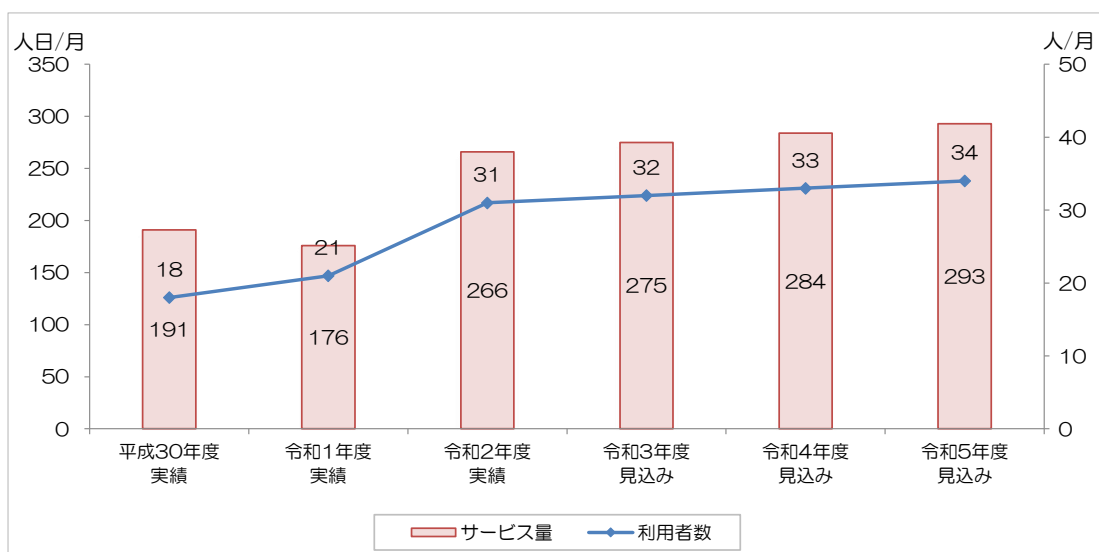
発達に不安のある児童、生徒

【サービス内容】

授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	18	21	31	32	33	34
サービス量	人日/月	191	176	266	275	284	293



【今後の方向性】

児童発達支援と同様に、新規事業所開設に伴い利用実績は大幅に増加しています。教育機関と連携し小・中・高と利用者の年齢に応じた適切な支援が行われるよう支援体制の構築を図ります。

(4) 保育所等訪問支援

【主な対象者】

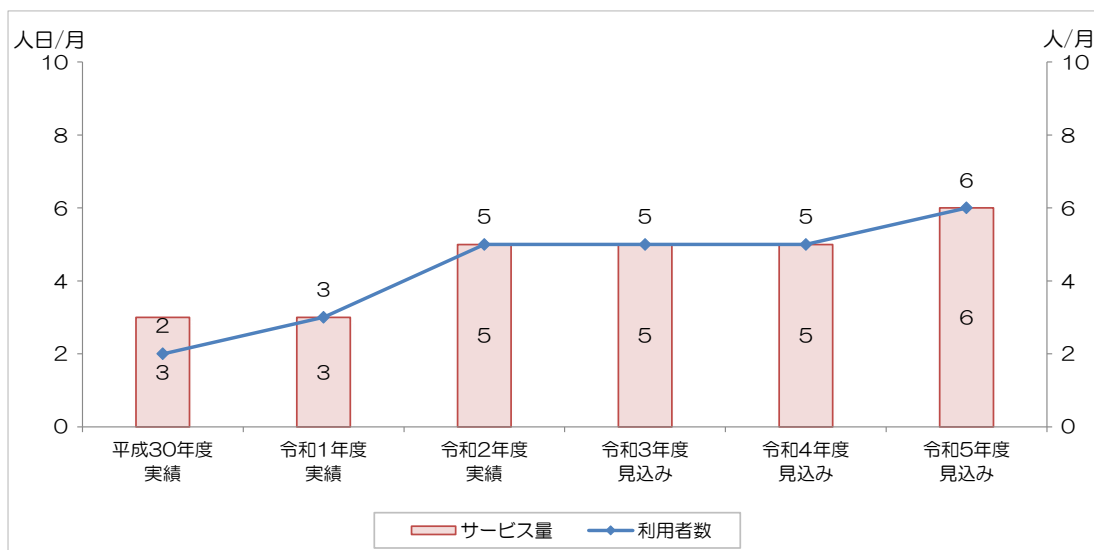
保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童

【サービス内容】

保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	2	3	5	5	5	6
サービス量	人日/月	3	3	5	5	5	6



【今後の方向性】

子ども部会や子ども支援Netにおいて各機関の顔の見える体制を更に強化し、一人一人の特性に合わせた支援が保育所、学校でも継続して行われるよう利用を促進します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

【主な対象者】

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

【サービス内容】

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本島内に指定事業所が無いいため実績はありません。

(6) 障害児相談支援

【主な対象者】

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する全ての発達に不安のある幼児、児童、生徒

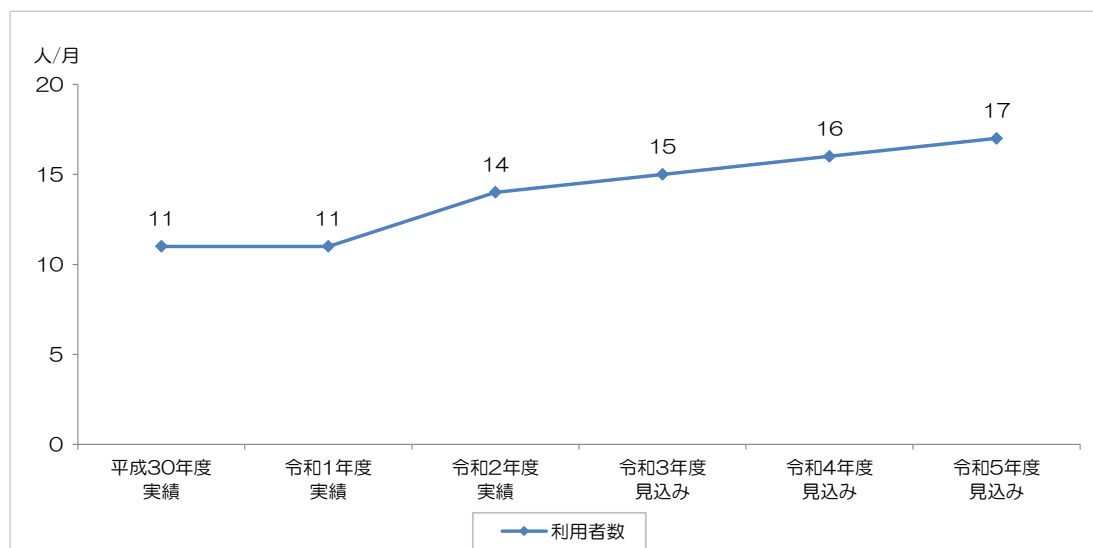
【サービス内容】

障がい児支援利用援助は、障害児通所給付費の申請に係る発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。

継続障がい児支援利用援助は、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

【サービス利用実績・見込量】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	11	11	14	15	16	17



【今後の方向性】

サービス利用者増加の見込みに応じて見込み量も増加で設定しています。様々な特性に応じて適正な支援が行われるよう、児童の成長速度に合わせた十分なアセスメントを行い、保護者、事業所、保育所、教育機関、子育て世代包括支援センターと密な連携を図ります。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人/年	0	0	4	4	4	4

【今後の方向性】

圏域にて4名のコーディネーターを配置済み。

(8) 障がい児の子ども・子育て等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量(人)	見込み(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	96	32	32	32
認定こども園	0	0	0	0
放課後等児童健全育成事業	6	1	2	3

【今後の方向性】

障害児保育教育対象児童等認定審査会の開催にて設定。

4 障害福祉サービス等の主な対象者・サービス内容（再掲）

(1) 訪問系サービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・ 障害支援区分が区分1以上 (児童の場合はこれに相当する心身の状態)である人	ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	・ 重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人 (障害支援区分3以上)	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者 	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆、代読含む）や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人 	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人 	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、又は難病を患っている人 	身体障がいのある人、又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者 	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人 	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人 	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用につかぬ人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人 	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。</p>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 	<p>一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。</p>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人 (1)筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人 (2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人 	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所（福祉型）	<ul style="list-style-type: none"> 障害支援区分が区分1以上の人 障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童 	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>
短期入所（医療型）	<ul style="list-style-type: none"> 遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等 	<p>（この欄は上記の短期入所（福祉型）と同様です。）</p>

(3) 居住系サービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等 	<p>定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。</p>
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。） 	<p>障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p>
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人 	<p>施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。</p>

(4) 相談支援

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者 	<p>サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者 	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

サービス名	主な対象者	サービス内容
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者 	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援等

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に不安のある幼児、児童 	<p>児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。</p>
医療型 児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に不安があり、医療的支援が必要な幼児、児童 	<p>医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。</p>
放課後等 デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に不安のある児童、生徒 	<p>授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。</p>
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童 	<p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。</p>
居宅訪問型 児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児 	<p>障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。</p>
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する全ての発達に不安のある幼児、児童、生徒 	<p>障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続障がい児支援利用援助は、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。</p>

5 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、奄美地区障害者虐待防止センターを中心として、大島支庁地域保健福祉課、児童相談所、名瀬保健所、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。

また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- ② 一時保護に必要な居室の確保
- ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修
- ④ 権利擁護の取組

(2) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動を、様々な方法でサポートし、障がい者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の促進

障がい及び障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動を推進するとともに、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

障害福祉事業所等を対象に、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へつながる有効な取組等について情報提供等を行います。

6 その他の活動

(1) 龍郷町身体障害者協会

高齢化等に伴い会員が減少傾向の為、手帳取得時の窓口周知や広報を徹底し会員増に努めます。また、協会員と協議しバリアフリーの推進や地域での様々な課題に対し各関係機関への要望書提出等の活動を引き続き継続します。さらに、県障害者スポーツ大会の競技種目に追加された「ボッチャ」を通じて、町内福祉事業所、老人クラブ等との交流会を開催し地域共生社会の推進を図ります。

第7章 計画の推進

1 障がい者を支える体制づくり（奄美地区地域自立支援協議会）

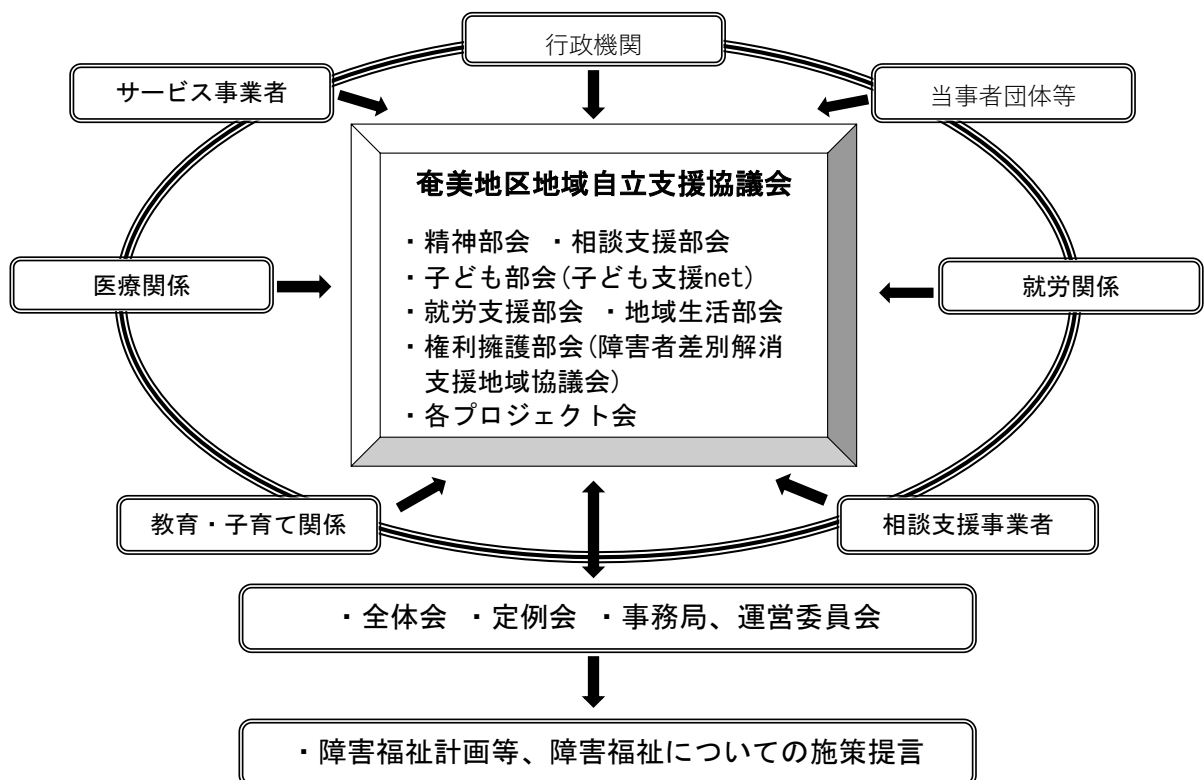
障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、これらのサービスの適切な利用を支える相談体制の構築とともに、地域全体で障がい者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワーク構築、強化することが重要になります。

このため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される奄美地区地域自立支援協議会が設置されています。

この自立支援協議会は、町や相談事業所が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業所、医療・教育・雇用・保健を含めた関係者が地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。自立支援協議会がその役割を果たすために、専門部会を設け関係者間の連携を図っています。

また、協議会事務局を奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町が委託する奄美地区障害者等基幹相談支援センター（ぴあリンク奄美）が担っており、全体会や定例会、研修会などの企画運営を実施し、地域の総合的・専門的相談体制、地域移行・定着の促進、障がい者虐待防止への対応、権利擁護についての業務も実施しています。

【奄美地区地域自立支援協議会の組織図（イメージ図）】



2 計画の推進体制

(1) PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

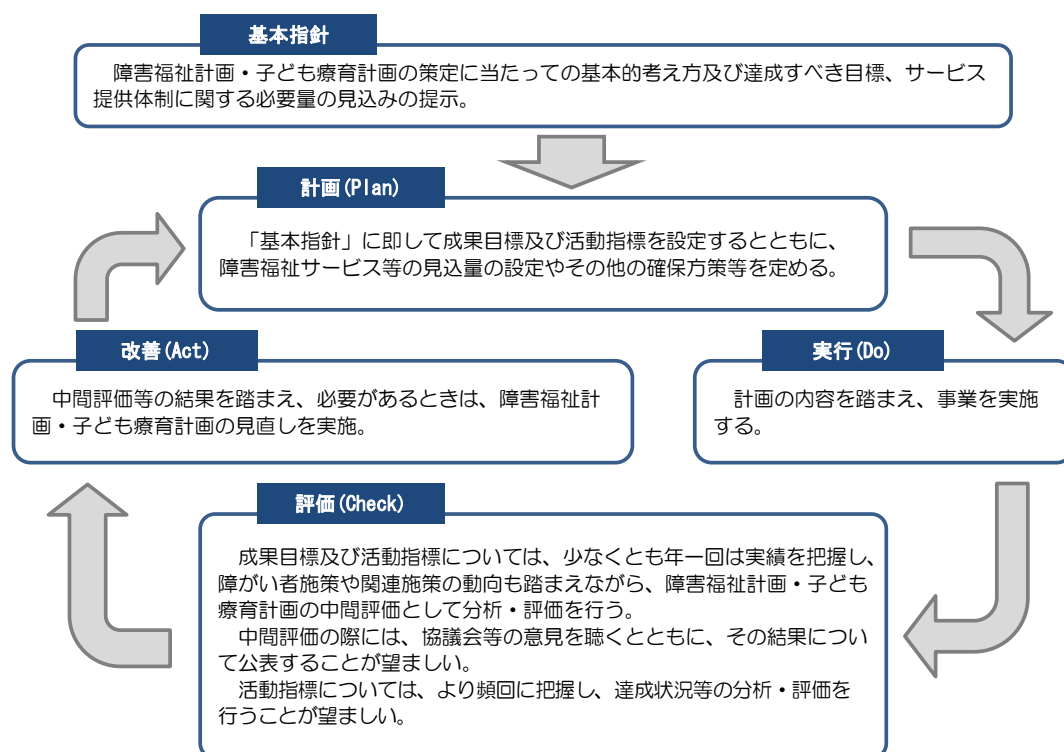
「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画等におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。
- 中間評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

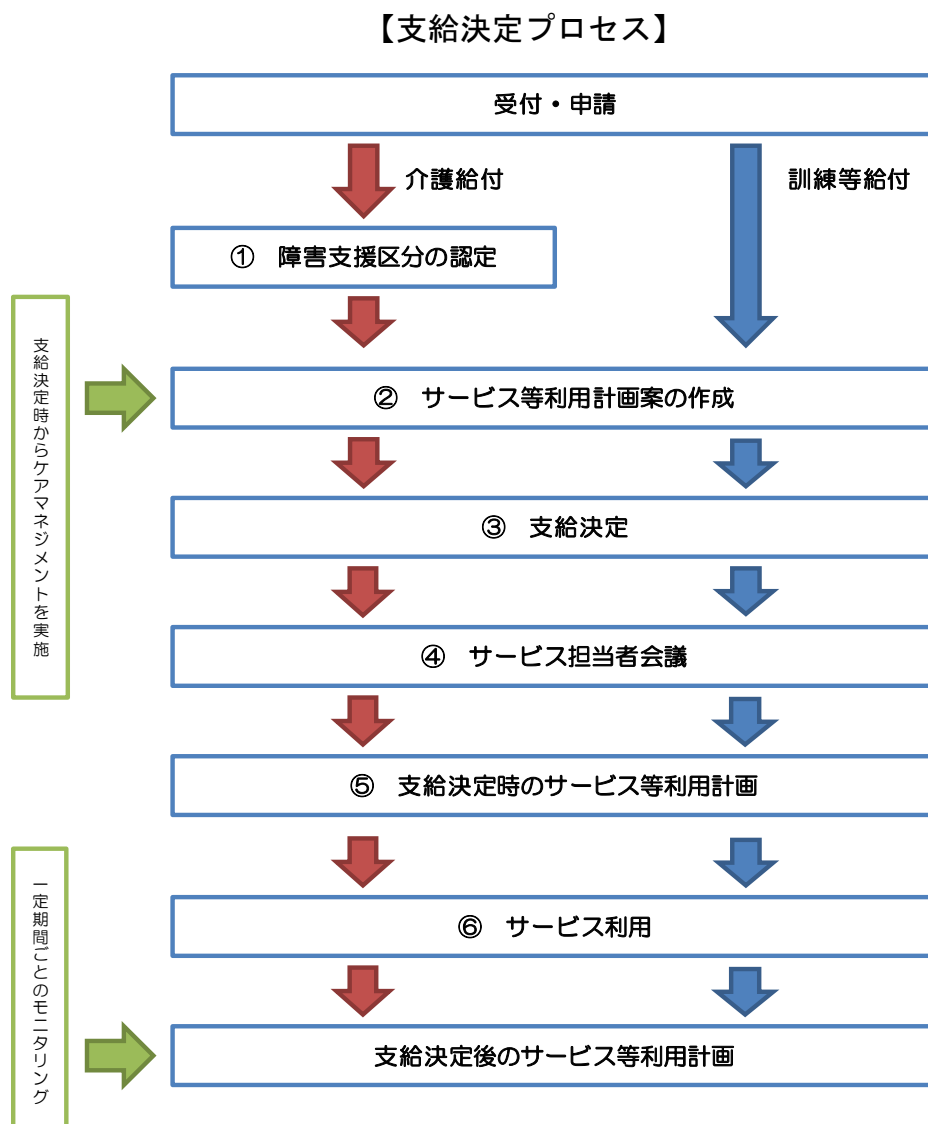
【障害福祉計画・子ども療育計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

(1) サービス利用までの流れ

- ①サービスの利用を希望する人は、町の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②町は、サービスの利用の申請をした人（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、町に提出します。
- ③町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。



(2) サービスの質の確保

各種関係機関と連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

(3) 苦情処理システムの確立

障がい者は、町が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された不服審査会に審査請求できることになっています。

さらに、町の窓口等でも対応できるようにします。

(4) 障害者総合支援法、児童福祉法についての幅広い広報

町民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

○広報紙・ホームページを活用し、随時、障害者総合支援法、児童福祉法等の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレット等を作成し、配布します。

○障がい者の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等のあらゆる組織と連携し、障がい者施策に関する情報や説明を行います。

(5) 情報ネットワークの構築

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括、提供できる体制づくりが必要です。このため、行政と各関係機関及び町民が情報共有を図ります。

(6) 人材の確保

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者等の資質の向上、NPOやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

資料編

1 龍郷町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日告示第 20—7 号

(設置)

第 1 条 本町における障害者福祉事業に関する総合的な計画を策定するため、龍郷町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び運営管理に関すること。
- (3) 前各号に関連して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 身体障害者関係者
- (3) 知的障害者関係者
- (4) 精神障害者関係者
- (5) 社会福祉協議会関係者
- (6) 民生・児童委員
- (7) 本町の職員

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、保健福祉課において処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 龍郷町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

No	関係機関	所 属	職 名	氏 名
1	身体障害者関係者	龍郷町身体障害者協会	会長	榮 康 博
2		社会福祉法人 愛誠会 星の園	相談支援専門員	潤 俊 司
3	知的障害者関係者	社会福祉法人 セントジョセフ会 希望の星学園	施設長	田下 哲朗
4	精神障害者関係者	あまみ相談支援センター	精神保健福祉士	安田 隼人
5	障害児関係者	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷かがやき	所長	赤塚 美穂子
6	社会福祉協議会関係者	社会福祉法人 龍郷町社会福祉協議会	事務局長	前島 克幸
7	自立支援協議会	奄美地区地域自立支援協議会	事務局	大津 敬
8	民生・児童委員	龍郷町民生委員・児童委員	会長	山口 利博
9	保健医療関係者	龍郷町 保健福祉課	係長（保健師）	森田 みのり
10	本町の職員	龍郷町 大勝保育所	所長	隣 晴 美
11		龍郷町 教育委員会	指導主事	宮崎 憲一郎
12		龍郷町 保健福祉課	課長	満永 たまよ
13		龍郷町 保健福祉課	課長補佐	松尾 昭宏
14		龍郷町 保健福祉課	主査	牧 正二郎

3 用語解説

あ行	
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことです。
インクルーシブ教育	障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされています。
ウェブアクセシビリティ (情報アクセシビリティ)	高齢者や障がい者など、心身の機能に制約のある人でも年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報の利用しやすさのことです。
か行	
高次脳機能障がい	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能(高次脳機能)に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態のことです。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がいのある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めた法律で、平成 18 年 12 月に施行されています。
さ行	
手話通訳者	聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障がいのある人と聴覚に障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人のことです。
手話通訳奉仕員	聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する人のことです。

障がい児	児童福祉法第4条では、「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。」と定義されています。
障害児福祉手当	20歳未満で、精神（知的も含む）又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人は該当しません。
障がい者	障害者基本法第2条では、「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律です。
障害者虐待防止法	障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律で平成24年10月に施行されています。
障害者総合支援法	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に施行されています。
障害者の権利に関する条約 （障害者権利条約）	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定められた条約です。 前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定しています。
障害福祉サービスの利用等に あたっての意思決定支援ガイド ライン	事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を目的とした指針です。

障害者優先調達推進法	障害者就労施設等で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めることを目的として、国や地方自治体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律で、平成 25 年 4 月に施行されています。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成 28 年 4 月に施行されています。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がい者に対して交付されます。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚、平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器の機能の障がい、⑥ぼうこう、直腸の機能の障がい、⑦小腸の機能の障がい、⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、⑨肝臓の機能の障がいで、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載されています。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあると認定された人に対して交付されます。精神障害者保健福祉手帳の等級は、1 級から 3 級まであります。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の財産管理、弁護士サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度です。
た行	
特別支援教育	障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当です。ただし、障がい児が施設等に入所している場合は該当しません。

特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人及び病院等に3か月以上入院している人は該当しません。
な行	
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。 障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられました。
は行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がいや行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。
発達障害者支援法	既存の障害者福祉制度の谷間におかれ、その気づきや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称して、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めた法律です。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味です。建物内の段差の解消などのハード面だけではなく、近年では、全ての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられています。
避難行動要支援者	障がい者やひとり暮らし高齢者などの配慮が必要な人で、自ら避難することが困難な人です。
福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に支援が必要な人たちに配慮した避難施設です。
法定雇用率	従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用促進法によって義務づけられた障がい者の雇用割合です。

や行	
要約筆記者	話されている内容を要約し、文字として聴覚障がい者へ伝える通訳者です。
ら行	
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して交付されるものです。

龍郷町
第6期障害福祉計画
第2期子ども療育計画

令和3年3月

発行・編集

龍郷町 保健福祉課

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地
TEL 0997-62-3111 FAX 0997-62-2535
